

(修正案)

# 川崎市地域防災計画

風水害対策編

(令和7年度修正)

川崎市防災会議

# 目次

## 第1部 総則

### 第1章 計画の方針

第1節	計画の目的	1
第2節	国・県の防災計画等との関係	1
第3節	川崎市国土強靱化地域計画との関係	1
第4節	計画の修正	2
第5節	計画の習熟	2
第6節	計画の構成及び内容	2
第7節	個別防災計画の策定	3
第8節	男女共同参画や災害時要配慮者等の視点への配慮	3
第9節	計画の体系	5

### 第2章 防災関係機関の業務大綱

第1節	川崎市	6
第2節	神奈川県	6
第3節	神奈川県警察	7
第4節	指定地方行政機関	7
第5節	自衛隊	9
第6節	指定公共機関	9
第7節	指定地方公共機関	10
第8節	その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	11
第9節	住民組織	12

### 第3章 市の自然と災害

第1節	地勢の概況	14
第2節	社会的条件	16
第3節	気象の概況	17
第4節	既往の風水害	19

## 第2部 予防計画

### 第1章 防災力の向上

第1節	基本理念	28
第2節	防災知識の普及と意識の高揚	29
第3節	自主防災組織等の育成・強化	31
第4節	防災ネットワークづくりの推進	32
第5節	消防団の充実・強化	32
第6節	企業防災の促進	33
第7節	応援協定の締結及び実効性の確保に向けた取組の推進	34
第8節	その他防災力の活用	34
第9節	大規模な建築物における防災力向上	35
第10節	地区防災計画の提案等	35

第11節	災害対応の拠点となる庁舎等や公共施設の耐災害性の向上	35
第2章	河川の対策	
第1節	河川の管理	37
第2節	河川の整備	37
第3節	雨水対策	38
第4節	取水堰及び水門等の維持管理及び操作	38
第5節	洪水の浸水想定区域の指定	39
第6節	ハザードマップの作成・公表	39
第7節	避難行動の啓発	39
第3章	下水道施設の整備	
第1節	下水道（雨水管きよ等）の整備	41
第2節	ポンプ場の機能向上	41
第3節	貯留施設の整備	41
第4節	低地改良の推進	42
第4章	港湾・高潮の対策	
第1節	波浪・高潮対策の施設整備・管理	43
第2節	高潮浸水想定区域の指定	44
第3節	企業及び防災組織等との連携	44
第5章	土砂災害・宅地災害対策	
第1節	土砂災害防止対策	45
第2節	宅地災害の予防対策	46
第3節	道路崖の適切な維持管理	47
第4節	空家等対策	47
第6章	火山災害対策	
第1節	火山灰による被害	51
第2節	情報収集等	51
第3節	降灰対策等の推進	52
第4節	他自治体との連携	52
第5節	市民等の平時からの備え	52
第7章	地下街等及び大規模工場等の対策	
第1節	地下街等の範囲	53
第2節	大規模工場等の範囲	54
第3節	避難体制及び浸水防止の整備	55
第8章	災害時要配慮者対策	
第1節	地域と連携した共助体制の確保	56
第2節	個別避難計画	58
第3節	災害時要配慮者利用施設等の対策	58
第4節	外国人等に関する対策	60
第5節	避難所等の対策	60
第9章	情報システムの整備	
第1節	総合防災情報システム	62

第 10 章	防災情報発信の基本的な考え方	
第 1 節	趣旨・背景	64
第 2 節	効率的・効果的な防災情報発信に関する基本方針	64
第 3 節	基本的な考え方	64
第 4 節	防災ラジオの運用	65
第 11 章	地域防災拠点及び避難施設の整備	
第 1 節	地域防災拠点	66
第 2 節	避難施設	66
第 3 節	在宅での避難の考え方の啓発等	68
第 4 節	災害時のトイレ対策	68
第 12 章	物資・資器材の備蓄及び協定	
第 1 節	水防用資器材の保管	69
第 2 節	食料、飲料水及び生活必需品の備蓄	69
第 3 節	資器材の備蓄	69
第 4 節	備蓄物資の管理及び備蓄状況の把握	70
第 5 節	各局区の備蓄業務等	70
第 6 節	物資の供給体制の整備	71
第 7 節	物資の受援体制の構築	71
第 13 章	防災訓練の実施・指導	
第 1 節	訓練の方針及び実施時期	72
第 2 節	訓練の種類	72
第 3 節	訓練の検証	73
第 14 章	災害ボランティアとの連携	
第 1 節	ボランティアの活動分野	74
第 2 節	災害ボランティアの活動支援のための環境整備	75
第 3 節	被災者援護協力団体の登録制度の活用	75
第 15 章	災害救助法に基づく救助の実施に係る連携体制の構築等	
第 1 節	神奈川県等との連携体制の構築	76
第 2 節	救助の実施体制の整備	76
第 16 章	業務継続計画（BCP）	
第 1 節	発動条件	77
第 2 節	発動期間	77
第 3 節	BCPの発動及び解除の周知	77
第 3 部	初動対策計画	
第 1 章	初動体制の確立	
第 1 節	体制の概要	78
第 2 節	市施設の閉鎖などの市民サービスの停止等	79
第 3 節	川崎市災害警戒体制	79
第 2 章	川崎市災害警戒本部	
第 1 節	市警戒本部	81

第2節	区本部	81
第3章	川崎市災害対策本部	
第1節	市本部の設置及び廃止	83
第2節	市本部の組織及び運営	83
第3節	各部・区本部間の相互応援	85
第4章	災害対策要員の動員・配備	
第1節	市職員の動員体制	87
第2節	動員の方法	95
第5章	消防の警防体制	
第1節	消防の組織	96
第2節	特別警防体制	96
第3節	動員・召集等	97
第4節	活動対策	97
第6章	災害情報の収集と伝達	
第1節	情報の収集及び伝達体制	99
第2節	災害情報の収集・集約等	99
第3節	横浜地方気象台等の行う気象等予報・警報及び発表・伝達	101
第4節	洪水予報	111
第5節	水防警報及び特別警戒水位	112
第6節	高潮氾濫発生情報	116
第7節	水位周知下水道における水位到達情報	117
第8節	その他の情報	118
第7章	災害情報の広報	
第1節	広報内容	120
第2節	広報活動の方法	120
第3節	報道機関への情報提供及び発表方法	121
第4節	災害広聴の実施	122
第4部	応急対策計画	
第1章	警備・交通対策	
第1節	車両の移動	123
第2節	警察の警備体制	123
第3節	海上保安庁の警備救難体制	124
第4節	道路交通対策	128
第2章	避難対策	
第1節	避難行動（安全確保行動）の考え方	131
第2節	避難情報	131
第3節	住民説明の実施	134
第4節	避難誘導	134
第5節	緊急避難場所・避難所の開設等	135
第6節	感染症対策を踏まえた緊急避難場所・避難所の管理運営等	137

第7節	警戒区域	137
第3章	河川・港湾・崖地の災害防止対策	
第1節	河川対策	139
第2節	港湾対策	139
第3節	土砂災害防止対策	139
第4節	土砂災害に対する二次災害防止対策	139
第4章	医療救護・福祉対応	
第1節	医療救護活動体制の整備	140
第2節	医療救護班等の編成・活動	145
第3節	被災傷病者の収容医療施設	147
第4節	市内における医療資源等の確保	147
第5節	市外への応援要請	148
第6節	災害時の福祉対応	148
第5章	物資等の供給	
第1節	飲料水・生活水の供給	151
第2節	食料等の供給	152
第3節	生活必需品等の供給	154
第4節	災害用トイレの供給	156
第5節	義援物資の受付	156
第6節	応援要請	156
第7節	災害対策要員の飲料水・食料の確保	156
第6章	混乱防止対策	
第1節	情報パニックによる混乱防止措置	158
第2節	主要ターミナル駅・周辺の混乱防止措置	158
第7章	輸送計画	
第1節	輸送の優先順位	159
第2節	輸送の実施	159
第3節	緊急活動道路の確保	160
第4節	<u>物資拠点における支援物資等の受入れ及び輸送</u>	161
第5節	基幹的広域防災拠点（東扇島地区）との連携	162
第6節	ヘリコプターの運用調整及び離着陸場等	162
第8章	障害物の除去等	
第1節	除去の対象・実施者	163
第2節	除去した障害物の集積場所等	163
第9章	大雪・降灰の除去など	
第1節	大雪対策	165
第2節	降灰対策	165
第3節	応援要請	165
第10章	防疫・保健衛生	
第1節	防疫対策	166
第2節	環境・食品衛生対策等	166

第 3 節	保健医療対策	168
第 11 章	災害廃棄物等処理計画	
第 1 節	組織体制	169
第 2 節	ごみ処理	169
第 3 節	し尿処理	170
第 12 章	行方不明者の捜索、遺体の取扱い	
第 1 節	行方不明者・遺体の捜索	174
第 2 節	遺体の取扱い	174
第 3 節	火葬	176
第 13 章	文教対策	
第 1 節	学校施設の応急対策	178
第 2 節	児童・生徒等の措置、臨時休業の措置及び応急教育の実施方法	178
第 3 節	学校用品等の調達・支給	179
第 4 節	学校給食等の措置	179
第 5 節	教育施設の応急対策	179
第 6 節	文化財の保護	179
第 7 節	避難収容施設の運営支援	179
第 8 節	わくわくプラザにおける措置	180
第 14 章	社会福祉施設等の応急対策	
第 1 節	施設の応急対策	181
第 2 節	児童・利用者等の措置	181
第 3 節	施設利用等の提供	181
第 4 節	要配慮者の二次避難所	182
第 15 章	公共的施設等の応急対策	
第 1 節	市施設の応急対策	183
第 2 節	土木施設の応急対策	183
第 3 節	上水道・工業用水道施設の応急対策	184
第 4 節	下水道施設の応急対策	184
第 16 章	応急住宅対策	
第 1 節	被災した住宅の応急修理	185
第 2 節	障害物の除去	185
第 3 節	応急仮設住宅の供与	186
第 4 節	一時的居住先としての公営住宅等の活用	187
第 17 章	広域応援体制	
第 1 節	応援の要請	188
第 2 節	項目別応援要請	188
第 3 節	総合的な応援要請	188
第 4 節	活動拠点の配置	191
第 5 節	海外からの支援の受入れ	194
第 6 節	災害ボランティアの活動支援	194
第 18 章	災害救助法	

第1節	災害救助法に基づく救助の実施等	196
第2節	災害救助法の適用基準	196
第3節	大規模な災害における神奈川県等との連携	197
第4節	救助の内容	197
第5節	従事命令、協力命令、施設の管理、物資の収用等	198

## 第5部 復旧計画

### 第1章 民生安定のための緊急措置

第1節	相談窓口の開設	199
第2節	義援金等の配分	199
第3節	弔慰金・見舞金等の支給	199
第4節	資金の貸付	200
第5節	市税等・保険料等の減免措置等	203
第6節	罹災証明書の交付	208
第7節	被災者生活再建支援金の支給	208

### 第2章 公共施設の災害復旧

第1節	事業実施に伴う国の財政援助等	210
第2節	激甚災害の指定	211
第3節	激甚法に定める財政援助等	212

## 第6部 公共事業施設防災計画

### 第1章 東京電力パワーグリッド株式会社

第1節	計画方針	213
第2節	防災対策機関の所在地	213
第3節	応急活動	213

### 第2章 東京ガス株式会社

第1節	計画方針	215
第2節	所管	215
第3節	施設の災害予防計画	215
第4節	応急対策	215
第5節	復旧計画	216

### 第3章 NTT東日本株式会社

第1節	計画方針	217
第2節	災害対策本部の所在地	217
第3節	事前措置	217
第4節	発災時等の措置	217

# 第 1 部 総 則

## 第1章 計画の方針【危機管理本部、消防局、市民文化局、各局室区】

### 第1節 計画の目的【危機管理本部、各局室区】

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、川崎市防災会議が作成する風水害対策に関する計画であって、市、県、指定地方行政機関、県警察、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下「市及び防災関係機関等」という。）が連携し、その有する全機能を発揮して、市域における風水害、大雪及び降灰等による被害に係る予防、初動対策、応急対策及び復旧を総合的・計画的かつ有効的に実施することにより、被害の軽減を図り、市域並びに市民の生命、身体、財産を災害から保護し、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資するとともに、各局区、防災関係機関等における防災計画及び諸活動を実施する際の基本的・総合的な活動指針としての役割を果たすものである。

- 1 防災行政を進める上での指針
- 2 住民等の防災活動に際しての指針
- 3 市や指定公共機関等が、各種の防災計画を策定し、事業を行うにあたり尊重すべき役割

（資料編 川崎市防災会議条例）

（資料編 川崎市防災会議条例運営要綱・構成表）

（資料編 川崎市防災会議専門部会運営規定）

※ 本計画において、各局室区については、災害警戒本部又は災害対策本部が設置された場合には、各部及び区本部と読み替えるものとする。

### 第2節 国・県の防災計画等との関係【危機管理本部、各局室区】

- 1 防災業務計画及び神奈川県地域防災計画との関係

この計画は、国の防災基本計画に基づき作成される防災業務計画及び神奈川県地域防災計画等との整合性・関連性を有するものとする。

- 2 大規模氾濫減災協議会及び神奈川県大規模氾濫減災協議会との関係

国〔国土交通大臣〕及び神奈川県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「神奈川県大規模氾濫減災協議会」に参加し、国、神奈川県等の多様な関係者と、密接な連携体制を構築するものとする。

- 3 流域治水プロジェクトとの関係

近年激甚化・頻発化する洪水等の水災害に対しては、未だ施設の整備が途上であることや、施設整備の目標を超える洪水の発生が頻発化している現状を踏まえ、治水事業や浸水対策等をこれまで以上に充実・強化することに加え、あらゆる関係者の協働により流域全体で治水対策に取り組む流域治水プロジェクトと連携するものとする。

### 第3節 川崎市国土強靱化地域計画との関係【危機管理本部】

この計画は、川崎市国土強靱化地域計画との整合性・関連性を有する。

#### 第4節 計画の修正【危機管理本部】

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。また、修正した場合は、これを広く公表することとする。

#### 第5節 計画の習熟【危機管理本部】

市及び防災関係機関等は、平素から調査・研究、教育・研修、訓練等によりこの計画及びこれに関連する他の計画の習熟に努めなければならない。

また、このうち特に必要と認めるものについては、本市における風水害対策の総合的な推進を図るため、市民・事業者への周知徹底を図るものとする。

#### 第6節 計画の構成及び内容【危機管理本部】

この計画は、風水害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、市及び防災関係機関等が行うべき防災対策を「予防計画」「初動対策計画」「応急対策計画」「復旧計画」の時系列的に配し、市及び防災関係機関等の防災計画の策定、防災活動の実施等に係る基本指針を示すものである。また本編に定めのない事項については、「震災対策編」及び「都市災害対策編」を準用するものとする。

この計画の構成及び主な内容は、次のとおりとする。

構 成	主 な 内 容
総 則	市及び防災関係機関等が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱について定める。
予 防 計 画	災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に止めるため、市及び防災関係機関等が日ごろから行うべき措置等について定める。
初 動 対 策 計 画	災害の発生に備えた初動体制、市及び防災関係機関等との情報通信体制等について定める。
応 急 対 策 計 画	災害発生から応急対策の終了に至るまで、市及び防災関係機関が行う応急対策に係る措置について定める。
復 旧 計 画	被災者の生活支援、公共施設の災害復旧等について定める。
公共事業施設防災計画	ライフライン事業者の防災計画について定める。

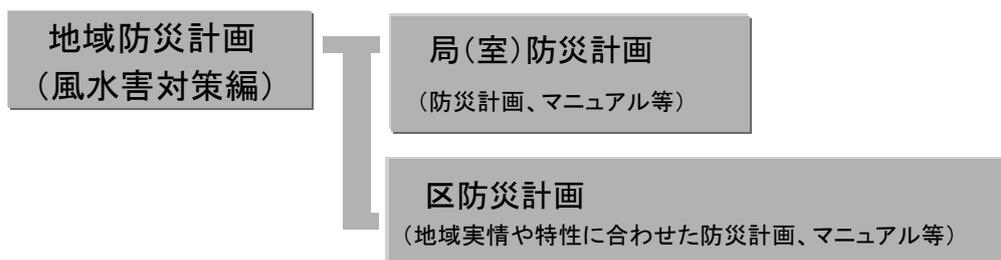
## 第7節 個別防災計画の策定【各局室区】

### 1 防災関係機関等個別防災計画の策定

この計画で業務を定められた防災関係機関等は、業務大綱に基づく防災計画の策定に努めるものとする。

### 2 市個別防災計画の策定等

各局（室）長は、この計画で定める予防、初動対策、応急対策及び復旧の実施に関し、「局（室）防災計画」をあらかじめ定めるものとする。また、各区長は、その所掌事務について地域の役割を明確にし、防災上とるべき措置及び区本部の応急対策について、区の実情や地域特性に合わせた「区防災計画」をあらかじめ定めるものとし、これを随時見直すものとする。



### 3 個別防災計画の推進

川崎市防災会議は、市及び防災関係機関等に対して個別防災計画の策定を推進するよう努めなければならない。

## 第8節 男女共同参画や災害時要配慮者等の視点への配慮【危機管理本部、市民文化局人権・男女共同参画室、各局室区】

過去の災害発生時の経験から、被災時に増大する家事、育児、介護等の女性への集中や、配偶者等からの暴力や性被害、性暴力が生じるといったジェンダー課題が明らかになっている。

こうした課題を踏まえ、災害時における様々な被害やニーズに対応するため、市では、地域防災活動における女性の参画を推進するとともに、この計画のすべての事項を通じて、被災時の男女のニーズの違いに配慮を行うほか、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。また、男女共同参画センターが、男女共同参画の視点に基づく防災活動の拠点となるよう、市民文化局人権・男女共同参画室は関係局区と連携し必要な支援を行う。

また、災害時要配慮者等（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦や性的マイノリティなど）についても、災害時の避難生活などにおいて課題が顕在化しやすいことから、そのニーズの違いに配慮し、当事者の視点を取り入れた防災体制の確立に努め、関係局区が連携し必要な支援を行うものとする。

時期	男女共同参画センターの役割
平常時	<ul style="list-style-type: none"><li>男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に資する啓発事業を実施する。</li><li>各種事業を通じ、災害発生後に避難所やボランティア活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者とならないよう「暴力は許されない」という意識の普及を図る。</li></ul>

災害時	<ul style="list-style-type: none"><li>・男女共同参画の視点に基づく情報発信。</li><li>・市民文化局人権・男女共同参画室と協議の上、災害時における男女共同参画の視点に基づく相談受理体制を確立する。</li></ul>
-----	--

第9節 計画の体系【危機管理本部】

災害対策基本法	総 則	第1章 計画の方針
		第2章 防災関係機関の業務大綱
地域防災計画	予防計画	第3章 市の自然と災害
		第1章 防災力の向上
		第2章 河川の対策
		第3章 下水道施設の整備
		第4章 港湾・高潮の対策
		第5章 土砂災害・宅地災害対策
		第6章 火山災害対策
		第7章 地下街等及び大規模工場等の対策
		第8章 災害時要配慮者対策
		第9章 情報システムの整備
		第10章 防災情報発信の基本的な考え方
		第11章 地域防災拠点及び避難施設の整備
		第12章 物資・資器材の備蓄及び協定
		第13章 防災訓練の実施・指導
		第14章 災害ボランティアとの連携
		第15章 災害救助法に基づく救助の実施に係る連携体制の構築等
第16章 業務継続計画(BCP)		
風水害対策編	初動対策計画	第1章 初動体制の確立
		第2章 川崎市災害警戒本部
		第3章 川崎市災害対策本部
		第4章 災害対策要員の動員・配備
		第5章 消防の警防体制
		第6章 災害情報の収集と伝達
		第7章 災害情報の広報
震災対策編	応急対策計画	第1章 警備・交通対策
		第2章 避難対策
		第3章 河川・港湾・崖地の災害防止対策
		第4章 医療救護・福祉対応
		第5章 物資等の供給
		第6章 混乱防止対策
		第7章 輸送計画
		第8章 障害物の除去等
		第9章 大雪・降灰の除去など
		第10章 防疫・保健衛生
		第11章 災害廃棄物等処理計画
		第12章 行方不明者の捜索、遺体の取扱い
		第13章 文教対策
		第14章 社会福祉施設等の応急対策
		第15章 公共的施設等の応急対策
		第16章 応急住宅対策
		第17章 広域応援体制
		第18章 災害救助法
都市災害対策編	復旧計画	第1章 民生安定のための緊急措置
		第2章 公共施設の災害復旧
資 料 編	公共事業施設 防災計画	第1章 東京電力パワーグリッド株式会社
		第2章 東京ガス株式会社
		第3章 NTT東日本株式会社

## 第2章 防災関係機関の業務大綱

市は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から安全に守るため、防災関係機関等との連携のもとに防災活動を実施する。市及び防災関係機関等の処理すべき業務は、おおむね次のとおりである。

### 第1節 川崎市

川 崎 市	1 防災組織の整備及び育成指導 2 防災知識の普及及び教育 3 防災訓練の実施 4 防災施設の整備 5 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備 6 消防・水防活動その他の応急措置 7 避難対策 8 災害に関する情報収集及び救護の実施 9 被災者に対する救助及び救護の実施 10 保健衛生 11 文教対策 12 災害救助法に基づく被災者の救助 13 被災施設の復旧 14 その他の災害応急対策 15 その他災害の発生の防ぎよ及び拡大防止のための措置
-------------	---

### 第2節 神奈川県

神 奈 川 県	1 防災組織の整備 2 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 3 防災知識の普及及び教育 4 災害教訓の伝承に関する啓発 5 防災訓練の実施 6 防災施設の整備 7 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備 8 風水害に関する情報の収集、伝達及び広報 9 緊急輸送の確保 10 交通規制、その他社会秩序の維持 11 保健衛生 12 文教対策 13 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援 14 災害救助法に基づく被災者の救助（救助実施市の区域を除く）及び連絡調整 15 被災施設の復旧 16 その他災害の発生の防ぎよ及び拡大防止のための措置
------------------	--

### 第3節 神奈川県警察

神	1 警備体制の整備
奈	2 災害に関する情報の収集及び被害調査
川	3 避難誘導、被災者の救出その他人命保護の措置
県	4 犯罪の予防取締その他治安維持の措置
警	5 交通規制・管制
察	6 遺体の検視等に関する措置

### 第4節 指定地方行政機関

関東総合通信局	<p>1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する こと</p> <p><u>2 災害時テレコム支援チーム (MIC-TEAM) による災害対応支援</u></p> <p><u>3 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用設備及び災害対策 用移動電源車等の貸出しに関すること</u></p> <p><u>4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の 開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口 頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する こと</u></p> <p><u>5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関 すること</u></p>
神奈川県労働局 (川崎南・北 労働基準監督署)	<p>1 事業所等に対する防災対策の周知及び指導</p> <p>2 事業所等の被災状況の把握</p> <p>3 復旧・復興工事の労働災害防止の指導援助</p> <p>4 被災者の雇用対策</p>
関東農政局 (神奈川県拠点)	<p>1 農業関係の被災状況の情報収集及び報告に関すること</p> <p>2 応急用食料等の支援に関すること</p> <p>3 食品の需給・価格動向等に関すること</p>
関東経済産業局	<p>1 生活必需品、復旧用資材等防災関係物資の円滑な供給確保</p> <p>2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保</p> <p>3 被災中小企業の振興</p>
関東東北産業保安監督部	<p>1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物の保全</p>
関東地方整備局 (川崎国道事務所) (横浜国道事務所)	<p>1 災害時における道路啓開等交通確保</p> <p>2 災害応急工事及び復旧工事の施工</p> <p>3 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施</p>
関東地方整備局 (京浜河川事務所)	<p>1 所管区域河川の改良工事・維持修繕その他の管理</p> <p>2 洪水予報及び水防警報の発表・伝達等</p> <p>3 災害応急工事及び復旧工事の施工</p> <p>4 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施</p>
関東地方整備局 (京浜港湾事務所)	<p>1 港湾施設及び海岸保全施設等の整備</p> <p>2 港湾施設及び海岸保全施設に係る災害情報の収集及び応急対策</p>

(京浜港湾事務所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 港湾施設及び海岸保全施設に係る災害情報の収集及び応急対策並びに復旧対策の指導、協力</li> <li>3 港湾施設及び海岸保全施設の災害応急対策及び復旧対策の実施</li> <li>4 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施</li> </ul>
関東運輸局 (神奈川運輸支局) (川崎海運支局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における輸送機関との連絡調整事務</li> <li>2 災害時における応急海上輸送</li> <li>3 代替輸送の輸送機関への指導調整</li> </ul>
第三管区海上保安本部 (横浜海上保安部、川崎海上保安署)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 風水害等に関わる訓練の実施</li> <li>2 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発</li> <li>3 港湾の状況等の調査研究</li> <li>4 船艇、航空機等による警報等の伝達</li> <li>5 船艇、航空機等を活用した情報収集</li> <li>6 活動体制の確立</li> <li>7 船艇、航空機等による海難救助等</li> <li>8 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救助物資の緊急輸送</li> <li>9 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与</li> <li>10 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援</li> <li>11 排出油等の防除等</li> <li>12 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保</li> <li>13 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示</li> <li>14 海上における治安の維持</li> <li>15 危険物等積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置</li> <li>16 海洋環境への汚染の未然防止及び拡大防止のための適切な措置</li> <li>17 災害復旧・復興に係る工事に関する海上交通安全の確保</li> </ul>
東京管区气象台 (横浜地方气象台)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表</li> <li>2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説</li> <li>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</li> <li>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</li> <li>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</li> </ul>
関東財務局 (横浜財務事務所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 主務省の要請による災害復旧事業費の査定 の立会</li> <li>2 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付</li> <li>3 災害発生時 <u>（災害が発生する蓋然性が高い場合も含む）</u> におけ</li> </ul>

	る地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等 4 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請
--	---

## 第5節 自衛隊

陸上自衛隊 第31普通科連隊 海上自衛隊 横須賀地方総監部	1 防災関係資料の調査 2 災害派遣計画の策定 3 川崎市地域防災計画に合わせた防災訓練の実施 4 人命又は財産保護のための応急救護及び応急復旧活動 5 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与
--	--

## 第6節 指定公共機関

東日本旅客鉄道(株) 東海旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株)	1 鉄道施設の整備及び保全 2 災害時の応急輸送対策 3 旅客の避難及び誘導 4 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
<u>NTT東日本</u> (株) (神奈川事業部) <u>NTTドコモビジネス</u> (株)、 (株)NTTドコモ (神奈川支店) KDDI(株) ソフトバンクテレコム(株) ソフトバンクモバイル(株)	1 電気通信施設の整備及び点検 2 電気通信の特別取扱い 3 電気通信施設の被害調査及び災害復旧
日本銀行 (横浜支店)	1 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 2 資金の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に関する広報
日本赤十字社 (神奈川県支部)	1 医療救護 2 こころのケア 3 救援物資の備蓄及び配分 4 血液製剤の供給 5 義援金の受付及び配分 6 その他応急対応に必要な業務 <u>7 復旧・復興に関する業務</u> <u>8 防災・減災に関する業務</u>
中日本高速道路(株) (東京支社横浜保全・サービスセンター)	1 東名高速道路・圏央道の保全 2 災害時における緊急交通路の確保 3 東名高速道路・圏央道の災害復旧
東日本高速道路(株)	1 第三京浜・東京湾アクアラインの保全

(関東支社京浜管理事務所、東京湾アクアライン管理事務所)	2 災害時における緊急交通路の確保 3 第三京浜・東京湾アクアラインの災害復旧
首都高速道路(株) ( <a href="#">神奈川県</a> )	1 首都高速道路の保全 2 首都高速道路の災害復旧 3 災害時における緊急交通路の確保
日本通運(株) 福山通運(株) 佐川急便(株) ヤマト運輸(株) 西濃運輸(株) ( <a href="#">一社</a> )AZ-COM 丸和・支援ネットワーク	1 災害対策用物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
東京電力パワーグリッド(株) (川崎支社)	1 電力供給施設の整備及び保全 2 災害時における電力供給の確保及び広報 3 被災施設の調査及び復旧
東京ガス(株) (神奈川県支社川崎支店)	1 ガス施設の災害予防措置 2 災害時の応急対策
日本放送協会 (横浜放送局)	1 気象予報、警報等の放送周知 2 災害情報及び災害対策に関する放送 3 放送施設の保全
日本郵便(株)	1 災害時における郵便物の送達の確保 2 救援物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞いの現金書留郵便物の料金免除 3 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 4 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱 5 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による応急融資

## 第7節 指定地方公共機関

東急電鉄(株)	1 鉄道施設の整備及び保全
京浜急行電鉄(株)	2 災害時の応急輸送対策
小田急電鉄(株)	3 旅客の避難及び誘導
京王電鉄(株)	4 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧

(一社)神奈川県バス協会 東急バス(株) 京浜急行バス(株) 小田急バス(株) 川崎鶴見臨港バス(株) 神奈川中央交通(株) (一社)神奈川県トラック協会 (一社)神奈川県タクシー協会	1 被災地の人員輸送の確保 2 災害時の応急輸送対策 3 災害対策用物資の輸送確保
(公社)神奈川県医師会 (一社)神奈川県歯科医師会 (公社)神奈川県薬剤師会 (公社)神奈川県看護協会 (公社)神奈川県栄養士会	1 医療助産等救護活動の実施 2 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
(株)アール・エフ・ラジオ日本 (株)テレビ神奈川 横浜エフエム放送(株) イツ・コミュニケーションズ(株) YOU テレビ(株)	1 気象予報、警報等の放送周知 2 災害状況及び災害対策に関する放送 3 放送施設の保全
(株)神奈川新聞社	1 災害情報及び災害対策に関する報道
(公社)神奈川県LPガス協会 (川崎南支部、川崎北支部)	1 燃料の確保に関する協力 2 復旧用資機材の確保及び復旧対策

## 第8節 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

セレサ川崎農業協同組合	1 被害状況調査及び応急対策への協力 2 農作物災害応急対策の指導 3 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あつ旋 4 被災農家に対する融資のあつ旋
川崎河川漁業協同組合	1 被害状況調査及び応急対策への協力 2 被災組合員に対する融資のあつ旋 3 漁船、協同施設の災害応急対策及び復旧対策の確立
(一社)川崎建設業協会	1 道路・河川等応急対策に関する協力 2 復旧用資機材及び人員の確保
神奈川建設重機協同組合	1 復旧用建設重機等資機材及び人員の確保
商工会議所等商工関係団体	1 被害調査及び応急対策への協力 2 物資・資機材の確保についての協力
金融機関	1 被災事業者に対する資金融資
神奈川臨海鉄道(株)	1 鉄道施設の整備、保全 2 災害時の応急輸送対策 3 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧

(公社)川崎市病院協会	1 医療救護病院における医療対策
(公社)川崎市医師会 (公社)川崎市歯科医師会 (一社)川崎市薬剤師会 (公社)川崎市看護協会 (社)神奈川県柔道整復師会	1 医療助産等救護活動の実施 2 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
<u>(公社)川崎市獣医師会</u>	<u>1 動物救援活動に関する協力</u>
社会福祉施設管理者	1 防災用施設の整備、避難確保計画や非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施 2 入所者の保護及び安全確保 3 災害時要配慮者に関すること
学校法人	1 避難施設の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 2 災害時の文教対策
危険物施設 高圧ガス施設 放射性物質取扱い施設	1 安全管理の徹底 2 防護施設の整備 3 自衛消防組織の整備 4 施設利用者の避難等安全確保
地下街等の所有者又は管理者	1 安全管理の徹底 2 防護施設の整備 3 自衛消防組織の整備 4 施設利用者の避難等安全確保
かわさき市民放送(株)	1 気象情報等の放送周知 2 災害状況及び災害対策に関する放送 3 放送施設の保全
川崎港運協会 港湾貨物運送事業労働災害防止協会川崎支部	1 公共ふ頭における救援物資に係る荷役及び輸送 2 災害応急活動に必要な人員又は重傷者等の輸送 3 人的被害及び港湾施設の被害状況に係る情報収集及び通報
日本埋立浚渫協会関東支部	1 港湾施設の応急復旧対策
神奈川倉庫協会	1 救援物資の一時保管場所の提供 2 救援物資の提供

※ その他、本市と防災協定等を締結している防災関係機関等については、資料編に掲載する。

## 第9節 住民組織

自主防災組織 町内会・自治会	1 防災知識の普及 <u>2 防災行動（避難（在宅での避難を含む。）、備蓄、情報の取得など）の啓発</u>
-------------------	--

	<p><u>3</u> 情報伝達、消火、避難、救護、<u>避難所開設</u>等の計画及び訓練の実施</p> <p><u>4</u> 防災用資器材の整備・点検</p> <p><u>5</u> 災害時要援護者の支援</p>
--	---

## 第3章 市の自然と災害

### 第1節 地勢の概況【危機管理本部、建設緑政局河川課、港湾局】

#### 1 位置及び面積

本市は、神奈川県北東部に位置し、北は多摩川を挟んで東京都に、南は横浜市にそれぞれ隣接し、西は多摩丘陵を控え、東は東京湾に臨んでいる。

位置及び面積は、東経 139 度 47 分 46 秒から 139 度 26 分 55 秒、北緯 35 度 38 分 34 秒から 35 度 28 分 11 秒に位置し、面積は 144.35 k m<sup>2</sup>（神奈川県約 6%）である。

#### 2 地勢

市域は多摩川右岸に沿い、多摩川の三角州上流域に東西に長く南北に狭く帯状をなし、東西の最長距離約 33 km、南北の最短距離は約 1 kmのところもあり、北西部一帯は、多摩丘陵に連なる最高 110m 余の高地をなし、これより東方へ順次低くなって多摩沖積地の上に発達してきた都市である。なお、臨海工業地域を南北に走る産業道路の沿線付近は海岸線より地盤が低く、この地域の下水はポンプにより排水を行っている。

#### 3 河川

市内を流れる河川は、多摩川のほか、矢上川・麻生川・三沢川・平瀬川等があり、麻生川は西北部丘陵地帯から南に流れ鶴見川に流入し、矢上川は横浜市との市境付近を流れ鶴見川に流入する。三沢川・平瀬川は市域を横断して多摩川に注いでいる。

市内河川一覧

種 別	水系名	河川名	河川延長 (m)
一級河川	多摩川	多摩川	29,800
		平瀬川	7,560
		平瀬川支川	2,330
		二ヶ領本川	6,060
		五反田川	1,480
		三沢川	2,400
	鶴見川	鶴見川	4,730
		矢上川	7,845
		有馬川	235
		麻生川	1,700
		真光寺川	330
準用河川	多摩川	五反田川	3,275
		三沢川	1,380
		二ヶ領用水 (宿河原線)	2,200
		二ヶ領本川 (上河原線)	1,200
	鶴見川	矢上川	2,480
		有馬川	3,635
		真福寺川	1,045
		麻生川	2,905
		片平川	2,355
普通河川	多摩川	二ヶ領用水 (円筒分水下流)	9,000
		山下川	1,590
		旧三沢川	1,995
		平瀬川支川	1,460
		三沢川	460
	鶴見川	渋川	2,400
		江川	2,700
		矢上川	985
		有馬川	1,460
		早野川	1,900
		真福寺川	1,455
		片平川	425

※ 河川延長については、すべて市内延長

#### 4 港湾

川崎港は、東京湾の北西部に位置し、西側は横浜港、東側は東京港に接し、明治末期から京浜工業地帯の一大拠点として発展してきた。

今日の川崎港は、首都圏の拠点都市である川崎市を背後に擁し、東南アジア航路や中国、韓国航路のコンテナ船が寄港するなど、京浜港の一翼を担う国際貿易港であるとともに、多様な内貿貨物を取り扱う国内輸送拠点港である。

また、京浜工業地帯の中核を成す工業港であり、鉄鋼関連、自動車関連など様々な産業が集積する輸出入拠点、生産拠点として、さらに、石油化学コンビナート、LNG発電所など、各種エネルギー関連産業が集積するエネルギー拠点として、首都圏の産業活動と住民生活を支える重要な役割を担っている。

川崎港は、埋立ててできた港で、川崎市が管理する公共ふ頭と企業が所有する専用ふ頭からなる。川崎港での海上出入貨物量は全国で第 11 位（令和 5 年）。16 万総トン超の大型タンカー船から 100 総トン未満の小型船まで、大小さまざまな船舶が 1 日に約 40 隻ほど入港している。

#### 5 火山（富士山の現況等）

(1) 富士山は、山梨県と静岡県の一帯にまたがり、小御岳・古富士の両火山上に生成した玄武岩質の成層火山で、標高は 3,776m、山体の体積は約 400 k m<sup>3</sup>の大きさとなっている。

(2) 富士山は、古い時代から順に、小御岳、古富士火山、狭義の富士火山（新富士火山）の 3 火山からなり、このうち最新の火山である新富士山の活動については、次のようにまとめられる。

約 11000～8000 年前：山頂火口及び側火口から極めて多量の溶岩が流出

8000～4500 年前：山頂火口から小規模なテラフが間欠的に噴出

4500～3000 年前：山頂火口及び側火山群から大規模な溶岩と小規模なテラフが噴出

3000～2000 年前：主として、山頂火口から大規模なプリニー式噴火のテラフと頻繁に噴出し、少量の火砕流と溶岩がこれに伴った。

2000 年前～1707 年：側火山群から小規模～大規模なストロンボリ式噴火のテフラと溶岩が噴出

1707 年：山頂近傍の側火口から大規模なプリニー式噴火のテフラが噴出

このうち側火山の顕著な活動期は、11000～8000 年前、4500～3000 年前、2000 年前～1707 年の 3 時期であるとされている。

(3) 気象庁では、噴火警戒レベルを「1（活火山であることに留意）」としており（令和 7 年 4 月現在）、関係機関と協力して監視・観測を行っている。

### 第 2 節 社会的条件【**危機管理本部**、**建設緑政局**】

#### 1 人口・世帯数

令和 7 年 9 月 1 日現在で本市の人口は 1,558,411 人、世帯数は 795,778 世帯であり、それぞれこの 5 年間で人口は 1.2%、世帯数は 6%増加している。また、人口密度は、1 k m<sup>2</sup>あたり 10,796 人となっており、人口及び住宅の過密集中による被害拡大についても、十分留意するものとする。

令和 2 年国勢調査によると、15 歳未満の人口は約 19.0 万人（約 12.3%）で、中でも 0 歳から 4 歳までの人口は約 6.4 万人（約 4.2%）である。また、65 歳以上の人口は約 31.2 万人（約 20.3%）である。

また、令和 2 年国勢調査による昼夜間人口比率は 87.3%であり、7 区のうち川崎区については、

昼間人口が夜間人口を上回っている。

このように、本市は、人口が増加しており、人口及び住宅の過密集中による被害拡大や、市外通学・通勤者が多く、高齢者の人口増加が著しいため、昼間の災害対応についても、十分検討しなければならない。

(資料編 人口・世帯数の推移)

(資料編 区別面積と人口)

## 2 交通

鉄道網については、J R、私鉄合わせて6鉄道事業者・15路線（旅客線）が市内で運行している。

主要駅の1日平均乗車人員は、J R川崎駅が 187,310 人で最も多く、次いで東急溝の口駅が 136,935 人、J R武蔵小杉駅が 107,559 人となっている。（「令和6年版川崎市統計書」より）

道路網については、自動車専用道路をはじめ、一般国道6路線、県道主要地方道9路線、一般県道7路線、市道があり、日常生活における安全、安心、快適な交通環境の構築や防災機能の強化に向け、一般国道409号や県道主要地方道世田谷町田等の整備を推進している。

## 第3節 気象の概況【危機管理本部】

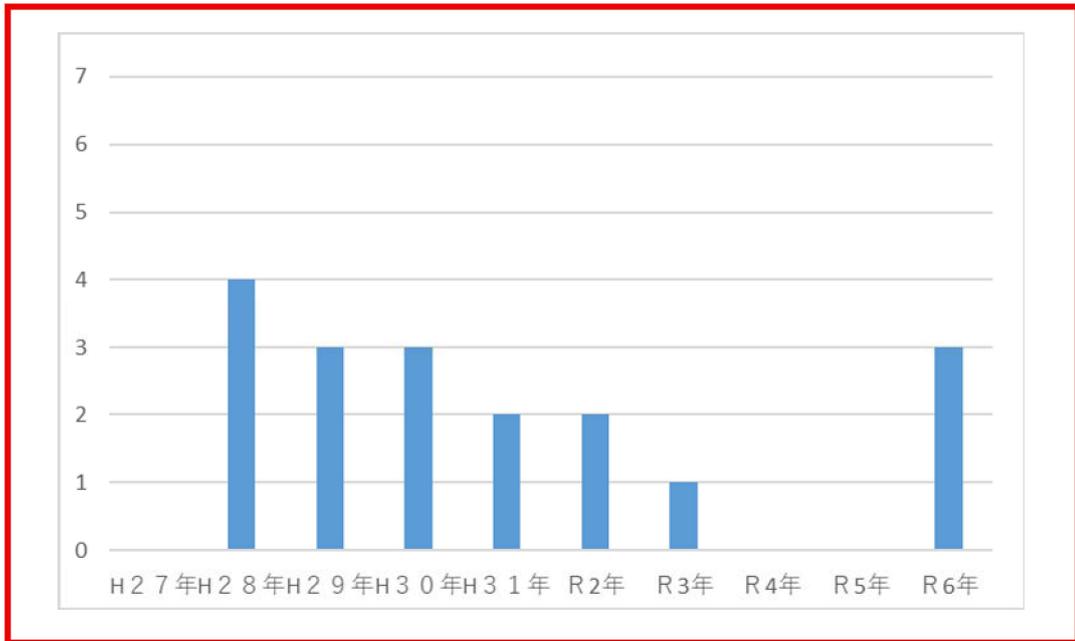
### 1 概要

本市の年間の平均気温の平年値は16度前後と温暖である。横浜地方気象台の観測データでは、近隣の横浜市の月平均気温の平年値は1月の6.1度が最低値、8月の27.0度が最高値である。

本市が設置している雨量計の観測データでは、年間降水量は、この10年は約1,100～1,600mmとなっている。また、過去10年間（平成27年～令和6年度）の市内での1時間雨量50mm以上の発生日数は平均3.4日発生しており、最大1時間雨量※は、麻生区の観測地において106mmを記録している。

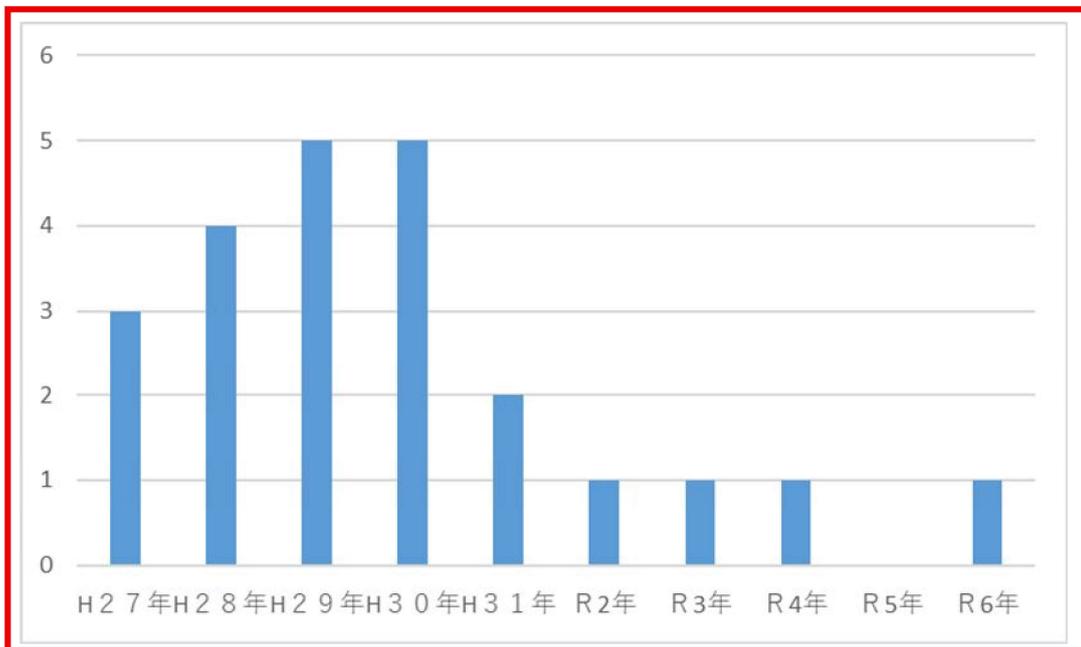
※最大1時間雨量 令和7年9月11日 中原区の観測地において、131.5mmを記録

1時間雨量 50mm 以上の発生日数（過去 10 年間）



台風の全国での平年値は、発生数 25.1 個、接近数 11.7 個、上陸数 3 個となっている。なお、本市において、過去 10 年間に於いて台風の上陸及び接近に伴い警戒体制等を敷いて対応した回数は以下の通りである。

台風の上陸及び接近に伴い警戒態勢等を敷いた回数（過去 10 年間）



(横浜気象台気象概況、川崎市の災害概要、川崎市統計情報)

#### 第4節 既往の風水害【危機管理本部】

市街化の進行により雨水が地下に浸透しにくくなり、短時間に川に集中して流れ込む傾向があり、ヒートアイランド現象による集中豪雨の発生など、急速な都市化の進展により、新たな都市型水害を発生させている。

過去 10年間に、10棟以上の家屋の浸水被害が発生したのは、表1のとおりである。

また、過去の大きな風水害は表2※のとおりである。

※ 掲載する記録は、「死者の発生・傷者30名以上・半壊以上の家屋10棟以上・浸水（床上・床下）家屋100以上・その他特異なもの」とする。

表1 川崎市の主な風水害（過去10年間のもの）

被害発生 年月日	災害種別	人的被害（人）			住宅被害（棟）					がけ 崩れ (箇所)	最大雨量(mm)	
		死者	行方 不明	負傷	全壊 流出	半壊	一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水		時間	累計
H28. 7. 15	集中豪雨							3	9		64	76
H28. 8. 2	集中豪雨							10	27		62	126
H29. 10. 22～23	台風第21号							14	9	1	42	295
H30. 3. 9	集中豪雨							1	20		62	183
R1. 10. 12～13	東日本台風	1		7	28	667	204	791	388	7	40	338

表2 風水害の記録（過去の大きな災害）

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
S. 23. 8. 2	竜 巻	房総半島南端におき、平均時速60 kmで北西にすすみ、三浦半島に上陸、埼玉県で終わった。雷雨を伴う。この雷雨は温暖前線上に起ったもので、経路として珍しいものである。	発生時間11時10分市内旭町1～2丁目、藤崎1丁目、大師、川中島、堀ノ内、四谷上町、観音町、中島町の一部に発生し数分間で終わる 死者3. 重傷44. 軽傷62. 罹災者300. 電柱倒壊5. 等
S. 23. 9. 16	風 水 害 高 潮 (アイオン台風)	マーシャル群島に発生、潮岬の沖合で北東に転向、伊豆半島南端をかすめ、宮崎木更津間上陸銚子の北を通った台風  最低気圧 (mmHg) 725.1 横浜 最大風速 (m/s) 25.8 〃 風 向 N 〃 雨 量 (mm) 158 〃	県西部山岳地帯で豪雨があり、これによる洪水が起きた。又、風害は大したことはなかったが相模湾・東京湾には高潮がおき被害が甚だしかった。 県内被害 死者19. 傷者23. 行方不明11. 家屋全壊99. 半壊104. 流失108. 床上浸水3,537. 床下浸水3,334. 田流失埋没234町. 畑冠水1,666町. 道路損壊62. 橋梁破損99. 堤防破壊227. 船舶被害73.
S. 24. 8. 31	風 水 害 高 潮 塩 風 害 (キティ台風)	マークス島付近に発生、毎時25 kmで西北西にすすみ鳥島東方で北西に向きを変え、大島の西をとおり小田原付近に上陸、新潟から日本海に出た台風による。 最低気圧 (mb) 981.3 本市 最大風速 (m/s) 32.5 〃 風 向 SSE 〃 総雨量 (mm) 54.3 〃	暴風雨による被害は勿論のこと台風の中心の通過時刻が満潮時に当たったため高潮の被害も大きくなった。 死者1. 傷者11. 家屋全壊109. 半壊475. 床上浸水33. 床下浸水1,241. 田冠水6町. 畑冠水34町
S. 25. 6. 8 ~14	水 害	東日本に停滞した前線による。降水量は渋谷付近に最も多く300 mm、山岳方面は、250 mm前後であった。	被害は川崎・鶴見方面に多い。 県内被害 死者2. 傷者4. 家屋全壊4. 半壊15. 床上浸水41. 床下浸水1,552. 田冠水670町. 畑冠水705町. 道路損壊35. 橋梁流失4.
S. 27. 6. 22 ~24	風 水 害 (ダイナ台風)	フィリピン東方海上に発生、沖縄をかすめ、浜名湖付近から上陸、静岡の北方、厚木付近を経て、鹿島灘にぬけた台風による。  最低気圧 (mb) 984.5 横浜 最大風速 (m/s) 21.0 〃 風 向 w 〃 総雨量 (mm) 130 〃	県内被害 死者4. 傷者8. 行方不明1. 家屋全壊29. 半壊23. 床上浸水57. 床下浸水1,073. 堤防破損127. 橋梁流失3. 破損16. 道路損壊221. 山くずれ85. がけ崩れ109. 田流失145町. 田冠水55,236町、 畑冠水85.9町、 船舶流失8. 破損3. 通信回線障害917. 電柱倒壊2.

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
S. 29. 9. 17～18	風 水 害 (台風第14号)	マーカス島方面から北上し御前崎の東方に上陸、伊豆半島を横切り相模湾・房総半島をへて東方海上にぬけた台風による。  最大風速 (m/s) 18.4 本市 風 向 S           "           " 総雨量 (mm) 12.2 "	床上浸水 20. 床下浸水 249. 田冠水 6 町. 畑冠水 4 町. 道路破損 1.
S. 31. 10. 30～31	水 害	南岸沿いの前線及びこの前線上の低気圧の通過による。  総雨量 (mm) 105 横浜	比較的短時間に大雨をみたので大きな被害が生じた。 県内被害 死者 10. 傷者 8. 建物全壊 13. 半壊 22. 一部破損 7. 床上浸水 379. 床下浸水 2, 142. 田冠水 5 町. 畑冠水 10 町. 道路損壊 11
S. 33. 9. 25～27	風 害	グアム島東方海上に発生、最盛期はかなり長かったが、伊豆半島に近づくにつれ急速に衰えてきた。大島の西方から江の島に上陸、横浜東京をとおり、鹿島灘にぬけた。  最低気圧 (mb) 968.5 本市 最大風速 (m/s) 28.8 本市 総雨量 (mm) 321.2 本市	この台風は伊豆半島に未曾有の被害をおこし、「狩野川台風」とよばれた。 死者 19. 傷者 11. 家屋全壊 7 3. 半壊 64. 流失 2 床上浸水 9, 316. 床下浸水 19, 551. 田冠水 626 町. 畑冠水 505 町. 橋梁流失 8. 堤防決壊 3.
S. 36. 10. 3～10	風 害 (台風第24号)	鳥島南西海上に発生し南西に進み5日朝サイパンの北方で台風となる。北西に進み、鳥島の南西海上北東に転向。10日8時房総半島勝浦付近に上陸、9時銚子の西千葉方面海上を去る。  最大風速 (m/s) 23.2 横浜 総雨量 (mm) 101.7 " 最低気圧 (mb) 983.6 "	中型の強い台風であったが経路が本州の東にそれていたので暴風雨は中心から150km位の狭い地域で時間も短く、大雨の区域も狭い。 床上浸水 36. 床下浸水 992 道路冠水・田畑冠水あり。
S. 38. 8. 25～29	風 水 害 (台風第11号)	8月25日6時南大東島付近に発生、奄美大島東方で台風となる。九州南東海上により北東に転向、潮崎南方伊豆半島南方、房総半島の20km沖合いを、東北東に進む。 最大風速 (m/s) 16.7 川崎 総雨量 (mm) 107 " 最低気圧 (mb) 975 "	床上浸水 24 戸 床下浸水 1, 781 " 道路冠水 21 箇所 山がけ崩れ 5 " 堤 防 1 "
S. 40. 5. 27	風 水 害 (台風第6号)	南岸沿いに東進する低気圧に南の台風の暖かい風が吹きこみ豪雨となる。台風第6号は房総半島に上陸。 総雨量 119 mm	床下浸水 767 戸 道路崩壊 7 箇所 がけ崩れ 2 " 道路冠水 17 " 家屋損傷 1 戸

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
S. 40. 8. 21	風 水 害 (台風第17号)	中心気圧 950mb、最大風速 50m/s の台風第17号の接近で東京・神 奈川方面に強い雨を降らせた。 総雨量 159.6 mm (21日～22日)	床上浸水 665 戸 床下浸水 4,793 〃 半 壊 1 〃 堤防決壊 2 箇所 河川洪水 4 〃 がけ崩れ 13 〃 道路冠水 133 戸
S. 40. 9. 18	風 水 害 (台風第24号)	9月11日沖の鳥島付近に発生した 台風は9月17日8時に潮岬南 西 500 kmの海上に達し、中心気 圧 940mb 最大風速 55m/s となっ た。台風はその後北東に進み 17 日18時潮岬南東50kmを通過し渥 美半島に上陸した後速度を増し て中部山岳を北東に進み 18日3 時には東方海上に去った。 川崎においては17日朝より豪雨 (80mm)となり 18日正午より強風 におそわれた。	床上浸水 77 戸 床下浸水 1,646 〃 道路冠水 134 箇所 半 壊 2 戸 屋根破損 11 〃 土砂流出 1 箇所 3 〃
S. 41. 6. 27	風 水 害 (台風第4号)	6.23.12 時中心位置北緯 18° 55 ′ 東経 130° 30′ において熱帯 性低気圧から台風となる。本市に おける最も影響を受けた日時は、 6月28日21時で、その後北東 に進み三陸沖へ去る。 総雨量 237.4 mm	河川洪水 21 箇所 道路冠水 42 〃 がけ崩れ 101 〃 床上浸水 3,315 戸 床下浸水 14,569 〃 全 壊 8 〃 半 壊 14 〃 重 傷 1 人 軽 傷 1 〃
S. 41. 9. 24	風 水 害 (台風第26号)	台風第26号が南の海上より御前 崎の西方を急襲	床上浸水 12 戸 床下浸水 224 〃 全 壊 2 〃 半 壊 231 〃 死 者 1 人 重 傷 2 〃
S. 43. 6. 10	が け 崩 れ	低気圧が日本海を通過し、市北部 地区で一時的に強く降った。 総雨量 30.5 mm	長尾でがけ崩れ 全 壊 1 戸
S. 45. 7. 1	風 水 害	日本の南岸にあった梅雨前線と その上を東進した低気圧の影響 で大雨が降った。	10:00 水防本部設置 床上浸水 2 戸 床下浸水 653 〃 がけ崩れ 3 箇所
S. 46. 8. 31	風 水 害 (台風第23号)	台風第23号が九州から紀伊半島 を進み日本の南岸を東進した。 総雨量 181.5 mm	10:30 災害対策本部設置 床上浸水 101 戸 床下浸水 1,226 〃 がけ崩れ 15 箇所
S. 47. 7. 12	風 水 害 (集中豪雨)	本州南岸に梅雨前線が停滞し、全 国で豪雨災害が発生した(昭和4 7年7月豪雨)	床上浸水 250 戸 床下浸水 2,208 〃 がけ崩れ 32 箇所 道路被害 23 〃 河川損壊 14 〃

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
S.47. 7.15	風 水 害 (台風第6号)	台風第6号が南海上から接近し、7月15日に愛知県に上陸した。	床上浸水 33戸 床下浸水 2,060戸 道路被害 9箇所 河川損壊 8戸 がけ崩れ 12戸
S.47. 9.17	風 水 害 (台風第20号)	台風第20号が9月16日に紀伊半島沿岸から東海地方を通過し日本海へ進んだ。	床上浸水 113戸 床下浸水 3,125戸 道路被害 6箇所 がけ崩れ 5戸
S.48.10.14	風 水 害 (集中豪雨)	前線の通過により未明に大雨となった。	床上浸水 90戸 床下浸水 648戸 河川損壊 3箇所 がけ崩れ 3戸
S.48.11.10	風 水 害 (集中豪雨)	前線の通過により大雨となり、横浜では11月としての日降水量極値153.5mmを観測した。	床上浸水 29戸 床下浸水 1,465戸 道路被害 2箇所 がけ崩れ 1戸
S.49. 7. 8	風 水 害 (集中豪雨)	梅雨前線や日本海を北東に進む台風第8号の影響により、大雨となった。	床上浸水 612戸 床下浸水 1,871戸 道路被害 10箇所 河川損壊 2戸 がけ崩れ 6戸
S.49. 9. 1	風 水 害	多摩川洪水	床上浸水 210戸 床下浸水 142戸 河川損壊 2箇所
S.50.11. 7	風 水 害 (集中豪雨)	集中豪雨 低気圧が日本海沿いを通過、この低気圧の影響で強い雨が降った。	床上浸水 4戸 床下浸水 297戸
S.51. 9. 9	風 水 害 (台風第17号)	集中豪雨 台風第17号が九州から日本海を北上したため湿った気流の通り道となった県下にゲリラ的集中豪雨がおきた。	床上浸水 1,155戸 床下浸水 4,646戸 道路被害 125箇所 河川損壊 66戸 がけ崩れ 86戸 家屋の全壊・流失 4戸 家屋の一部損壊 17戸 その他公共施設被害 23件 交通被害 7社18路線 商工業被害 279件 農業被害 48.6ha
S.52. 8.19	風 水 害 (集中豪雨)	集中豪雨 熱帯性低気圧が当地方通過後、後方に残留していた熱帯気団による豪雨が雷を伴っておきた。	床上浸水 10戸 床下浸水 419戸 がけ崩れ 7箇所 道路被害 2戸
S.52. 9.10	風 水 害 (集中豪雨)	集中豪雨 台風第9号の北上に伴い、強い雨雲が発生し、集中豪雨を降らせた。	床上浸水 76戸 床下浸水 501戸 がけ崩れ 11箇所 道路被害 8戸 河川被害 1戸

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
S. 53. 2. 28	風 害 (大 旋 風)	大旋風 関東地方の下層に残っていた冷たく圧縮された気塊と、太平洋高気圧から発達中の日本海低気圧に向かって猛烈に吹き込む南西気流との競合に地形との影響が加わって発生した局地的現象であった。	傷 人 6 人 家屋の被害 全 壊 5 戸 半 壊 24 戸 一部損壊 207 戸
S. 53. 4. 6	風 水 害 (集中豪雨)	集中豪雨 紀伊半島南端から南の海上にかけてかなりの雨雲があり、この部分の悪気流が、当地方に到着し豪雨をもたらした。	床上浸水 121 戸 床下浸水 453 戸 道路被害 3 箇所 がけ崩れ 4 戸
S. 54. 3. 24	風 水 害 (集中豪雨)	集中豪雨 低気圧の接近と中心部の通過に伴い豪雨となった。	床上浸水 2 戸 床下浸水 175 戸 道路被害 3 箇所
S. 54. 10. 19	風 水 害 (台風第 20 号)	台風第 20 号が九州・四国の南端をかすめ紀伊半島に上陸、当地方の北を通過し、強い風雨をもたらした。	傷 人 6 人 家屋の被害 半 壊 108 戸 一部損壊 131 戸 床上浸水 8 戸 床下浸水 75 戸 がけ崩れ 3 箇所
S. 56. 7. 22	風 水 害 (雷 雨)	雷雨 連日の猛暑の影響で大気が不安定な状態のところへ、三陸沖の低気圧から南西にのびる寒冷前線が関東地方へ南下、これに刺激されて、東京上空の雷雲が急速に発達し熱界雷を伴った大雨となった。	床上浸水 40 戸 床下浸水 381 戸 道路被害 2 箇所
S. 56. 10. 22	風 水 害 (台風第 24 号)	台風第 24 号は那覇南方海上 300 km から転向し、八丈島の北を通過、房総沖を進み根室東方で温帯低気圧となった。 このため当市では 19 時～24 時をピークとして時間最大雨量 46 mm 総雨量 203 mm(防災センター)となる大雨を記録した。	床上浸水 17 戸 床下浸水 1,636 戸 道路被害 7 箇所 がけ崩れ 1 戸
S. 57. 7. 31～ 8. 4	風 水 害 (台風第 10 号)	台風第 10 号は、8 月 2 日 0 時頃愛知県渥美半島に上陸し、日本海へ抜け、2 日 15 時に秋田沖で温帯低気圧となった。このため、梅雨前線が刺激され、7 月 31 日 17 時から 18 時の 1 時間に 55.0 mm の時間雨量 (麻生区百合ヶ丘) を記録し、また 8 月 2 日 6 時までに総雨量 190.5 mm (麻生区百合ヶ丘) を記録した。	床上浸水 114 戸 床下浸水 101 戸 道路被害 5 箇所 家屋損壊 2 戸 河川損壊 2 箇所 がけ崩れ 3 戸

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
S. 57. 9. 11～13	風 水 害 (台風第18号)	台風第18号 9月12日18時に御前崎付近に上陸した台風18号は13日8時に津軽海峡の東部で温帯低気圧となったが、秋雨前線を刺激したため、12日15時から16時の1時間に多摩土木事務所で59.0mmの時間雨量を記録し、同日23時までの総雨量は同所で325.0mmを記録した。	床上浸水 846戸 床下浸水 3,148戸 道路被害 15箇所 河川損壊 6戸 がけ崩れ 39戸
S. 57. 11. 30	風 水 害 (強風雨)	強風雨 2つ玉の発達した低気圧の東進により、当地方は、台風並みの強い風と雨に見舞われた。	床上浸水 4戸 床下浸水 151戸 道路被害 1箇所
S. 60. 7. 14	風 水 害 (集中豪雨)	集中豪雨 梅雨前線の活動が活発化し、幸土木事務所で最大時間雨量117.0mmを越す記録的な集中豪雨となった。	床上浸水 290棟 床下浸水 2,855戸 道路被害 2箇所 がけ崩れ 1戸
H. 元. 8. 1	風 水 害 (台風第12号)	台風第12号が九州の南海上に停滞し、父島の南西には熱帯低気圧があり、関東地方は低圧場と太平洋高気圧にはさまれた状態となり、活発な雷雲が発生し、大雨をもたらした。	死者 6名 重傷者 9名 軽傷者 3名 床上浸水 283棟 床下浸水 1,097棟 道路被害 18箇所 がけ崩れ 16戸
H. 3. 9. 18～20	風 水 害 (台風第18号)	大型で並みの強さの台風第18号の影響で前線が刺激され、さらに同台風の房総半島沖通過により市内全域で強い雨が降った。	床上浸水 141棟 床下浸水 321棟 道路被害 4箇所 がけ崩れ 29戸
H. 10. 1. 15～16	雪 害	関東南岸を発達中の低気圧が通過したため大雪が降った。	負傷者数 ・交通事故 1人 ・転倒事故 8人 物的被害 ・建物一部破損 1件 ・非住家全壊 1件 ・倒木等による道路交通遮断 13件
H. 11. 8. 13～14	風 水 害 (集中豪雨)	関東上空の熱帯低気圧と発達した雨雲の影響で、多摩川上流部と市内各地に集中豪雨(麻生区黒川で総雨量223mm)をもたらした。	多摩川の増水により中州に9名が取り残され、ヘリコプターで救出された。 幸区戸手4丁目堤外地(46世帯63人)に対し避難勧告 床上浸水 83棟 床下浸水 25棟

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
H. 12. 7. 7～8	風 水 害 (台風第3号)	大型で強い台風第3号が南南西から房総半島沖を通過したため、市内全域で強い雨が降った。	麻生区金程の住宅裏の擁壁が崩れ、建物2棟に破損被害が発生し、住民2世帯5人に避難勧告を行った。  住宅被害 2棟 土砂流出 2箇所 道路被害 2〃
H. 13. 9. 10～11	風 水 害 (台風第15号)	大型で強い台風第15号が鎌倉市付近に上陸後北東に進み、市内全域に大雨をもたらした。また、河川上流域の総降雨量も多く、多摩川・鶴見川とも警戒水位を超えた。	多摩川の増水により幸区戸手4丁目堤外地の住民(48世帯115人)に対し自主避難を呼びかけた。  床上浸水 38棟 床下浸水 31棟 住宅被害 1棟 がけ崩れ 1箇所 港湾施設破損 2〃 多摩川河川敷野球場等 公共施設冠水 53箇所
H. 16. 10. 8～9	風 水 害 (台風第22号)	非常に強い台風第22号は、9日16時頃に伊豆半島に上陸し、その後、やや勢力を弱めて17時に横須賀市付近を通った。9日17時から18時の1時間に66.0mmの時間雨量(中原区役所)を記録し、また、降り始めからの総雨量は同所で308.0mmを記録した。	重傷者 1名 軽傷者 3名 床上浸水 27棟 床下浸水 190棟 住宅被害 4棟 非住家被害 2棟 がけ崩れ 6箇所 道路被害 1〃
H. 19. 9. 5～7	風 水 害 (台風第9号)	強い台風第9号は、伊豆半島南部に上陸後、神奈川県西部を通過し、市内全域に大雨をもたらした。また、多摩川上流域の総降雨量も多く、多摩川が計画高水位を超えた。	多摩川の増水により2名の行方不明者が発生した。 行方不明者 2名 重傷者 1名 床上浸水 25棟 床下浸水 23棟 非住家浸水 22棟 非住家一部破損 1棟
H. 21. 10. 7～8	風 水 害 台風第18号	台風第18号は強い勢力を保ったまま愛知県の知多半島付近に上陸し、その後、関東地方北部から東北地方南部を通過し、三陸沖の太平洋に抜けた。この影響で、市内では、8日1時から2時の1時間に50.0mmの時間雨量(幸消防)を記録し、総雨量は幸建設で228mmを記録した。	軽傷者 4名 重傷者 1名 床上浸水 10棟 床下浸水 312棟 一部損壊 6棟 非住家浸水 23棟 非住家一部損壊 2箇所
H. 25. 4. 6～7	風 水 害 (強風雨)	低気圧が急速に発達しながら本州の南岸と日本海を東進した。この影響で、市内では、6日22時から23時の1時間に58.0mmの時間雨量(向丘消防)を記録し、総雨量は平間消防で151mmを記録した。また、消防局庁舎では、7日に最大瞬間風速28.2m/sを記録した。	死者 1名 軽傷者 5名 床上浸水 1棟 床下浸水 1棟 一部破損 1棟

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
H. 26. 2. 14 ~ 15	雪 害	本州の南海上を発達しながら北東進した低気圧と寒気の影響で大雪が降った。	重傷者 1名 軽傷者 4名 住家一部損壊 1棟 非住家一部損壊 1棟
R. 1. 10. 12 ~ 13	風 水 害 (令和元年東日本台風)	伊豆半島に上陸後、関東甲信地方へ進んだ台風の影響で10月12日から13日にかけて大雨・強風となった。多摩川では計画高水位を超え、既往最大の水位となった。	人的被害 死者 1名 軽傷者 7名  住家被害 全壊 28棟 半壊 667棟 一部破損 204棟 床上浸水 791棟 床下浸水 388棟

注) 気圧を観測する単位は、「mm Hg」から昭和 25 年 1 月 1 日に「m b」に変更、平成 4 年 12 月 1 日に「hPa」に変更されて現在に至っています。また、1 mm Hg は 1.333224hPa となり、1 mb は 1 hPa となります。加えて、1963 (昭和 38) 年 12 月 31 日以前の気圧については-0.25hPa の補正が必要になります。

## 第2部 予 防 計 画

## 第1章 防災力の向上【危機管理本部、総務企画局、教育委員会、経済労働局、建設

### 緑政局、上下水道局、環境局、区、消防局】

災害による被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の高揚と、地域住民の自主的かつ効果的な防災活動、さらに行政との連携を併せて行うことが必要であることから、個人（企業市民を含む）・地域・行政が協働し、自助・共助・公助の理念に基づいた防災体制を推進し、地域における防災力の向上を図るものとする。

#### 第1節 基本理念【危機管理本部】

1 災害発生前及び災害時における、市民、地域及び行政の基本理念はおおむね次のとおりである。

区 分	基 本 理 念
自 助 (個 人)	「自らの生命は自ら守る」という考えに基づき、市民一人ひとり、家族、企業それぞれが自分自身の生命、身体及び財産を守る。
共 助 (地 域)	「地域のことは地域で守る」という考えに基づき、地域内及び地域同士で連携して地域の安全を守る。
公 助 (行 政)	「総合的な防災対策の推進」という考えに基づき、行政・防災関係機関は個人、地域と連携した防災対策を実施し、市域を守る。

#### 2 役割

##### (1) 個人（自助）

市民一人ひとり、あるいは各企業が各家庭や各事業所における防災対策を推進し、災害に対する備えを万全にするため、防災関連行事等へ参加し、災害に対する関心と理解を深める。

また、自主防災組織等の活動に積極的に参加するなどして地域コミュニティと協働社会の形成に努める。

##### (2) 地域（共助）

###### ア 市民（個人）の連携

市民一人ひとりが隣人等と協力してお互いに助け合い地域を守る。

また、被害の拡大を防止するため、相互に協力して自主防災組織の結成に努めるとともに、平素から地域住民や地域の事業所、行政等との連携を図り、地域コミュニティの協働社会の形成に努める。

###### イ 企業

企業は、地域社会の一員として、自主防災組織等の実施する訓練などに参加し、地域と一体となって地域防災力の向上を推進する。

###### ウ 自主防災組織

被害を最小限に抑えるためには、防災活動を組織的に行うことが必要であり、平素から地域における良好なコミュニティを形成し、いざというときに役立つ地域防災の基盤を確立する。

また、避難所運営会議や防災ネットワーク連絡会議において、災害時の対策や連携について検討を行う。

(3) 行政（公助）

市域及び市民の生命、身体及び財産を守るという行政の責務を果たすため、自らの防災力の向上を図るとともに、防災関係機関等との連携強化に努める。

第2節 防災知識の普及と意識の高揚【**危機管理本部、総務企画局、まちづくり局**宅地企画指導課、**建設緑政局**河川課、**上下水道局、教育委員会、消防局、区**】

「自助」「共助」「公助」の役割にもとづき、それぞれに対して様々な啓発方法により、防災知識の普及と意識の高揚を図るものとする。

取組にあたっては、平時と有事（災害時）の区別をなくし、「普段使っているものが災害時にも活用できる」、「本来持つ機能が災害時に別の用途・機能で活用できる」という考え（フェーズフリー）に留意するものとする。

1 自助及び共助の**推進**【**危機管理本部、まちづくり局、建設緑政局**、上下水道局、消防局、区】

市及び防災関係機関等は、防災週間等の時節に応じた防災関連行事等を活用し、市民等に対し、防災知識の普及啓発に努め、防災意識の高揚を図るものとする。

方 法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市政だより、防災啓発誌、防災関係パンフレット等による広報・啓発</li> <li>2 ハザードマップ等の作成及び頒布</li> <li>3 防災講演会、ぼうさい出前講座等による啓発</li> <li>4 各種イベント、各区防災コーナーでの啓発</li> <li>5 <u>川崎市防災ポータルサイト等</u>での啓発</li> <li>6 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアでの啓発</li> <li>7 防災訓練や災害図上訓練の実施</li> <li>8 防災関係図書等の貸出（ぼうさいライブラリー）</li> <li>9 企業の自衛消防組織等が実施する消防訓練等に対する指導</li> <li>10 <u>防災まちづくりの支援</u></li> </ol>
内 容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に関する基礎知識</li> <li>2 災害発生時にとるべき行動</li> <li>3 災害に対する日常の備えと心構え（家庭内での安全対策、最低3日間、推奨1週間分以上の食料、飲料水、<u>携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等</u>の備蓄、自動車へのこまめな満タン給油、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、災害時の家族の連絡方法、マイタイムラインの作成、<u>自宅での浸水対策等</u>）</li> <li>4 気象予報等発表時にとるべき行動</li> <li>5 企業の防災対策</li> <li>6 企業と地域住民との連携</li> <li>7 避難所等の周知</li> <li>8 各種ハザードマップによる危険区域等の周知</li> <li>9 市及び防災関係機関等の防災対策</li> <li>10 自主防災組織、避難所運営会議、防災ネットワークについて</li> <li>11 災害に関する情報入手方法</li> <li>12 東日本大震災等の過去の災害からの教訓や事例など</li> </ol>

13	生活再建に向けた事前の備え
14	その他必要な事項

## 2 公助の推進【危機管理本部、総務企画局】

市は、市民の生命、身体及び財産を災害から守るという市の最も重要な責務を遂行するため、職員に対する防災教育を行い、職員の防災に関する知識を高め、これらの知識に基づく適切な判断力及び行動力を養うものとする。

また、各局区の所管する業務を踏まえ、専門性を有する職員の育成を行う。

方法	自主的な研修	市で実施する研修、講演会のほか、防災関係機関の実施する研修・講演会等に自主的に参加し、自身の防災知識を向上させる。
	職場研修	一般的な防災知識のほか、各職場に定められた災害対応業務の内容、職員個々の任務、防災業務に関する創意工夫などについて教育する。
	集合研修	職員の集合教育の機会をとらえて、防災に関する知識を普及・啓発する。
	その他	災害時の対応などを盛り込んだ個人用携帯冊子を作成し、職員自ら所持することにより意識、知識、行動力の向上を行う。
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に関する基礎知識</li> <li>2 災害発生時にとるべき行動、役割</li> <li>3 市の防災対策</li> <li>4 その他必要な事項</li> </ol>	

## 3 学校での防災教育【教育委員会】

防災教育の充実を図るため、自然災害発生時の対応について、「防災学習テキスト」の活用や防災訓練等により、児童・生徒に対し年齢に応じた指導・教育を行う。また、体験型、実践的取組等を実施し、各学校の防災力向上を図る。

方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災副読本等の作成・配布</li> <li>2 災害に関するハザードマップ等を活用した防災教育の実施</li> <li>3 防災訓練の実施（図上訓練を含む。）</li> <li>4 学校行事での啓発</li> <li>5 講演会の実施</li> </ol>	
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に関する一般知識</li> <li>2 危険箇所の例示</li> <li>3 災害に対する日常の備えと心構え</li> <li>4 気象予報発表時等にとるべき行動</li> <li>5 災害発生時における学校の役割</li> </ol>	

(資料編 川崎市自主防災組織育成指導要綱)

(資料編 川崎市ぼうさい出前講座実施要綱)

(資料編 川崎市ぼうさいライブラリー実施要綱)

### 第3節 自主防災組織等の育成・強化【危機管理本部、区、上下水道局、建設緑政局、 環境局、消防局】

災害時の被害を最小限に食い止めるためには、各家庭での日頃からの災害に対する備えに加え、地域ぐるみの防災活動が重要である。そのため、地域住民の連帯に基づき結成された自主防災組織は地域防災力の向上に努める。また、市は自主防災組織が迅速かつ確かな防災活動を行えるよう、育成・指導に努め、自主防災組織を中心とした地域のコミュニティづくりを推進する。

なお、地域防災活動においては、男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮を行う必要があることから、自主防災組織における女性の参画を推進するものとする。

#### 1 自主防災体制の充実・強化

##### (1) 自主防災組織リーダー等養成研修の実施

自主防災活動を円滑に行うためには、その中核となるべきリーダーの役割が極めて重要であることから、リーダーを対象にした研修会を開催し、自主防災組織の充実・強化を図る。

##### (2) 自主防災組織連絡協議会

各区自主防災組織連絡協議会は、自主防災組織相互の連携を深め、地域における自主防災体制を充実・強化するとともに、行政との連携を密にし、地域防災力の向上を図る。

また、川崎市自主防災組織連絡協議会は、各区自主防災組織連絡協議会相互の連携を図るとともに、市と連携し、自主防災組織のリーダーの育成に努める。

#### 2 自主防災組織の活動支援

##### (1) 自主防災組織の活動に対する助成（川崎市自主防災組織活動助成金）

自主防災組織が防災訓練及び防災知識の啓発活動を通して、防災に関する地域住民の連帯感を高め、災害発生時にその機能を十分発揮できるよう、平常時からの組織活動を促進するために活動助成金を交付する。

##### (2) 自主防災組織の防災資器材購入に対する補助（川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金）

災害時の防災活動を行う上で必要な防災資器材の購入に対して補助金を交付し、地域の防災体制の充実を図る。

##### (3) 地域防災活動への助成（川崎市地域防災活動促進助成金）

市及び各区の自主防災組織連絡協議会の自主的な活動を奨励し、災害時の避難生活に備えた訓練及び啓発活動等の地域防災活動を促進するために、協議会に対して助成金を交付する。

##### (4) 自主防災組織の防災資器材の備蓄場所の確保【上下水道局、建設緑政局】

市は、防災資器材の備蓄場所を確保できない自主防災組織に対して、可能な限り備蓄場所の確保に協力する。

##### (5) 自主防災組織等への防災資器材の貸出し

市は、市内で活動する自主防災組織、町内会、自治会その他市長が認める団体が実施する防災訓練や防災知識の啓発活動等に際して、申請を受けた場合に市が所有する防災資器材を貸し出す。

##### (6) 自主防災組織に対する訓練指導【区、消防局、上下水道局、環境局】

市は、自主防災組織が実施する訓練に対し、所管業務に応じた訓練指導を実施する。

##### (7) 自主防災組織への助言等

市は、自主防災組織からの防災活動に関する相談等に対し、必要な助言等を行う。

#### 3 自主防災組織の普及・啓発

市及び自主防災組織連絡協議会は、市民及び事業所に対し、定期的な広報誌の発行、ホームページ

ジ、区民祭や地域の集会などのあらゆる機会を活用して、自主防災組織の取組・活動を広報するとともに、積極的に自主防災組織の活動に参加するよう呼びかけるなど、広く普及・啓発を行う。

#### 4 自主防災組織以外の団体への活動支援

市内で活動する自主防災組織以外の団体が、自助・共助の基本理念に基づき、地域防災力の向上に資することを目的として行う防災活動を支援するため、防災知識の普及啓発を行い、防災意識の高揚を図るとともに、市の施策や公益社団法人等で行われる補助制度などの活用について周知していく。

(資料編 川崎市自主防災組織育成指導要綱)

(資料編 「川崎市自主防災組織連絡協議会」設置に関する要綱)

(資料編 川崎市自主防災組織活動助成金交付要綱)

(資料編 川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱)

(資料編 川崎市地域防災活動促進助成金交付要綱)

(資料編 下水道施設における市民利用施設内に自主防災組織が設置する防災用資器材保管庫に関する取扱い要領)

(資料編 川崎市防災資器材貸出要綱)

(資料編 都市公園内に自主防災組織が設置する防災用資器材保管庫に関する取扱い要領)

(資料編 災害用トイレの町内会等への貸付け要領)

### 第4節 防災ネットワークづくりの推進【危機管理本部、区】

地域防災拠点を中心とした地域に密着した防災体制づくりを推進するため、避難所ごとに自主防災組織を中心とした地域住民等によるネットワークづくりを推進する。

#### 1 防災ネットワーク連絡会議・避難所運営会議の設置

防災ネットワークづくりのため、避難所ごとに自主防災組織のほか、PTA、子ども会等、様々な分野で活躍している人たちや団体を構成員とした「避難所運営会議」の設置を推進するとともに、地域防災拠点区域内の各避難所運営会議の代表者で構成する防災ネットワーク連絡会議の設置を推進する。

#### 2 防災ネットワーク連絡会議・避難所運営会議の活動

		防災ネットワーク連絡会議	避難所運営会議
平常時	構成	地域防災拠点区域内の各避難所運営会議の代表者	自主防災組織、PTA、子ども会、施設管理者等
	役割	各避難所運営会議の活動についての協議・情報交換など	災害時の避難所運営の検討、啓発活動、避難所運営訓練などの活動を通じて、避難所区域内にある自主防災組織・PTA、子ども会、施設管理者等、様々な分野で活躍している人たちや団体を結ぶネットワークを形成する。
災害時	構成	地域防災拠点区域内の各避難所運営会議の代表者	自主防災組織、PTA、子ども会、施設管理者等
	役割	各避難所運営についての協議・情報交換及び避難所間の調整など	避難所の運営

## 第5節 消防団の充実・強化【消防局】

消防団は、防災活動等を消防署と連携して実施し、風水害等各種災害による被害の軽減を図ることを任務としているが、発災後、地域住民による積極的な自主防災活動が行われるためには、地域における防災の要である消防団の的確なリードが不可欠であるため、「共助」の推進のため、次のような消防団の防災活動力の充実・強化に努める。

### 1 消防団員に対する防災教育

配置した救助資器材等を安全かつ効果的に活用できるよう、大規模災害を想定した実践的な各種訓練の充実を図る。

### 2 情報伝達手段の確立

迅速に災害情報を伝達するため、消防団幹部等への通信手段を活用し、情報伝達手段の確立を図る。

### 3 救助資器材等の増強配置

発災後、地域において各消防団が円滑かつ効果的に活動できるよう、救助資器材等の配置を図る。

## 第6節 企業防災の促進【危機管理本部、経済労働局】

企業は、災害時の事業継続性（Business Continuity）の確保に努めるにとどまらず、地域においては事業活動を行う地域社会の一員として、その社会的責任を果たすため、災害発生時には、その組織力や所有する敷地、資器材等をもって、住民とともに周辺地域における防災活動を行うことが求められる。

このため、日頃から防災関係機関や地域住民、他の事業所自衛消防組織等と連携するなど、事業所及びその周辺地域の被害を軽減するための地域防災体制づくりや災害からの早期復旧など地域社会の貢献に努める。

### 1 企業の防災対策

事業所における被害を軽減するため、施設・設備の災害対策の実施、従業員への防災教育・訓練の実施、防災対応、事業継続計画（Business Continuity Plan：BCP）の策定等を推進し、防災力の向上に努める。また、効果的な防災を推進するため、自衛消防組織等の防災組織を編成し、防災対応に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、市が実施する企業等との協定締結や防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、不特定多数の市民を集客する施設を保有・管理する事業者等は、災害時における施設の利用者等の安全確保や被害拡大を防ぐため、必要な対策を講じるよう努める。

なお、従業員が安心して防災対応、業務の継続ができるよう家族との安否確認体制の整備、最低3日間、推奨1週間分以上の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄等についても推進する。

さらに、発災後には「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則のもとに、一定期間従業員を収容できる体制を整える。

### 2 地域住民等との連携

企業は、地域社会の一員として、地域住民、市、他の事業所自衛消防組織等と協力し、災害発生時に、次の事項について相互連携した災害応急活動が円滑に実施できるよう、「川崎市防災協力事業所登録制度」等を活用し、日頃から訓練の実施や、事業活動に支障のない範囲で地域の訓練に参加するなど協調体制づくりを進める。

(1) 救出救護活動、応急手当等の実施に関すること。

- (2) 被害情報の収集、伝達に関すること。
- (3) 救出救護資器材、備蓄物資の提供に関すること。
- (4) 被災者の避難収容に関すること。

### 3 事業継続計画（BCP）の策定

企業は、個々の部署ごとの対応ではなく、組織全体の経営戦略として、災害時に可能な限り短時間で重要な機能を再開するための対応方針を、事前に準備することが重要である。このため、企業がBCPを策定し、同計画に基づき対策を実践し、それを改善・発展・定着させるための継続的な取組を平時から、次のように実施する。

- ① 経営者が方針を立て、
- ② 計画を立案し、
- ③ 日常業務として実施・運用し、
- ④ 従業員の教育・訓練を行い、
- ⑤ 結果を点検・是正し、
- ⑥ 経営者が見直すことを繰り返す、

このような一連のサイクルをBCPとして明確に規定、遵守することを進める。

### 4 行政による企業防災の推進

市は、市内企業・事業所における防災の取組を推進するため、企業・事業所に必要な防災対策（施設・設備の災害対策、従業員・顧客の安全確保、業務継続計画（BCP）の策定等）について普及啓発に努め、防災意識の高揚及び取組の推進を図る。

また、企業の防災体制の構築を図るため、「川崎市防災協力事業所登録制度」の運用や地域住民への広報を通じて、企業と地域住民等との連携強化を促進し、地域防災力の向上を図る。

（資料編 川崎市防災協力事業所登録制度実施要綱）

### 第7節 応援協定の締結及び実効性の確保に向けた取組の推進

近年の災害の頻発化、激甚化等により、救助等の実施に当たっては、国や他の地方自治体、関係団体等の支援等が不可欠であり、市では、医療救護・福祉、物資の調達、輸送、帰宅困難者支援等を目的としたさまざまな災害時協定を締結している。

各局は、災害発生時に迅速かつ円滑な支援が受けられるよう所管する協定の連絡体制や資機材、実施体制の把握に努めるなど実効性の確保に向けた取組を推進するものとする。

### 第8節 その他防災力の活用【危機管理本部、消防局】

市は、防災に関する知識及び技術を持つ市民を登録、あるいは養成し、災害時はもとより平常時の防災に関する普及啓発活動等の指導者として活動できるよう支援する。

#### 1 川崎市防災インストラクター制度【危機管理本部】

防災に関する知識及び技術を持つ市民を、地域での防災啓発や訓練等の指導者として、「川崎市防災インストラクター」に登録、公表し、防災に関する正しい知識と技術の普及を推進する。

#### 2 市民救命士等の養成【消防局】

発災時の地域での応急手当の実施者として、また平常時においては、応急手当の普及啓発活動の指導者として「市民救命士等」を養成し、応急手当に関する正しい知識と技術の普及を推進する。

（資料編 川崎市防災インストラクター登録要綱）

## 第9節 大規模な建築物における防災力向上【危機管理本部、まちづくり局、区】

大規模なマンションやオフィスビル・商業施設など受変電設備等を有する建築物が、洪水や内水氾濫による水害により当該設備等に被害を受け電源喪失した場合、エレベーター、給排水ポンプ、消防設備などが使用できなくなるといった問題が発生する。また、水害による被害の程度や被害を受けた設備の種別等によっては、復旧に多くの時間を要することが想定される。

そのため、大規模な建築物においては、様々な主体が水害に伴う特有のリスクを理解し、自助・共助・公助に基づき、適切な備えを実施することで防災力の向上に努めるものとする。

### 1 大規模な建築物の水害対策

- (1) 大規模なマンションの居住者・所有者・管理組合等は、国の建築物における電気設備の浸水対策ガイドラインなどを踏まえ、水害による被害のリスクを理解し、受変電設備の浸水被害等を防止するための対策に努めるとともに、在宅避難時における建物のライフラインの停止等に備え、事前に必要な備蓄を行う。

また、水害発生時におけるマンション内での連絡体制や対応方法等について共有を図る。

- (2) 大規模なオフィスビルや商業施設などの所有者・占有者・管理者等は、国のガイドラインなどを踏まえ、水害による被害のリスクを理解し、受変電設備の浸水被害等を防止するための対策に努める。
- (3) 水害などの災害発生時は、同じ建物内や周辺地域の方々との連携・助け合いが重要であることから、平時から協力できる関係づくりに努める。

### 2 普及啓発

- (1) 市及び区は、大規模なマンションの居住者や所有者等に対し、国のガイドラインなどを踏まえた適切な水害対策や、ぼうさい出前講座によるマンション特有のリスクへの備えに係る普及啓発を行う。
- (2) 大規模なオフィスビルや商業施設などの所有者は、管理者等に対し、国のガイドラインなどを踏まえ、適切な水害対策に係る普及啓発を行う。

## 第10節 地区防災計画の提案等【危機管理本部、各局室区】

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、共同して、当該地区における防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画を作成し、地域防災計画に定めることを市防災会議へ提案できる。市防災会議は、提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に反映させるものとする。

## 第11節 災害対応の拠点となる庁舎等や公共施設の耐災害性の向上【まちづくり局、危機管理本部、関係局区】

災害時における迅速かつ円滑な応急対応及び必要な行政サービスの継続的な提供を図るため、関係局区と連携し、災害時における施設の機能や業務の重要性等の観点から、優先度や対策の方向性等を検討し、計画的に庁舎等の更なる耐災害性の向上に向けた取組を推進する。

### 1 庁舎等の耐災害性の向上

洪水や内水氾濫により、受変電設備等を有する庁舎等が、当該設備等に被害を受け電源喪失等した場合、災害時の応急対応等に影響が出ることを想定されるため、浸水リスクが想定される庁舎等に

については、ハード、ソフトの両面から対策を図るものとする。

## 2 公共施設の水害対策

市が管理する公共施設については、ハザードマップ等を確認の上、水害による被害のリスクや影響を考慮し、施設の状況に応じた水害対策を図るものとする。

## 第2章 河川の対策【関東地方整備局、県、建設緑政局河川課、区道路公園センター、

**危機管理本部、関係局区】**

### 第1節 河川の管理【関東地方整備局、神奈川県、建設緑政局河川課】

市内の河川は、多摩川と鶴見川の2つの水系に分かれ、国管理の一級河川が3河川、県管理の一級河川が10河川、市管理の準用河川が9河川と普通河川が12河川ある。また、一級河川のうち指定区間は県が管理しているが、そのうち4河川は県と市が協定を結び、市が工事と維持を行っている。

河川管理者	種別	河川名
国	一級河川	多摩川・鶴見川・矢上川
神奈川県	一級河川 (指定区間)	三沢川・鶴見川・矢上川・有馬川・麻生川・真光寺川・(平瀬川・平瀬川支川・二ヶ領本川・五反田川) ※( )内は、本市との協定河川
川崎市	一級河川 (協定河川)	(平瀬川・平瀬川支川・二ヶ領本川・五反田川) ※( )内は、県との協定河川
	準用河川	五反田川・三沢川・二ヶ領本川(上河原線)・二ヶ領用水(宿河原線)・矢上川・有馬川・真福寺川・麻生川・片平川
	普通河川	二ヶ領用水(円筒分水下流)・山下川・旧三沢川・平瀬川支川・三沢川・渋川・江川・矢上川・有馬川・早野川・真福寺川・片平川

(本章末資料 市内河川図)

### 第2節 河川の整備【関東地方整備局、神奈川県、建設緑政局河川課】

市内河川の多くは、延長が短く、かつ流域面積が小さいため、短時間の集中豪雨により浸水被害が発生しやすく、また、河川への流入量の増大など都市河川特有の性質も持っている。

そこで、一級河川平瀬川水系(平瀬川、平瀬川支川、二ヶ領本川、五反田川)については、時間雨量50 mm/hに対応できる整備を進めている。二ヶ領本川と五反田川については、河道上空を主要地方道が占有し、河道拡幅による改修が不可能な箇所があるため、水系の抜本的治水対策として、五反田川の洪水を直接多摩川に放流する放水路を整備し、令和6年3月に本格運用を開始した。

また、準用河川においても、50 mm/h 対応整備を進めている。

なお、引き続き将来計画に向け主に次の整備を行っていく。

#### 1 河道断面の確保対策

河道断面が不足している箇所において、計画高水位以下で安全に流下させるため、河道掘削等の河道断面確保対策を実施する。

#### 2 洪水調節施設整備

洪水時に河川から水を取り込み一時的に貯水し、下流部の負担及び洪水被害の軽減を図るため洪水調節施設の整備を実施する。

#### 3 河川調整池・放水路の整備

沿川の市街化が著しく河道拡幅や洪水調整施設の整備が困難な箇所においては、流域から河道への流出を抑制し、河川の洪水流量を低減させる河川調整池及び洪水を放流する放水路の検討、整備

を行う。

市整備河川一覧表

令和7年4月1日現在

<u>河川区分</u>		<u>河川数</u>	<u>河川延長 (m)</u>	<u>整備済延長 (m)</u>	<u>整備率 (%)</u>
<u>一級河川</u>	<u>50mm/h</u>	<u>4</u>	<u>17,430</u>	<u>14,639</u>	<u>83</u>
<u>準用河川</u>		<u>9</u>	<u>20,475</u>	<u>16,952</u>	<u>83</u>
<u>普通河川</u>		<u>12</u>	<u>25,830</u>	<u>25,585</u>	<u>99</u>
<u>合計</u>		<u>25</u>	<u>63,735</u>	<u>57,176</u>	<u>90</u>

**第3節 雨水対策【関東地方整備局、神奈川県、建設緑政局河川課】**

1 流域貯留浸透事業

都市化の著しい河川流域における雨水の流出量の増加に対し、河川の治水安全度を向上させるため流域内の公共公益施設である学校、公園、市営住宅などの敷地内に、流域浸透機能をもつ施設を設置し、雨水流出の抑制に努める。

2 雨水流出抑制指導

近年の急激な市街化は流域の保水機能を低下させ、雨水の流出量の増大をもたらしているが、流域の保水、遊水機能の維持に努める必要性から、開発行為等において雨水流出抑制施設の設置を指導し、浸水被害の防止を図る。

**第4節 取水堰及び水門等の維持管理及び操作【関東地方整備局、神奈川県、建設緑政局河川課、区道路公園センター】**

管理者及び操作責任者は、取水堰及び水門の維持管理を行い、水害を防止するために適切な操作を行う。また、管理責任体制及びその操作について明確にするものとする。なお、一級河川多摩川の増水時、河川氾濫等から市民の安全を確保するため、関係機関と水門操作情報の共有を図る。

取水堰等一覧表

河川名	位置	名称	構造	管理者	操作責任者
二ヶ領本川	高津区久地	円筒分水取水水門	自動	川崎市建設緑政局河川課	高津区役所道路公園センター
二ヶ領本川	高津区久地	円筒分水取水水門	手動	川崎市建設緑政局河川課	高津区役所道路公園センター
二ヶ領本川	多摩区登戸	一本塚堰	自動	川崎市建設緑政局河川課	多摩区役所道路公園センター
二ヶ領本川	多摩区长尾	長尾水門	半手動	川崎市建設緑政局河川課	多摩区役所道路公園センター
<u>五反田川</u>	<u>多摩区地内</u>	<u>五反田川放水路</u>	<u>自動</u>	<u>川崎市建設緑政局河川課</u>	<u>多摩区役所道路公園センター</u>

(資料編 二ヶ領用水水門操作協約)

(資料編 多摩川増水時における「国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所」と「川崎市」との水門操作情報の共有についての覚書)

(資料編 多摩川増水時における「味の素株式会社川崎事業所」と「川崎市」との水門操作情報の共有についての覚書)

(資料編 五反田川放水路操作規則)

## 第5節 洪水の浸水想定区域の指定【関東地方整備局、神奈川県】

関東地方整備局及び県は、計画規模降雨及び想定最大規模降雨を基に洪水の被害想定を行い、浸水想定区域を指定する。

各河川の浸水想定区域の計画規模降雨及び想定最大規模降雨

河川名	計画規模降雨	想定最大規模降雨
多摩川	多摩川流域の 48 時間総雨量 457 mm	多摩川流域の 48 時間総雨量 588mm
多摩川水系平瀬川・平瀬川支 川・二ヶ領本川・五反田川	平瀬川流域の 1 時間最大雨量 90 mm	平瀬川流域の 24 時間総雨量 410mm
多摩川水系三沢川	三沢川流域の 1 時間最大雨量 100 mm	三沢川流域の 24 時間総雨量 416mm
鶴見川 (鶴見川水系鶴見川・ 矢上川・麻生川・真光寺川・ 有馬川)	鶴見川流域の 48 時間総雨量 405 mm	鶴見川流域の 48 時間総雨量 792mm

## 第6節 ハザードマップの作成・公表【建設緑政局河川課】

浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた洪水ハザードマップを作成、公表し、洪水予報の伝達方法、避難場所等について住民に周知徹底を図り、水害による被害の軽減を図っていくものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

## 第7節 避難行動の啓発【危機管理本部、関係局区】

台風や洪水等の風水害は、ある程度台風の進路や規模等から予測が可能であることから、第4部第2章「避難対策」に基づく避難行動について、様々な機会を通じて周知を図ることとする。

なお、近年では、短時間で局地的な集中豪雨が発生するなど、気候変動に伴う事前の予測が困難な事象も増加していることを踏まえ、避難行動の周知にあたっては、ハザードマップにより、自身の住まいの地域等の浸水の危険性などをあらかじめ確認するなど、発災時の状況に応じた適切な避難行動につながるよう啓発に努めていく。



### 第3章 下水道施設の整備【上下水道局】

#### 第1節 下水道（雨水管きよ等）の整備【上下水道局】

下水道は生活環境の改善、公共用水域の水質保全とともに、浸水防除という役割を持った重要な都市基盤施設である。市では、昭和6年より下水道事業に着手し、現在、下水道の人口普及率は令和6年度末で99.6%に達している。一方、浸水の防除については、雨水管きよの整備や既存の水路・側溝などで対応しており、整備水準は5年に1回程度の降雨（時間雨量52mm）に対応している。令和6年度末の雨水管きよが整備された面積を示す雨水整備率は57.3%となっている。

また、都市化の進展による雨水流出量の増大や局地的な集中豪雨など、近年の降雨特性の変化により、浸水被害が発生していることから、浸水状況を考慮して、貯留管やバイパス管などの整備により10年に1回程度（時間雨量58mm）の降雨にも対応した雨水整備を進めている。さらに、ターミナル駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区の都市活動に重大な影響を及ぼす地域については、国の「下水道浸水被害軽減総合事業」を活用し、浸水安全度の更なる向上に取り組んでいる。

#### 第2節 ポンプ場の機能向上【上下水道局】

下水道は自然流下による排水を原則としているが、地形上これが困難な地域では強制排水のためのポンプ場を配置している。現在稼動しているポンプ場は19箇所であるが、施設の老朽化に伴いポンプ場の機能が損なわれることのないよう適切な維持管理を行うとともに、人口や雨量の変動を踏まえた機能向上にむけ計画的な再整備・再構築を進める。

流域	ポンプ場	箇所数
東京湾	大島、渡田、京町、観音川、大師河原	5箇所
多摩川	六郷、古市場、小向、戸手、丸子、登戸、等々力	7箇所
鶴見川	加瀬、天王森、渋川、江川、蟹ヶ谷、久末、踊場（污水）	7箇所

#### 第3節 貯留施設の整備【上下水道局】

市内に4箇所の雨水滞水池（滞水池容量合計89,280 $m^3$ ）及び10箇所の雨水貯留管等（総延長9,879m、貯留量293,100 $m^3$ ）を整備している。雨水滞水池は、初期雨水を一時的に貯留し、合流式下水道からの越流水による汚濁負荷量を減少させることを主目的とした施設であり、一部施設は、浸水被害を軽減するための貯留施設としても運用する。一方、雨水貯留管は浸水被害を軽減するために、下水を一時的に貯留することを主目的とした施設であり、一部施設は、雨水滞水池と同様に初期雨水を一時的に貯留することで汚濁負荷量の減少を図る施設としても運用する。

名称	形状（m）	滞水池容量（ $m^3$ ）
大島雨水滞水池	19×35×4×8池	21,280
京町雨水滞水池	21×32×8×4池	18,000
渡田雨水滞水池	25×48×5×4池	24,000
観音川雨水滞水池	25×34.8×8×2池 25×28.8×8×2池	26,000

名 称 等		形状 (m)	貯留量(m <sup>3</sup> )
江川雨水貯留管		8.5×1,490	81,000
渋川雨水貯留管		10.4×1,760	144,000
大師河原1号雨水貯留管		2.6×512	2,600
大師河原2号雨水貯留管		3.0×278	1,700
大師河原貯留管		5.0×2,050	35,600
戸手2号雨水貯留管		4.25×740	10,300
戸手3号雨水貯留管	貯留管	3.0×106	700
	貯留池	8.0×32.0×14.3	3,400
平間雨水貯留管		2.4×1,167	5,300
川崎駅前雨水貯留管		2.2×1,123	<u>4,500</u>
川崎駅西口雨水貯留施設	貯留管	1.0×653	500
	貯留池	19.5×36.0×6.0	3,500

#### 第4節 低地改良の推進【上下水道局】

家屋が低地にあるため降雨等により浸水するのを防止するため、融資制度を設け、土地の改良に必要な資金を融資し、所有者による家屋の浸水の改善を促進する。

制度名称	融資額	対 象	融資条件等	根拠法令
浸水低地改良 資金融資制度	200万円 以内	浸水低地改良資金 貸付審査会により 決定する。	1 融資利率 3.6% 2 償還期間 5年以内の元利均等償還	川崎市浸水低地改 良資金貸付条例

(資料編 川崎市浸水低地改良資金貸付条例)

(資料編 川崎市浸水低地改良資金貸付条例施行規程)

## 第4章 港湾・高潮の対策

【**危機管理本部**、建設緑政局河川課、港湾局整備計画課、川崎港管理センター】

### 第1節 波浪・高潮対策の施設整備・管理【建設緑政局河川課、港湾局整備計画課、川崎港管理センター】

台風や発達した低気圧等による波浪や高潮に対して被害を防ぐため、波浪については東扇島防波堤や扇島埋立地等により護ることとし、高潮に対しては内陸続きの海岸線に築造した防潮堤で防護する。

海岸保全施設である防潮堤や防潮扉については、神奈川県「海岸保全基本計画」に基づき、気候変動の影響を踏まえた防護水準への対応及び老朽化対策など、施設の改修等を行う。

#### 1 防潮堤

防潮堤については、かさ上げによる防護水準への対応や、老朽化による機能不全を防ぐための計画的な維持管理など、施設の改修等を行う。

#### 2 防潮扉

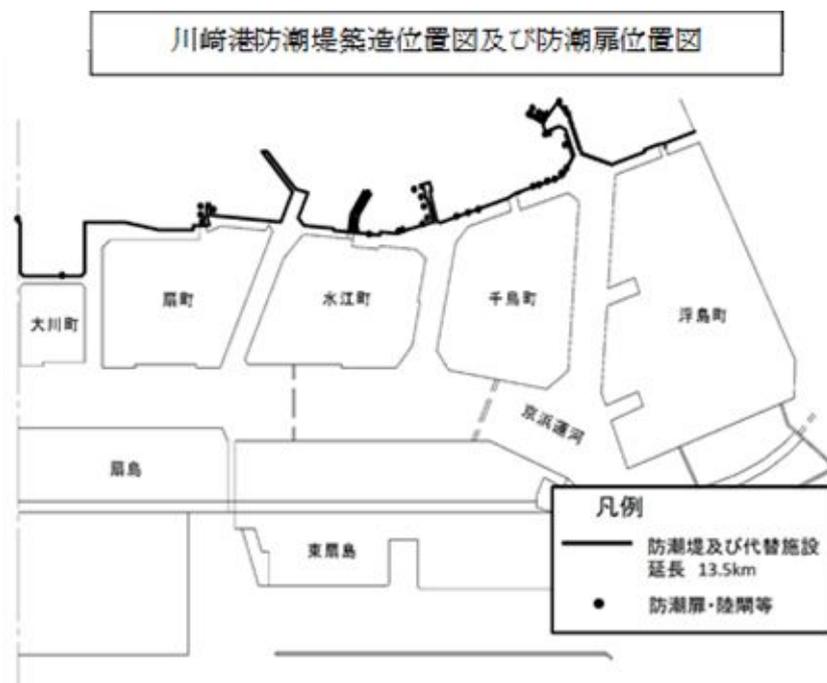
防潮扉の開閉作業を年数回実施して、その異常の有無を点検し、所要の措置をとるとともに、常備器具の保管状況を確認する。また、防潮扉を閉鎖するまでの時間を短縮するため、順次、角落とし式から引き戸式等の防潮扉へ改修を進めるとともに、閉鎖作業について企業との連携を強化し、迅速かつ確実な作業体制を確保する。

#### 3 河港水門

令和元年東日本台風による浸水被害を踏まえ、ゲートのかさ上げ等の改修工事を実施しており、堤防としての機能について、適正に維持管理していく。

#### 4 検潮器の機能維持

検潮器の適切な維持管理を行い、津波等による潮位変動及び異常潮位の発生時においても潮位観測が確実にできる体制を確保する。



(資料編 川崎河港水門の維持管理及び水門操作取扱要領)

## 第2節 高潮浸水想定区域の指定【神奈川県、危機管理本部、建設緑政局、港湾局、区】

県は、想定しうる最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に、浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表する。

市は、浸水想定区域・水深・浸水継続時間等を周知し、浸水による被害の軽減を図っていくものとする。

### 1 最大規模の高潮の発生が想定される台風

- (1) 中心気圧 (910hPa) ※室戸台風級
- (2) 移動速度 (20、30、40、50、53、60、73 km/h)

※伊勢湾台風級 (73km/h) の他に東京湾周辺で被害が発生した 20、30、40、50、53、60km/h の移動速度の台風を想定

- (3) 半径 (20、30、40、75 km)

※伊勢湾台風級 (75km) の他に東京湾周辺で被害が発生した 20、30、40km の半径の台風を想定

### 2 想定される水深・浸水継続時間等

- (1) 最大高潮水位 T.P. +3.90m (川崎区)
- (2) 最大浸水面積 川崎区 33.5 k m<sup>2</sup>、幸区 6.6 k m<sup>2</sup>、中原区 3.3 k m<sup>2</sup>
- (3) 最大浸水深 約 4.5m (中原区)
- (4) 最大浸水継続時間 1週間以上 (川崎区)

## 第3節 企業及び防災組織等との連携【港湾局】

川崎港における港湾施設は、港湾管理者の管理する施設と民間企業の保有する施設とが一体となって機能を形成しており、災害発生時の機能の保守については、市及び事業所が一体となった対策が必要である。したがって、災害時に備え、各運河に接する施設を管理する企業又は防災組織等と密接な協力関係を設定し、災害時には、地区を分担して対処する。

## 第5章 土砂災害・宅地災害対策【神奈川県、まちづくり局指導部、

### 危機管理本部、区、建設緑政局、区道路公園センター】

市域において、急傾斜地の多い市北西部を中心に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」及び「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」に基づき、県知事は市長の意見を聴いて、土砂災害警戒区域等の指定及び急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、市とともに土砂災害の防止に努めている。

この他、崖附近地等に建築物や擁壁を設ける場合は、建築基準法令及び宅地造成等工事規制区域においては宅地造成及び特定盛土等規制法令に規定された技術基準により建築物の敷地、排水施設、基礎及び擁壁等の構造等に関し、規制・指導を行うものとする。

また、未然に崖崩れ災害を防止するため、危険崖や擁壁の巡視、崖の保全、改善工事等の指導により、崖崩れ防災対策を進める。

## 第1節 土砂災害防止対策【神奈川県、まちづくり局指導部、危機管理本部、区】

### 1 土砂災害警戒区域の指定

#### (1) 土砂災害警戒区域の基準（急傾斜地の崩壊）

- ア 傾斜度が30度以上であって、高さが5m以上の区域
- イ 急傾斜地の先端から水平距離が10m以内の区域
- ウ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍以内（50mを超える場合は50m）の区域

#### (2) 土砂災害警戒区域への対策

ア 市は、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、避難体制の整備を図る。情報の伝達手段としては、市ホームページ、川崎市防災ポータルサイト・防災アプリ、メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM、防災行政無線、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の整備を実施する。

イ 市は、警戒区域内の要配慮者利用施設に対して、円滑な避難が行われるようメールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、防災行政無線等による情報伝達を行う。

ウ 市は、土砂災害ハザードマップを作成し、土砂災害の情報や避難について周知する。

### 2 土砂災害特別警戒区域の指定

#### (1) 土砂災害特別警戒区域の基準

土砂災害警戒区域のうち、土石の移動又は堆積により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動又は堆積に対して住民等の生命又は身体に著しい危害を生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域

#### (2) 土砂災害特別警戒区域への対策

ア 県は、特定開発行為に対し、許可制として、一定の規制を行う。

イ 市は、居室を有する建築物に対し、建築基準法に基づく建築確認の際に、土砂災害対策に対する構造審査を行う。

ウ 県は、災害防止のため必要に応じて、建築物の所有者に対し、移転等の勧告を行う。

### 3 急傾斜地崩壊危険区域の指定

#### (1) 急傾斜地崩壊危険区域の基準

急傾斜地（傾斜度が 30 度以上である土地）の高さが 5 メートル以上のもので、急傾斜地の崩壊により危険が生ずるおそれのある人家が 5 戸以上あるもの又は、5 戸未満であっても、官公署、学校、病院、旅館等に危険が生ずるおそれがある区域

## (2) 急傾斜地崩壊危険区域への対策

- ア 県は、災害防止のため、必要に応じ土地所有者、行為者に防災工事を勧告することができる。  
また、一定の基準を満たす場合は、急傾斜地崩壊防止工事を実施する。
- イ 県は、制限行為が行われ、崖崩れを助長、誘発するおそれがある場合は、土地所有者、施工者に改善命令を出す。
- ウ 市は、建築基準条例に基づき、急傾斜地崩壊危険区域で市長が必要と定める区域を災害危険区域として指定を行い、区域内に建築物を建設する場合、居室を有する建築物に対し、構造規程を定める。
- エ 県、市、防災関係機関等は、定期的にパトロールを実施し、危険箇所の把握及び必要に応じて県は管理者等に対する防災措置の勧告等を実施する。
- オ 市は、市ホームページ、川崎市防災ポータルサイト・防災アプリ、メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティ FM、防災行政無線、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等により、情報の伝達を行う。

(本章末資料 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律概要図)

(本章末資料 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律概要図)

(資料編 土砂災害警戒区域一覧表)

(資料編 急傾斜地崩壊危険区域一覧表)

## 第 2 節 宅地災害の予防対策【まちづくり局指導部】

### 1 宅地造成等工事に対する規制と指導

市は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づく、宅地造成等工事規制区域（川崎市全域）内で行われる宅地造成等工事の許可・指導・監督・検査等を行うとともに、災害の防止上必要があるときは、同法による土地保全の努力義務の規定に基づき、土地所有者に対し、擁壁又は排水施設の設置及び改善等の措置をとることの勧告又は改善命令等を行い、災害の防止を図っている。また、老朽化した擁壁等の改修工事の促進を図るために宅地災害の防止または復旧工事等に対し工事費の一部を助成する「川崎市宅地防災工事助成金制度」の活用や、住宅金融支援機構で行っている「宅地防災工事資金融資制度」の活用を促していく。

さらに梅雨時期前に広報等を活用し、宅地防災の啓発活動を行うとともに、台風等の大雨時には市内崖地等の巡回を行い、宅地の情報把握に努める。

### 2 崖崩れ災害防止対策

市は、崖崩れ災害を防止するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく、急傾斜地崩壊危険区域の新規指定又は区域拡大がされるよう、県と共に事業を推進するほか、指定区域内については、梅雨期前に県及び関係機関と合同でパトロールを実施し、崖の所有者に対して、崖崩れを誘発するような行為（水の放流、切土、盛土、立木の伐採など）の防止について周知・啓発を行う。

また市は、市民から崖地に関する相談等があった場合には現場調査を実施し、その結果、災害のおそれのある崖については、所有者等に対して、改善を促すとともに、必要に応じて勧告や改善命令を行い、崖地の安全対策を推進する。

### 3 急傾斜地の把握等

市は、県が急傾斜地を調査及び把握し、土砂災害警戒区域等に指定する際に、関係機関との調整に協力するとともに、各種情報提供等を行う。

また市は、必要に応じ急傾斜地等の点検・確認を実施するとともに、衛星等による地盤変状観測など新たな技術も積極的に活用して市内の崖の状況を適切に把握することにより、効果的な崖地の安全対策を実施する。

### 4 相談体制の構築

市は、住宅・宅地の安全と防災に関する専門家である一般社団法人地盤品質判定士会との協定の締結により、崖に関する相談に対応できる民間窓口を確保するとともに、出張相談会の実施や必要に応じた専門家の現地派遣等を行うなど、崖地や擁壁の安全性に関する市民からの専門的な相談に対する支援体制を構築する。

### 5 擁壁の改修等、宅地防災工事に係る助成制度

市は、宅地災害の防止又は復旧を目的とした宅地防災工事、崖の変状・変形の進行の抑制を目的とした補修・補強等の宅地減災工事にに対し、工事費用の一部を助成することで、擁壁等の改修促進を図る。

制度名称	川崎市宅地防災工事助成金制度
助成額	【宅地防災工事】 工事資金の3分の1 かつ 上限 300 万円 【宅地減災工事】 工事資金の3分の1 かつ 上限 100 万円
対象	【宅地防災工事】 崖崩れが発生するおそれがある崖の崖崩れの防止又は崖崩れが発生した崖の復旧を目的とし、 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u> 又は建築基準法で定める技術基準に適合する工事 【宅地減災工事】 崖崩れが発生するおそれがある崖の変状又は変形の進行の抑制を目的とし、補修・補強等を行うことによる減災効果が適当であると市長が認める工事 その他、助成金交付要件については交付要綱等による
根拠法令	川崎市宅地防災工事助成金制度助成金交付要綱

(資料編 川崎市宅地防災工事助成金制度助成金交付要綱)

## 第3節 道路崖の適切な維持管理【建設緑政局施設維持課、区道路公園センター】

市が管理する道路法面については、災害時の道路機能確保と交通安全の確保を図るため、計画的に適切な維持管理を行う。

## 第4節 空家等対策【市民文化局、環境局、健康福祉局、まちづくり局、建設緑政局、区、消防局】

適切な管理のなされていない空家等については、災害時に倒壊や外壁、屋根、樹木、廃棄物等の飛散等により、二次被害を発生させる恐れがあることから、市は、平時から災害による被害が予測される空

家等の状況の確認に努め、所有者等への意識啓発を促し、地域住民からの相談や空家情報に対しては、区役所や空家対策関係部署の窓口等に対応する。その後、空家の課題及び相談者の主訴に応じて、まちづくり局等、関係部署で連携して対応し、情報共有を行うものとする。また、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置を行う場合は、関係局区が連携し適切な対応を行うものとする。

# 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律概要図

1 指定権者 都道府県知事

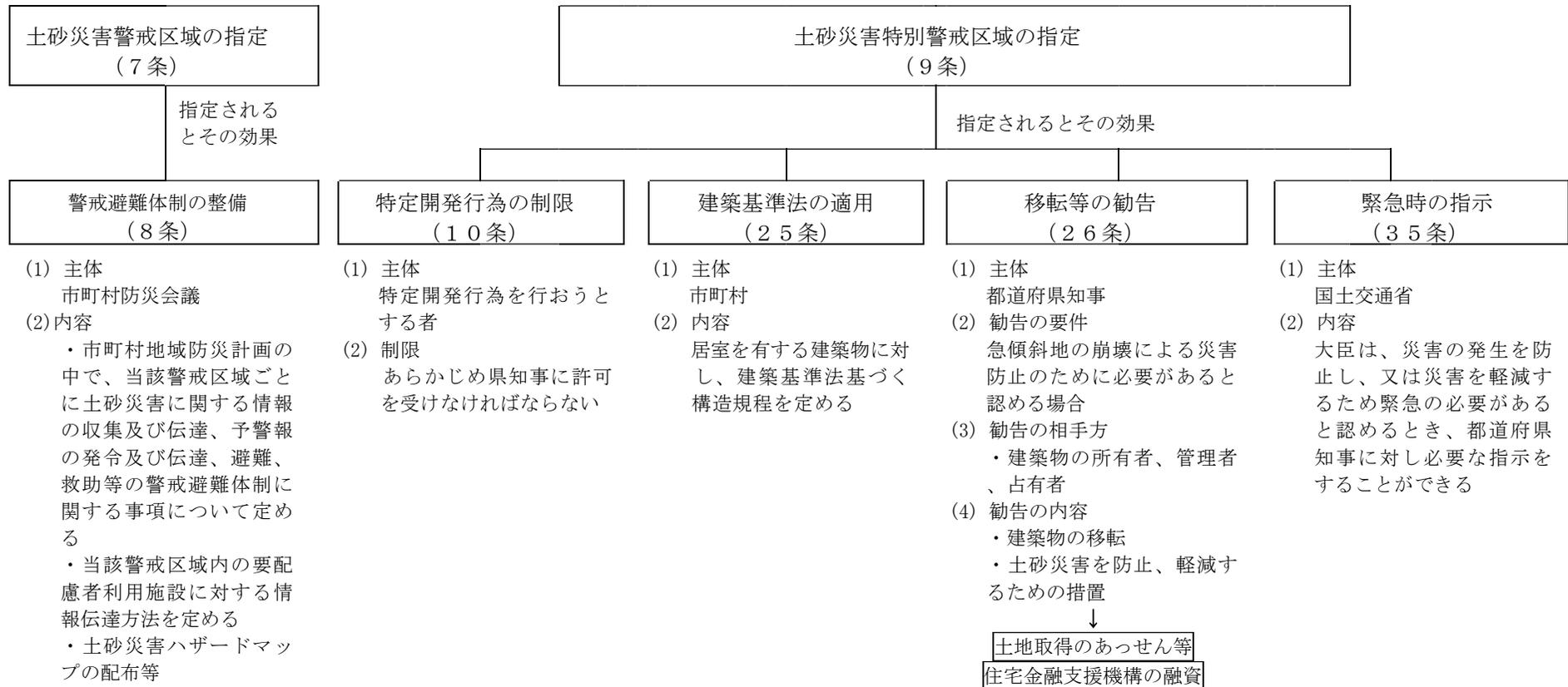
2 区域の要件

(1) 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域で政令に定める基準に該当するもの

(2) 土砂災害特別警戒区域

警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域で、特定の開発行為に対する許可制及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するもの



# 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律概要図

## 1 急傾斜地崩壊危険区域の概要

- (1) 指定権者  
都道府県知事
- (2) 区域の要件
  - ・崩壊により相当数の住居者等に危害が生ずるおそれのある急傾斜地（斜度が30度以上である土地）
  - ・急傾斜地に隣接する地域のうち、急傾斜地の崩壊を助長、誘発するおそれのあるもの

## 2 指定の参考基準（次の各号に該当するもの）

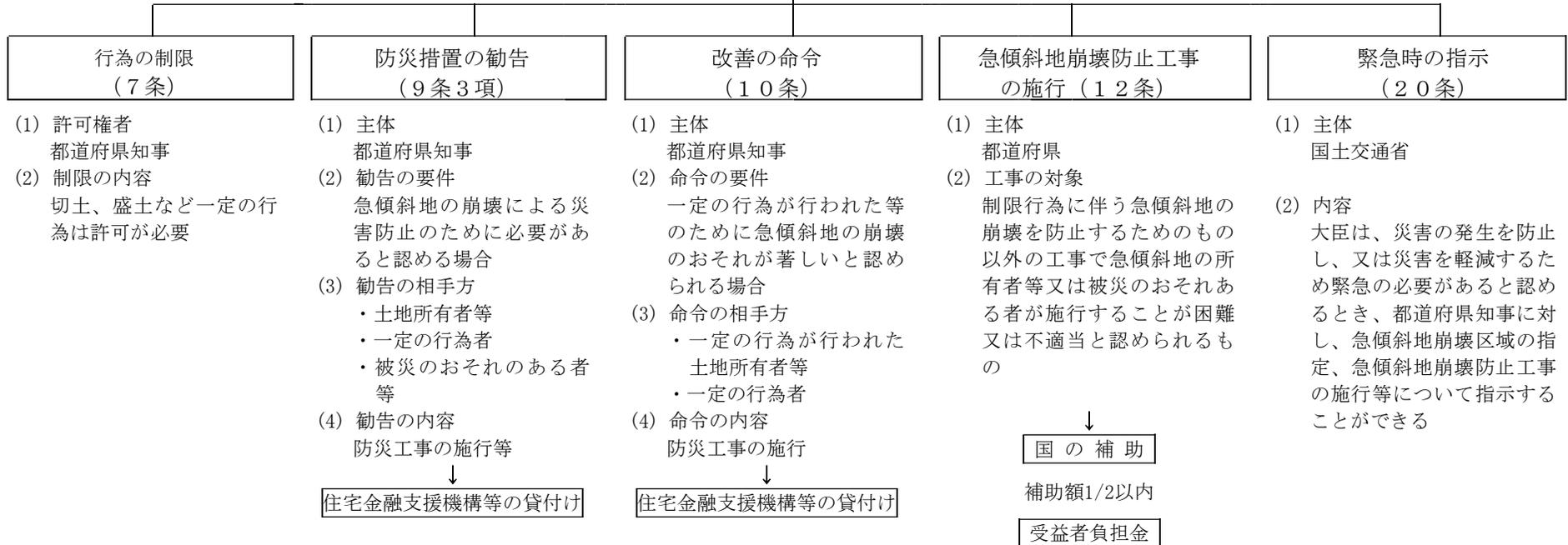
- (1) 急傾斜地の高さが5メートル以上のもの
- (2) 急傾斜地の崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれのあるもの

急傾斜地崩壊危険区域の指定  
(3条)

指定されるとその効果

## 3 行為の制限

- 次の行為は都道府県知事の許可を必要とする。
- ・土石の採取又は集積
  - ・のり切り、切土、掘さく、盛土
  - ・水を放流し、又は停滞させる行為
  - ・木竹の滑下又は地引による搬出
  - ・立木竹の伐採
  - ・ため池、用水路等の施設又は工作物を設置、改造する行為



## 第6章 火山災害対策

### 【危機管理本部、環境局、建設緑政局、健康福祉局、上下水道局、関係局区】

神奈川県地域防災計画において、県下に被害をもたらすおそれのある火山として、富士山、箱根山が位置付けられているが、本市においては、火山からの距離が離れており溶岩流や火砕流等の影響はないと想定されている。ただし、「富士山ハザードマップ検討委員会」が作成した富士山降灰可能性マップによると、市内全域にわたり2～10cm程度の火山灰の堆積が予測されている。

そのため、本計画では、これまで富士山で発生した最大規模の噴火（「富士山ハザードマップ検討委員会」で想定した噴火）を対象とし、主に降灰（火山灰の降下）対策を中心に定めるものとする。

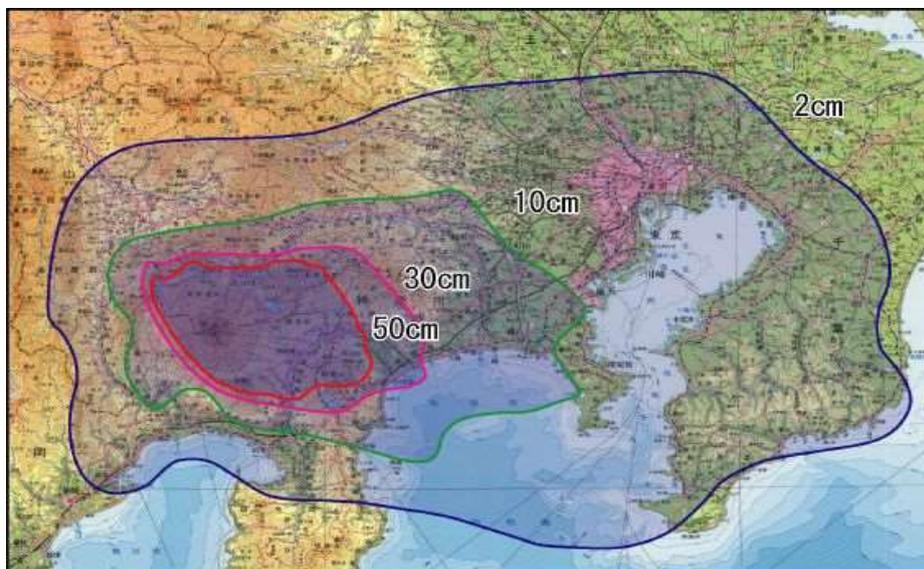
なお、箱根山については、本市への降灰予想はされていないが、本市に被害が発生した場合には同様の対応を行うものとする。

### 第1節 火山灰による被害【危機管理本部】

噴火により噴出した小さな固形物のうち直径2mm以上のものを小さな噴石（火山れき）、直径2mm未満のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。小さな噴石は、火口から10km以上遠方まで風に流されて降下する場合もあるが、噴出してから地面に降下するまでに数分～十数分かかることから、火山の風下側で爆発的噴火に気付いたら屋内等に退避することで小さな噴石から身を守ることができる。

火山灰は、時には数十kmから数百km以上運ばれて広域に降下・堆積し、農作物の被害、交通麻痺、家屋倒壊、上下水及び工業用水道の水質の悪化、航空機のエンジントラブルなど広く社会生活に深刻な影響を及ぼすことがある。また、降り積もった直後の火山灰粒子は、酸性の被膜に覆われており、肺や目へ刺激を与えることがあり、呼吸器系や目の症状を訴える患者の増加などもある。

#### <富士山降灰可能性マップ>



富士山ハザードマップ検討委員会作成

※宝永噴火（1707年）と同程度の大規模噴火を想定し、様々なケースの降灰のシミュレーション結果を包括したものである。よって、一度の噴火で全ての範囲に火山灰が堆積するものではない。

### 第2節 情報収集等【危機管理本部】

- 1 気象庁から発表される火山概況等（月間等）を通じ、富士山や箱根山の噴火警戒レベル等の火山活動状況について情報収集を行う。

情報等の種類	内容	発表時期
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項について解説する情報	火山活動の状況に応じ適時発表
噴火速報	周辺住民や登山者等火山の周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生を知らせる情報	気象庁が常時観測している火山において、噴火の発生を確認した時
火山活動解説資料	地図や図表を用いて、火山活動の状況や警戒事項について解説する情報	毎月上旬及び必要に応じ適時発表
月間火山概況	前1か月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	毎月上旬
噴火に関する火山観測報	噴火が発生した時に、発生時刻や噴煙高度等の情報	随時

※噴火警報等の種類については、第3部第6章第3節7「噴火警報・予報」による

- 2 気象庁「火山監視・警報センター」から噴火警報、降灰予報等が発表され、市内に降灰等が予想される場合に、速やかに情報伝達等が行えるよう情報伝達体制を整備する。

### 第3節 降灰対策等の推進【**危機管理本部**、建設緑政局、環境局、健康福祉局、上下水道局、関係局区】

- 1 火山灰の除灰の方法や資器材の確保・調達方法及び収集した火山灰の仮置き場所等について検討していく。
- 2 降灰による道路の通行不能や、停電などが発生した場合も想定した対策の検討に努める。
- 3 市民や事業者等に対し、火山災害（降灰対策）について正しい理解が進むよう、関連情報の提供や降灰等から身を守るための手段等について普及啓発に努める。
- 4 降灰時に想定される主な屋外業務に従事する職員等の健康被害防止のために、その業務の対応フェーズ、従事時間、従事人数に応じた防護装備の備蓄に努める。

### 第4節 他自治体との連携【**危機管理本部**、建設緑政局、環境局、関係局】

- 1 富士山等が噴火した場合、本市のみならず広範囲にわたり経済活動、市民生活等に影響を及ぼす可能性があるため、国、県、近隣自治体とも連携して、火山灰の収集や処分などの降灰対策や相互の連携強化に向けた検討等を進めていく。
- 2 富士山が噴火し、周辺の自治体に対する応援派遣、避難者の受け入れなど、広域的な支援が必要となった場合は、円滑に避難者の受け入れが行えるよう早期に体制を整えるものとする。ただし、本市においても被害が予測される、又は、発生した場合は、可能な範囲で被災自治体への支援等を行う。

### 第5節 市民等の平時からの備え【**危機管理本部**】

- 1 市民は、日頃から、火山災害に関する知識等の習得に努めるとともに、地震など他の災害と同様の準備を基本としつつ、降灰対策においては噴火や降灰の影響の長期化等の可能性もあることから、家庭において推奨1週間分以上（富士山の宝永噴火では2週間噴火が継続した。）の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等のほか、マスクや目を守るゴーグル、衣料品などの備蓄に努める。
- 2 企業は、事業所での対策として、資器材や食料、飲料水等の備蓄に加え、従業員や顧客の安全確保に努めるとともに、地域社会の一員として、地域住民、市、他の事業所自衛消防組織等と協力し、降灰の除去作業等を相互に連携して円滑に実施できるように努める。

## 第7章 地下街等及び大規模工場等の対策【危機管理本部、

### 建設緑政局河川課、上下水道局】

地下に設けられた施設は、閉鎖的な空間であるため、戸外の状況が把握しにくく、また、浸水を地上から集水しやすく、同じ経過時間でも地上と比較して格段に浸水深が上昇する防災上危険性の高い空間である。そのため、施設利用者の洪水・内水（雨水出水）・高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止が図られるよう対策を講じる必要がある。

また、浸水により、社会経済活動に重大な影響が生じる大規模工場等についても、従業員や施設を保全するため、速やかに浸水防止活動を行う必要がある。

市は、水防法第15条に基づく地下街等及び大規模工場等を次のとおり定め、洪水・内水（雨水出水）・高潮時の浸水想定区域内の地下街及び大規模工場等に対し、防災対策を実施する。

### 第1節 地下街等の範囲【危機管理本部、建設緑政局河川課、上下水道局】

#### 1 地下街等の基準

水防法第15条第1項第4号イに定める地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む）は、次のとおりとする。

- (1) 延べ面積千平方メートル以上の地下街
- (2) 地階の床面積の合計が5千平方メートル以上の施設（ただし、関係者のみが利用する施設を除く。）対象となる具体的な施設は、消防法施行令別表第1のうち次に掲げるものとする。（内水〔雨水出水〕については、地下街に地下で連続していない施設を除く）

(一)	イ 劇場、映画館、演劇場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(二)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗 ニ カラオケボックス等を営む店舗
(三)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(四)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(五)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(六)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム※1、有料老人ホーム※1、介護老人保健施設、老人短期入所事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設※1、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設 (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設

	<p>(5)障害者支援施設※2、短期入所・共同生活援助を行う施設※2</p> <p>ハ(1)老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム※3、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム※3、老人デイサービス事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設※3</p> <p>(2)更正施設</p> <p>(3)助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、一時預かり事業・家庭的保育事業を行う施設</p> <p>(4)児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童発達支援・放課後等デイサービスを行う施設</p> <p>(5)身体障害者福祉センター、障害者支援施設※4、地域活動支援センター、福祉ホーム、生活介護・短期入所※4・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助※4を行う施設</p> <p>ニ 幼稚園又は特別支援学校</p>
(九)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(十三)	イ 自動車車庫又は駐車場
(十六)	その一部が(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる用途に供されているもの

※1 避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。

※2 避難が困難な障害者等を主として入居させるものに限る。

※3 ロ(1)に掲げるものを除く。

※4 ロ(5)に掲げるものを除く。

(3) その他市長が必要と認める施設

(資料編 洪水・内水(雨水出水)・高潮時の浸水想定区域内の地下街等の名称及び所在地)

## 第2節 大規模工場等の範囲【危機管理本部、建設緑政局河川課】

### 1 大規模工場等の基準

水防法第15条第1項第4号ハに定める大規模な工場その他の施設は、「川崎市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例」で定めるところにより、次のとおりとする。

(1) 用途は、工場、作業場又は倉庫とする。

(2) 規模は、延べ面積が10,000平方メートル以上とする。

### 2 川崎市地域防災計画への記載

条例で定める基準に該当する洪水時の浸水想定区域内の大規模工場等から申出があった場合には、名称及び所在地について地域防災計画に定めるものとする。

(資料編 川崎市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設用途及び規模の基準に関する条例)

(資料編 川崎市地域防災計画への記載の申出があった洪水時の浸水想定区域内の大規模工場の名称及び所在地)

### 第3節 避難体制及び浸水防止の整備【危機管理本部、建設緑政局河川課、上下水道局】

#### 1 情報の伝達・収集

市は、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員並びに申出を行った大規模工場等の所有者又は管理者（自衛水防組織を設置している場合はその構成員を含む）に対して、電話、FAX、電子メール等の手段により洪水予報等の情報を迅速に伝達する体制を整備する。また、地下街等及び申出を行った大規模工場等の所有者又は管理者等は、気象情報等の情報収集に努めることとする。

#### 2 避難確保・浸水防止計画等の作成

地下街等の所有者又は管理者は、単独又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な避難確保・浸水防止計画を作成し、市長へ報告するとともに公表するものとする。

また、申出を行った大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水の防止を図るために必要な浸水防止計画の作成に努めるものとする。なお、計画を作成した場合は、市長に報告するものとする。

#### 3 訓練の実施

地下街等の所有者又は管理者は、避難確保・浸水防止計画で定めるところにより、訓練を行うものとする。

また、申出を行った大規模工場等の所有者又は管理者は、浸水防止計画で定めるところにより訓練を行うよう努めるものとする。

#### 4 自衛水防組織の設置

地下街等の所有者又は管理者は、自衛水防組織を設置するものとし、設置したときは、当該自衛水防組織の構成員等を市長に報告するものとする。

また、申出を行った大規模工場等の所有者又は管理者は、自衛水防組織を設置するよう努めるものとし、設置したときは、当該自衛水防組織の構成員等を市長に報告するものとする。

## 第8章 災害時要配慮者対策【健康福祉局、市民文化局、教育委員会、

こども未来局、危機管理本部、総務企画局、建設緑政局、まちづくり局、消防局、区】

台風や洪水等の風水害は事前にある程度予測が可能なため、市及び防災関係機関は、防災上特段の配慮が必要な高齢者及び障害者などの災害時要配慮者に対する情報伝達、避難体制、地域の協力・連携による救出・救護体制の整備に努めることとする。

災害時要配慮者（以下、「要配慮者」という。）とは、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、その他の防災施策及び災害時に配慮を要する人々をいう。このうち、災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとることに支援を要する人々を災害時要援護者という。

注）ここでいう「災害時要援護者」とは災害対策基本法第49条の10に定める「避難行動要支援者」と同義とし、その対象範囲については、災害時要援護者避難支援制度に登録した者（以下「避難支援制度登録者」という。）と併せて、要介護度3～5及び身体障害者手帳1級～4級（4級は肢体不自由を除く）、知的障害程度中度～最重度、精神障害等級1級～2級の範囲とする。

### 第1節 地域と連携した共助体制の確保【健康福祉局、危機管理本部、区、消防局】

災害時において、要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動を取れるようにするため、日頃から行政、自主防災組織、地域住民等が連携して支援体制を構築することが必要であり、積極的に協力関係を築くとともに、啓発・訓練を実施するなど、要配慮者に配慮したきめ細かな防災対策の整備を推進する。

なかでも、在宅の災害時要援護者を適切に支援するためには、支援を必要とする災害時要援護者の状況を迅速かつ正確に把握することが重要である。そのため、市と各区は、災害時要援護者の身体及び生命の保護を目的として、次の取組を推進するものとする。

#### 1 自助・共助の推進【危機管理本部、区】

ひとり暮らし高齢者世帯や寝たきり高齢者世帯あるいは障害者等は、自らの安全確保を図るため、特に浸水等に備えた対策や情報収集に努めるものとする。

また、地域住民や自主防災組織をはじめとする各種団体は、共助の精神に基づき、ひとり暮らし高齢者世帯や寝たきり高齢者世帯あるいは障害者等とコミュニケーションを図り、災害時に情報の伝達、避難の支援等ができる地域づくりに努めるものとし、市はこれらの取組を支援する。

#### 2 災害時要援護者避難支援制度【健康福祉局危機管理担当、危機管理本部、区】

地域の共助による災害時要援護者の避難支援体制づくりを推進するため、市は、在宅で生活する要配慮者の内、支援希望の申込みによって避難支援制度登録者名簿を作成し、この名簿情報を平常時から支援組織である町内会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の地域の支援組織に配布する。

支援組織は、次に掲げる情報が記載された名簿に関する情報の適正な管理に細心の注意を払いながら、あらかじめ災害時要援護者との面談を通じて身体等の状況を把握するとともに、情報伝達手段や避難支援の方法等について確認した上で、避難支援者の確保や、避難誘導訓練の実施等を通じ、円滑な避難支援が行えるよう努めるものとする。

(1) 登録番号

(2) 氏名カナ

- (3) 氏名漢字
- (4) 年齢
- (5) 性別
- (6) 住所
- (7) 連絡先
- (8) 世帯状況
- (9) 身体状況
- (10) 介護保険要支援・要介護認定区分
- (11) 身体障害（障害等級・障害区分）
- (12) 知的障害（障害程度）
- (13) 精神障害（障害等級）

また、災害時には支援者自身と家族の安全を確保した上で、災害情報の伝達や的確な避難誘導を行うものとする。

（資料編 災害時要援護者避難支援制度実施要綱）

### 3 災害時要援護者情報の活用【健康福祉局、区】

健康福祉局及び区は、災害時要援護者の内、避難支援制度未登録者を含め、上記2に掲げる情報を、福祉制度の庁内システムを活用して把握するとともに、定期的にこれらに該当する者の名簿を更新する。災害時には、必要に応じて各避難所等に提供するものとする。

### 4 公助による支援体制の整備

#### (1) 公助による避難支援【健康福祉局危機管理担当、高齢者在宅サービス課、区、消防局】

災害時要援護者の生命及び身体の保護を目的として、区と消防署で災害時要援護者に関する情報を共有し、災害時における関係機関の連携による避難支援体制の確立を図るものとする。

また、健康福祉局は、高齢者の実態把握についても区と連携して調査するものとする。

#### (2) 高齢者及び障害者緊急通報システムの整備・拡充【健康福祉局高齢者在宅サービス課、

#### 障害福祉課】

市は、65歳以上のひとり暮らしの高齢者やひとり暮らしの障害者の安全を確保するため、病気等の緊急時に通報できるシステムの整備を進めてきたが、今後も一層の活用を図るよう努める。

#### (3) ひとり暮らし等高齢者見守り事業の活用【健康福祉局高齢者在宅サービス課】

市は、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、町内会・自治会、老人クラブやボランティアと連携し、ひとり暮らし等高齢者見守り事業の利用者に対し、災害時要援護者避難支援制度への登録を促すなど、災害時の対応について図るものとする。

#### (4) 医療的ケア児者への発災時の電源確保事業【健康福祉局】

市は、大規模災害による停電時の緊急対応として、人工呼吸器を使用している医療的ケア児者に対し、協定締結事業者の協力を得て本市が用意するプラグインハイブリッド車から、医療機器の外部バッテリーへの充電を行うことにより、災害時における医療的ケア児者への支援体制の拡充を図るものとする。

#### (5) 在宅人工呼吸器使用者災害時電源給付事業【健康福祉局障害計画課】

市は、人工呼吸器を在宅で連続6時間以上使用する者に対して、災害時に生命を維持する上で必要となる非常用電源装置等を給付することにより、災害時における要配慮者の支援体制の拡充

を図るものとする。

#### 5 災害時における情報伝達体制の整備【危機管理本部、区】

市は、要配慮者（特に災害時要援護者）や支援者に対し、気象情報・災害情報等を迅速かつ的確に伝達するため、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM、防災行政無線、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用する。

#### 6 要配慮者に配慮した備蓄等の実施

市は、食料・飲料水及び生活必需品等の備蓄に際して、要配慮者に配慮した備蓄品目を検討し備蓄をするほか、関係団体、企業等からの物資供給のための体制づくりを推進するものとする。

（具体的検討品目 おかゆ、紙おむつ、杖、車椅子、ポータブルトイレ、簡易ベッド、ストマ器具他）

#### 7 防災訓練への参加

市は、自主防災組織及び地域住民等と要配慮者がお互いに災害時の対応の流れを確認し、災害発生時に円滑な避難支援が行われるよう、要配慮者に対して防災訓練への積極的な参加を呼びかける。

#### 8 家庭や地域での防災対策の推進

日頃から、町内会・自治会、自主防災組織、地域住民、社会福祉機関等が相互に連携して、在宅の災害時要援護者に対する支援体制を確立する。

### 第2節 個別避難計画【健康福祉局】

市は、福祉事業所、地域の団体等と連携し、災害時要援護者等のうち、心身の状況等に応じて避難にあたって優先度の高い者から、順次、個別避難計画を作成するとともに、庁内システムを活用して市と区で計画内容の共有を図り、災害時における災害時要援護者等の安全の確保に向けた取組を推進する。

### 第3節 災害時要配慮者利用施設等の対策【危機管理本部、建設緑政局河川課、

こども未来局、健康福祉局、教育委員会】

災害時の避難等に支援を必要とする災害時要配慮者が利用する施設（以下「災害時要配慮者利用施設」という。）等は、情報の収集、避難誘導、避難施設等への搬送体制の確保が極めて重要であることから、防災力の向上や地域との連携を図るものとする。市は、水防法第15条第2項2号に基づき、洪水・高潮時の浸水想定区域内の災害時要配慮者利用施設に対し、また「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」（以下、本章では「土砂災害防止法」という。）第8条第2項に基づき土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設等に対し、洪水予報、土砂災害警戒情報等の情報伝達手段を確立する。

#### 1 災害時要配慮者利用施設等の範囲

災害時要配慮者利用施設は、次のとおりとする。

- (1) 水防法第15条第1項第4号ロに定める要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）

##### ア 社会福祉施設

高齢者施設	老人福祉センター、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人ホーム、介護老人保健施設、 <u>介護医療院</u> 、軽費老人ホーム、軽費老人ホームケアハウス、老人いこいの家
-------	---

障害児・者施設	障害者支援施設、障害福祉サービス事業施設、福祉ホーム、聴覚障害者情報文化センター、視覚障害者情報文化センター、地域療育センター、障害児入所施設、身体障害者福祉センター、地域作業所、地域活動支援センター、地域生活支援センター、精神障害者生活訓練施設、小規模通所授産施設、福祉パル、救護施設
児童施設	認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設（川崎認定保育園、地域保育園、企業主導型保育事業）、病児・病後児保育施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、 <u>母子・父子福祉センター</u> 、母子生活支援施設、一時保護所、 <u>児童館</u>

イ 学校

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等

ウ 医療施設

病院、診療所、助産所（有床に限る）

（資料編 洪水・高潮時の浸水想定区域内の災害時要配慮者利用施設一覧表）

- (2) 土砂災害防止法第8条第1項第4号に定める社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設

※ 上記（1）水防法第15条第1項第4号ロに定める要配慮者利用施設と同じ

（資料編 土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設等一覧表）

2 洪水予報、土砂災害警戒情報等の伝達

市は、洪水・高潮時の浸水想定区域内の災害時要配慮者利用施設の所有者又は管理者（自衛水防組織を設置している場合はその構成員を含む）及び土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設等に対し、円滑かつ迅速な避難が行えるよう洪水予報、土砂災害警戒情報等の情報を電話、FAX、電子メール、コミュニティFM、同報系防災行政無線等で伝達する体制を整備する。

3 防災計画の策定

災害時要配慮者利用施設等は、災害発生時に職員の役割や情報連絡体制の整備、避難救護体制の確立等円滑な対応を図るため、防災計画を策定するものとする。

特に、洪水・高潮時の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法第15条の3及び土砂災害防止法第8条の2の規定に基づき、当該施設の利用者の洪水及び土砂災害からの円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な避難確保計画を作成し、市長へ報告するものとする。

4 防災教育・訓練の実施

災害時要配慮者利用施設等の所有者又は管理者は、策定された防災計画又は避難確保計画に基づき、円滑に防災対応が図れるよう職員の防災教育、防災訓練を実施し、特に自力歩行が困難な入所者がいる施設では、夜間防災訓練も実施するものとする。

5 自衛水防組織の設置

洪水・高潮時の浸水想定区域内の災害時要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を設置するよう努めるものとし、設置したときは、当該自衛水防組織の構成員等を市長に報告するものとする。

## 6 地域との連携強化

社会福祉施設等の入所、通所者には、自力で避難することが困難で、介助の必要な要配慮者も多いことから、迅速かつ安全に避難するためには地域住民等の協力が不可欠である。このため、近隣の自治会・町内会や企業、自主防災組織と平常時から連携・協力関係を築き、地域の協力による防災体制を推進するものとする。

### 第4節 外国人等に関する対策【**危機管理本部、総務企画局**シティプロモーション推進室

#### 市民文化局多文化共生推進課、区】

国際化に伴い年々増加する外国人に対して、防災知識の普及・啓発を行い、防災行動力の向上に努めるものとする。

#### 1 防災知識の普及・啓発

外国人（旅行者等の短期の訪日外国人を含む。）向けに、「やさしい日本語」や6言語による防災啓発冊子の作成、避難所標識へのピクトグラム（絵文字、図形）や英語、「やさしい日本語」の併記を行うほか、防災関連行事等を通じ、災害時に必要な知識・行動の習得を図り、外国人の防災力の向上に努めるとともに、地域住民による外国人のための支援体制の確立を図るものとする。

#### 2 迅速な支援体制の確保

##### (1) 外国人に対する避難方法の周知

災害発生時に外国人等がスムーズに避難所等に避難できるよう、水防月間、土砂災害防止月間、防災関連行事等を通じ、防災活動に必要な知識(行動)等の普及・啓発に努めるものとする。

##### (2) 外国語ボランティアの確保

公益財団法人川崎市国際交流協会と連携し、災害発生時に必要な外国人等への情報提供や避難所、コミュニティFM（かわさきFM）等に通訳ボランティアが派遣できるよう、事前にボランティアの登録を行う等の対応を行い、通訳ボランティアの確保に努めるとともに、必要な情報を迅速に伝達できるよう、情報伝達体制の整備を進める。

### 第5節 **避難所等**の対策【健康福祉局、まちづくり局住宅整備推進課、関係局区】

要配慮者を考慮した避難施設の確保を行い、要配慮者が安全に避難できるよう、運営管理に関するシステムの構築を図る。

#### 1 避難施設における要配慮者受入れ体制の整備【関係局区】

指定緊急避難場所又は指定避難所に指定された公共施設にあつては、要配慮者が不安なく安全に避難できるよう、マニュアル等を整備し、適切に運営を行う。

また、高齢者や障害者等の避難を考慮し、あらかじめ多機能トイレの設置や施設内の段差解消等バリアフリー対策に努めておくものとする。

さらに、外国人に対して言語や文化等の違いに配慮し、安定した避難生活を営めるよう運営体制を構築していく。

#### 2 要配慮者用避難施設等の整備【健康福祉局危機管理担当、こども未来局危機管理担当、

#### **危機管理本部】**

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等で、通常の避難所と別の空間の確保が必要な者、介助を必要とする者がより適切な環境の下で避難生活を送るため、社会福祉施設の確保に努めるとともに、ホテルなどの活用について検討を進める。

また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の災害時要援護者等のため、社会福祉法人等との協定に基づき、平時からの物資の調達や訓練の実施等を通じ、二次避難所の確保を進めるとともに、災害時要援護者等の状況に応じて、介護保険施設、障害者支援施設等におけるショートステイ等の活用を推進する。

さらに、災害対策基本法及び同法施行規則に基づく指定福祉避難所の指定については、個別避難計画の優先作成対象者の作成支援を通じて、状況の把握に努めるとともに、関係団体等と連携し、課題の整理、検証などを行いながら、指定福祉避難所の指定に向けた検討を進める。

(資料編 川崎市災害時要援護者緊急対策（二次避難所整備）事業実施要綱)

(資料編 災害時等に災害時要援護者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書)

### 3 応急仮設住宅の建設【まちづくり局住宅整備推進課、市営住宅建替推進課】

応急仮設住宅の建設にあたっては、要配慮者に配慮した住宅について、検討する。

## 第9章 情報システムの整備【危機管理本部】

被害状況や災害関連情報を迅速に集約し、市及び防災関係機関等相互の適切な情報共有を図ることにより、災害応急対策の円滑な実施と、地域住民に対する正確な情報提供を行うため、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、及び総合防災情報システム等を駆使して、情報の収集、集約、分析、共有及び伝達を行うとともに、平素から研修、訓練等により機器操作・運用に習熟する。

### 第1節 総合防災情報システム

総合防災情報システムは、災害に関する情報の収集・蓄積・共有・受伝達・集計、災害対策の指示、臨海部事業所や市民への情報伝達等を迅速かつ的確に行うためのシステムであり、災害発生時又は災害発生のおそれがある時に、市民、本市及び各防災関係機関の情報共有の中核となる。また、総合防災情報システムの構成については、情報を蓄積するデータベース及びメインシステムはクラウドサーバー上に構成されている。各防災関係機関への情報提供や、市民向けメール配信システム、川崎市防災ポータルサイトやかわさき防災アプリなど、情報発信を行う各システムとは、インターネットを通じwebアプリケーション上で情報連携を行っている。

現システムは、災害時における地域及び行政内部での情報共有基盤として、令和3年度から運用し、次の3点の取組を実現するための機能が備わっている。

#### 1 初動対応力を高める取組

災害情報カメラによる映像情報や各局区による被害報告を地図画面に示し、全庁で同時に被害状況を共有できるほか、各種ハザードマップ等の地図情報と組み合わせて情報を分析することができ、本市の災害対応における迅速かつ的確な意思決定を支援する。

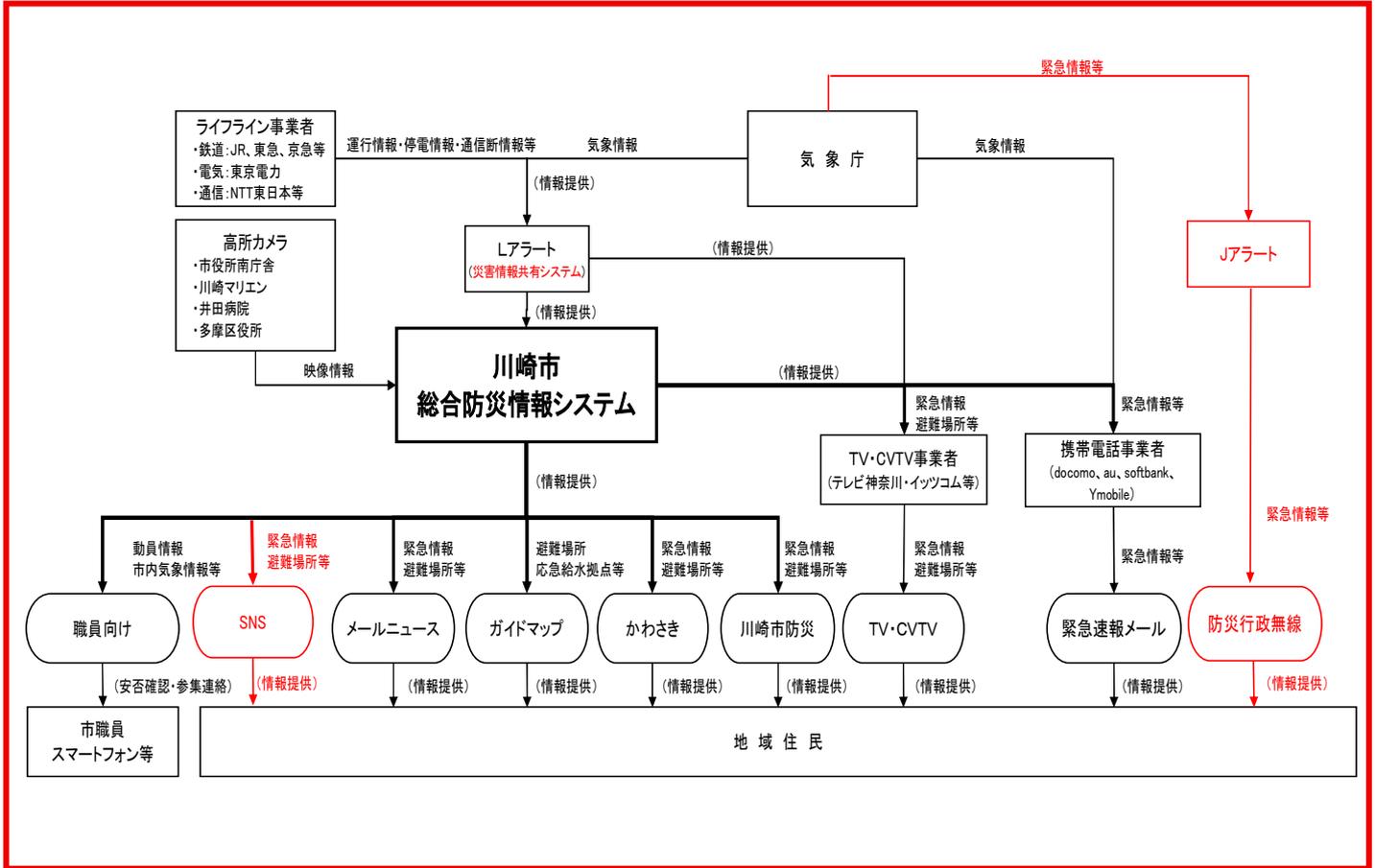
#### 2 過去の教訓を活かすとともに防災情報を共有し、被害を軽減する取組

被害情報(職員報告や市民通報、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等の情報を含む)、本市の災害対応に係る活動内容や進捗、避難所の開設状況等の情報を、総合防災情報システムによって管理する。また、必要に応じて市民、本市及び各防災関係機関で共有できるよう、川崎市防災ポータルサイト等を通じて情報提供する。なお、総合防災情報システムによって実災害の被害報告や訓練の活動内容等を履歴として管理することで、その後の災害対応における改善点の検討に活用するなど、ノウハウの蓄積を行う。

#### 3 災害情報を確実に伝える取組

本市の災害情報を一元的に管理し、必要に応じて、インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM、防災行政無線、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等、それぞれの情報伝達手段の特性に応じて幅広く市民に情報提供を行う。

【災害情報の伝達構成図（風水害対策用）】



## 第10章 防災情報発信の基本的な考え方【危機管理本部】

### 第1節 趣旨・背景

災害発生時において、本市には避難指示等の避難情報を市民に伝える責務があり、様々な手段を活用して情報伝達を行っている。

大規模災害時において、市民へ避難情報を確実に伝達するためには、機器の故障や通信障害等も生じるおそれがあることも踏まえて、ひとつの手段に頼るのではなく、複数の手段を組み合わせることで伝達手段の多重化を図ることが重要となっている。そのため、本市では、市ホームページのほか、川崎市防災ポータルサイトやかわさき防災アプリ、メールニュースかわさき「防災気象情報」、コミュニティFM、防災行政無線、各種SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）媒体を活用して、防災情報の配信を行っている。

一方で、伝達手段の整備だけでは災害時に防災情報を有効に活用することは難しいため、行政からの情報発信のみに依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で主体的に避難行動をとることが求められている。

### 第2節 効率的・効果的な防災情報発信に関する基本方針

災害時における情報伝達は、命を守るための「きっかけ」や「気づき」を与えるもので、その情報に基づいて個人個人が判断し、適切に行動することが必要となるが、その一方で、各伝達手段には、伝達範囲や情報量、耐災害性など一長一短の特徴があるため、特徴を踏まえた手段の組合せや役割に応じた情報発信を行うことが重要となる。

緊急時や発災直後においては、防災行政無線や緊急速報メールなど、速報性があり、情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報を自動的に伝える手段（PUSH型）が有効となるが、時間が経過すると、地域ごとの生活情報等が必要となってくるため、市ホームページや川崎市防災ポータルサイトへの掲載など、各自が必要とする情報を選択して閲覧する手段（PULL型）が有効となる。

上記の状況を踏まえるとともに、既存の伝達手段の有効活用を前提として、地域特性や各伝達手段の特徴、整備費用等を考慮し、今後の持続可能な防災情報の発信に向けて、基本的な考え方を整理し、令和6年3月に「効率的・効果的な防災情報発信に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定した。

### 第3節 基本的な考え方

基本方針で示している基本的な考え方は次のとおりであり、これに基づいて、関連する取組を進めていく。

- 1 防災行政無線や緊急速報メールなど、PUSH型の伝達手段を活用し、気づきを与える（併せてPULL型の伝達手段へ誘導する。）。
- 2 市ホームページや川崎市防災ポータルサイトなど、PULL型の伝達手段を活用し、適切に詳細情報を伝える。
- 3 PUSH型・PULL型の伝達手段を補完するとともに円滑に防災情報に繋がられるよう、かわさき防災アプリやメールニュースかわさき「防災気象情報」など、汎用性の高い伝達手段の機能や運用の強化を図る。
- 4 市民自らが必要な情報を取得し、正しい避難行動をとれるよう、意識向上のための啓発強化や情

報提供に取り組む。

#### **第4節 防災ラジオの運用**

基本方針に基づき、シンプルでわかりやすい情報伝達手段であるコミュニティFM(かわさきFM)を活用した防災ラジオの運用を推進する。

## 第1章 地域防災拠点及び避難施設の整備【危機管理本部、教育委員会、環境局、健康福祉局、各局室区】

### 第1節 地域防災拠点【危機管理本部、環境局、区、健康福祉局】

市立中学校を地域防災拠点として位置付け、避難者の収容機能のほか、情報収集伝達機能、物資備蓄機能、応急医療救護機能等を有する施設として整備を図るものとする。

#### 1 ヘリサインの整備【危機管理本部】

ヘリコプターによる救援活動等を円滑に行うため、九都県市防災・危機管理対策委員会の申し合わせ事項に基づき、地域防災拠点である市立中学校の校舎の屋上に学校名の略称を表示し、災害時に上空から視認できるよう整備する。

#### 2 応急医療機能の確保【健康福祉局保健医療政策部】

災害時の被災状況等に応じて、避難所巡回型救護所を設置する等、応急医療活動ができる体制を、川崎市医師会、川崎市病院協会などの市内医療関係団体と連携のもとに備えておく。

(資料編 地域防災拠点一覧表)

(資料編 九都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する申合せ事項)

### 第2節 避難施設【危機管理本部、教育委員会、健康福祉局、環境局、区】

#### 1 指定緊急避難場所【危機管理本部】

市長は、災害対策基本法に基づき、住民等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設（又は場所）として、災害種別ごとに市立小学校及び高等学校等を指定緊急避難場所として指定する。指定緊急避難場所は、避難者を確実かつ安全に受け入れるために、同法施行令に定める管理条件や構造条件等の一定の基準を満たすことを要件とする。

#### 2 指定避難所【危機管理本部】

市長は、災害対策基本法に基づき、被災した住民等が一定期間滞在する場として、地域防災拠点のほか市立小学校及び高等学校等を指定避難所として指定する。指定避難所は、被災者を受入れ、円滑な救援活動を実施するために、同法施行令に定める構造・設備条件等の一定の基準を満たすことを要件とする。

#### 3 避難所補完施設【危機管理本部、区、各施設所管局】

市長は、住民等が確実に避難できるよう、地域の実情に応じて、公共施設又は町内会館等の民間施設から指定緊急避難場所及び指定避難所を補完する施設（以下「避難所補完施設」という。）の確保に努める。

なお、市の施設以外の施設を避難所補完施設として確保する場合は、あらかじめ施設管理者等の承諾を得ておき、災害時には使用する旨の連絡を行う。

#### 4 住民への周知

市は、指定緊急避難場所又は指定避難所を指定又は解除したときには、公示等により広く市民に周知する。また、指定緊急避難場所の標識を設置する場合は、どの災害の種別に対応した緊急避難場所であるか、浸水区域の場合は何階以上のフロアに避難するか等を明示するよう努めるものとする。

危機管理本部及び区は、災害時の円滑な避難を実施するため、市の広報誌、ホームページや避難所標識などにより住民に指定避難所等について周知徹底を図るものとする。

## 5 避難所の対象区域【危機管理本部、区】

危機管理本部及び区は、原則として小学校の通学区域を基本に周辺の人口、町丁界の区域、地形等を考慮し、おおむね地域コミュニティの単位で避難所を指定する。

## 6 避難経路

緊急避難場所や避難所等への避難経路の選定に当たっては、土砂災害警戒区域内の道路や大雨時に頻りに冠水する道路やアンダーパス等は避け、安全な経路を選定するものとする。

## 7 情報受伝達手段の整備【危機管理本部】

### (1) 移動系防災行政無線の整備

公衆網が途絶した場合に備え、指定避難所と区の情報受伝達手段として、移動系防災行政無線を整備する。災害時には、市内及び避難所の被害状況、火災発生状況、住民の避難状況、負傷者等の状況、食料・飲料水及び生活物資の状況、住民の安否等の情報の受伝達に活用する。

### (2) 同報系防災行政無線屋外受信機の整備

指定避難所に避難してきた避難者等に対する情報伝達手段として屋外受信機を整備する。災害時には、被害状況、避難指示等に関する情報、ライフラインや交通機関に関する情報、人心の安定に関する情報等を伝達する。

### (3) アマチュア無線ボランティアとの連携

市の情報受伝達手段を補完するため、川崎市アマチュア無線情報ネットワーク会員の協力を得るものとする。

### (4) 総合防災情報システムの整備

緊急避難場所又は避難所と市及び区における、開設状況や混雑状況等の避難所情報の収集、集約、分析及び共有に加え、住民への避難所情報の発信手段として、総合防災情報システムを整備する。

### (5) 災害時優先電話の整備

市及び区から指定避難所への連絡を円滑に行うため、災害時優先電話の整備を図る。

### (6) 特設公衆電話の整備

指定避難所において、避難者が無料で使用でき、通信規制時においても繋がりやすい災害時優先電話である特設公衆電話を、避難所開設に合わせ迅速に利用が可能となるよう、事前に、電話回線と必要な機器を整備する。

## 8 避難施設台帳の整備等【区】

区は、風水害時の避難誘導措置に対する適切な措置を行うため、「避難施設台帳」を作成し、避難施設の管理者との連絡体制を確立するとともに、避難施設周辺の危険箇所の地理が掌握できるよう、自主防災組織、住民等に避難施設台帳を公開し、防災訓練やパトロール等を通じ避難施設との連絡体制等を検証する。

## 9 物資の備蓄【危機管理本部、環境局、区】

指定避難所の一時的余裕教室、校地等を利用して、備蓄倉庫を整備又は設置し、食料・飲料水、生活必需品、資器材、災害用トイレ等を備蓄する。

また、緊急避難場所又は避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症（以下「感染症」という。）の感染拡大防止のため、マスク、消毒液、パーティション等の必要な物資を備蓄する。

## 10 施設の整備【危機管理本部、教育委員会、区】

指定緊急避難場所又は指定避難所に指定された公共施設については、高齢者や障害者等の避難を

考慮し、あらかじめ多機能トイレの設置や施設内の段差解消等バリアフリー対策に努めるものとする。その他、避難者が安心して避難できるよう、必要な資機材等の確保に努める。

#### 11 避難施設の運営【危機管理本部、教育委員会、区】

指定緊急避難場所又は指定避難所は、それぞれの指定目的を達成するために、マニュアル等を整備し、適切に運営を行う。また、指定緊急避難場所及び指定避難所は自助・共助・公助に基づき運営されることから、運営ルール等について平時から啓発・研修に努める。

(資料編 避難所補完施設一覧表)

(資料編 避難所一覧表)

(資料編 防災への取り組みに関する協定書 (Google Inc))

(資料編 災害に係る情報発信等に関する協定 (ヤフー株式会社))

(資料編 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書(東日本電信電話株式会社神奈川支店))

### 第3節 在宅での避難の考え方の啓発等【危機管理本部】

自宅が倒壊や火災、浸水等の恐れがなく、安全に利用できる場合には、在宅での避難も有効であることから、市は、在宅での避難に必要な知識（避難生活のための備蓄（食料や水等の循環型備蓄、携帯トイレ等）の重要性や避難所の役割等）の普及啓発など必要な対策を進める。

### 第4節 災害時のトイレ対策

#### 1 趣旨・背景

過去の大規模地震では、水洗トイレが使用できず、衛生環境が悪化し、被災した市民の避難生活や健康に影響を及ぼすなど、トイレ環境の確保が大きな課題となった。このため、災害発生当初から誰もが安心して使用することができる安全で衛生的なトイレ環境の構築を目指し、本市でこれまで進めてきた学校施設や上下水道等の耐震化の取組を活かすとともに、住宅環境、地域コミュニティの変化、在宅避難や帰宅抑制など避難行動の多様化を踏まえ、自助、共助、公助の各主体が連携し、トイレ環境の確保に取り組んでいく。

#### 2 基本的な考え方

##### (1) 避難所におけるマンホールトイレを軸としたトイレ対策への転換

過去の災害での状況や本市の強みを踏まえ、持続的かつ衛生的に使用できる可能性が高いマンホールトイレを全ての指定避難所と一部の区役所に整備するとともに、状況に応じて携帯トイレを併用するなど、複合的な対策を構築することで、災害時においても避難者が安心・安全に使用することができる、衛生的なトイレ環境を確保する。

##### (2) 市民の具体的な行動につなげる自助・共助への働きかけ

市民一人ひとりが災害に対する関心と理解を深め、災害への備えの強化につながるよう、啓発等の強化や多様な主体と連携した取組を実施する。

##### (3) 共助・公助の各主体が連携した災害用トイレの地域展開

避難所での避難生活を前提としたこれまでのトイレ対策から、在宅での避難など避難行動の多様化を見据えて、共助・公助の各主体の連携・協力により地域で面的な広がりのあるトイレ対策を実施する。

## 第12章 物資・資器材の備蓄及び協定【危機管理本部、

建設緑政局河川課、各局室区】

各局室区は、災害応急活動に必要な食料、飲料水、生活必需品、資器材、災害用トイレ、被災者の災害救助のための医薬品等の備蓄を行う。

また、企業等との協定の締結による流通在庫備蓄の活用や、こうした物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を円滑に届けられるよう、物資の受援体制の構築に努める。

なお、市の備蓄物資の数量、品目及び保管場所等については、平成22年と平成25年の川崎市地震被害想定調査報告書を基に改定した「川崎市備蓄計画」において定めるものとする。

### 第1節 水防用資器材の保管【建設緑政局河川課】

市内9箇所に水防倉庫を設置し、土のう等の水防用資器材を保管する。

#### 1 資器材

土のう、なわ、鉄線蛇籠、鉄線、照明灯、一輪車、つるはし、シャベル、かすがい、のこぎり、なた等

#### 2 水防倉庫一覧表

区名	倉庫名	所在地
川崎区	大師河原水防倉庫	川崎区大師河原1-2343-6
高津区	野川水防倉庫	高津区東野川1-8-14
	久地水防倉庫	高津区久地3-200-13
宮前区	平水防倉庫	宮前区平5-792-15
多摩区	菅水防倉庫	多摩区菅北浦2-4489
	生田水防倉庫	多摩区枅形4-3782
	上河原水防倉庫	多摩区布田745
麻生区	高石水防倉庫	麻生区高石3-1428-3
	下麻生水防倉庫	麻生区下麻生960

### 第2節 食料、飲料水及び生活必需品の備蓄【危機管理本部】

市民は平常時から災害の発生に備え、「最低3日間、推奨1週間」分以上の食料、飲料水や生活必需品等の備蓄に努める。

市は、災害対策用に食料、飲料水及び生活必需品を備蓄する。

### 第3節 資器材の備蓄【危機管理本部】

市は、救出救助活動に必要なシャベル、手斧、発電機、投光機、つるはし等を備蓄するとともに、定期的に資器材の点検を行い、常に良好な状態を保つよう努めるものとする。

市が備蓄するもののほか、市民は協定に基づきガソリンスタンドの工具類を利用することができる。

(資料編 災害時における応急対策用資器材の提供及び燃料の供給協力に関する協定(神奈川県石油業協同組合各支部))

#### 第4節 備蓄物資の管理及び備蓄状況の把握【危機管理本部、区】

##### 1 備蓄場所【危機管理本部、区】

市は、食料、生活必需品、資器材等を避難所に分散備蓄する。また、各区にある備蓄倉庫（別表参照）を集中備蓄倉庫と位置付け、避難者の多い避難所への円滑な物資の補充を図るものとする。

##### 2 備蓄物資の把握等

市は、施設ごとの物資の備蓄状況（備蓄物資の品目・数量）を物資システム等を活用しながら把握する。また、年に1度、市の備蓄状況について公表する。

##### 各区集中備蓄倉庫一覧

区名	備蓄倉庫名	所在地
川崎区	大師公園備蓄倉庫	川崎区大師公園1
	川崎区備蓄倉庫	川崎区大島1-25-10（川崎区道路公園センター内）
幸区	御幸公園備蓄倉庫	幸区東古市場1
	幸区備蓄倉庫	幸区下平間357-3（幸区道路公園センター内）
中原区	中原区備蓄倉庫	中原区下小田中2-9-1（中原区道路公園センター内）
	中原区役所備蓄倉庫	中原区小杉町3-245
	<u>等々力公園</u> 備蓄倉庫	中原区等々力1-1（等々力陸上競技場内）
	国際交流センター備蓄倉庫	中原区木月祇園町2-2
高津区	緑ヶ丘霊園備蓄倉庫	高津区下作延5-23-3
	高津区備蓄倉庫	高津区溝口5-17-7（高津区道路公園センター内）
	高津スポーツセンター 備蓄倉庫	高津区二子3-15-1
宮前区	馬絹備蓄倉庫	宮前区馬絹1-5先
	宮前区備蓄倉庫	宮前区有馬2-6-4（宮前区道路公園センター内）
多摩区	稲田公園備蓄倉庫	多摩区菅稲田堤2-9-1
	明治大学地域産学連携 研究センター備蓄倉庫	多摩区三田2-3227
	川崎国際生田緑地 ゴルフ場備蓄倉庫	多摩区枳形7-1-10
麻生区	麻生区備蓄倉庫	麻生区古沢120（麻生区道路公園センター内）

#### 第5節 各局区の備蓄業務等

各局は災害対策本部規程の事務分掌に基づき、各局の確保する備蓄倉庫に迅速かつ的確な供給を考慮に入れた備蓄を実施する。

##### 1 経済労働局

卸・小売店舗や生活協同組合と物資の供給協定等を締結し、流通物資の供給体制を確保する。

##### 2 健康福祉局

医薬品及び医療救護用資器材等を備蓄し、円滑な管理保管体制をとる。

（資料編 救急災害用医薬品等備蓄事業補助金交付要綱）

##### 3 建設緑政局

水防用資機材のほか、道路等の応急復旧用の資機材等を備蓄し、円滑な管理保管体制をとる。

#### 4 環境局

災害用トイレを備蓄し、円滑な管理保管体制をとる。

#### 5 上下水道局

上下水道等の応急復旧用の資器材等を備蓄し、円滑な管理保管体制をとる。

#### 6 関係局、各区

大雪による除雪、凍結防止活動等を速やかに対応するため、車両運行のためのタイヤチェーン又は、スタッドレスタイヤを整備する。

また、市の管理する施設管理者は、シャベル及び凍結防止剤等の整備に努めるものとする。

### 第6節 物資の供給体制の整備

各局は災害対策本部規程の分掌事務に基づき、他都市、全国展開している関連業者等と災害時の応援協定を締結し、安定した物資、資器材の確保・供給を図る。

また、各局は、締結している協定内容を適宜検証し、流通在庫の備蓄品の保有量の把握に努めるとともに、必要に応じて協定内容の見直しを行うものとする。

### 第7節 物資の受援体制の構築

大規模災害が発生した場合、市及び家庭等で備蓄している物資が数日で枯渇し、民間供給能力の低下等により、被災自治体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定される。このため、国は、被災都県からの具体的な要請を待たないで、必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に緊急輸送する「プッシュ型支援」を行うこととしている。

こうした支援などに対応し、支援物資の受入れ、避難所への輸送等を円滑に行うため、市は、機能性の高い施設や輸送・集配のノウハウを有する民間事業者との協定締結を推進するとともに、県、関係団体との連携を図り、物資に関する受援体制を構築する。また、平時から候補施設の連絡先や情報の更新、新規候補施設の追加を行うなど、施設の状況把握に努めるものとする。

さらに、キッチンカー、トイレカー、トレーラーハウスなど災害対応車両に係る国の登録制度についても、発災時の速やかな活用に向け、平時から活用場所の検討や登録車両の把握などを行う。

## 第13章 防災訓練の実施・指導【危機管理本部、建設緑政局河川課、

### 上下水道局経営戦略・危機管理室、まちづくり局指導部、消防局、各局室区】

市民、市及び防災関係機関等は、災害時における防災活動の円滑な実施を期するため、防災週間等の時節に応じた防災関連行事を活用して、それぞれの協力体制の確立に重点を置いた防災訓練又は講習会などを実施又はこれらに参加し、防災意識の普及・啓発と、災害に対する行動力を醸成するものとする。

#### 第1節 訓練の方針及び実施時期【危機管理本部】

市民、企業、市及び防災関係機関等が一体となって、防災訓練を実施することにより、地域防災計画に習熟するとともに、相互の協力体制を緊密にすることを目的とする。

また、訓練の実施は年間を通して、定期的かつ継続的に実施する。

#### 第2節 訓練の種類【危機管理本部、まちづくり局指導部、建設緑政局河川課、

##### 上下水道局経営戦略・危機管理室、消防局、区】

##### 1 各種訓練（随時実施）

###### (1) 水防工法訓練

風水害の防御等、被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関等が協力して水防工法訓練を実施する。

###### (2) 救助・救護訓練

災害による負傷者の救護を迅速かつ適切に実施するため、本市及び防災関係機関等と市民が一体となった救助・救護訓練を実施する。

###### (3) 避難訓練

自主避難、避難指示及び避難誘導など地域住民を安全に避難させることはもとより、災害時要援護者の避難を円滑に行うため、市民、自主防災組織、市及び防災関係機関等が一体となった避難訓練を実施する。

###### (4) 情報伝達訓練

災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うための情報伝達訓練を実施する。

###### (5) 非常参集訓練

夜間・休日などの勤務時間外に災害が発生した場合を想定し、市の迅速な活動体制の確立を図るため非常参集訓練を実施する。

###### (6) 災害図上訓練

市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、前記(1)から(5)の实地訓練のほか、風水害が発生したことを想定して、情報伝達体制の確立、災害対策本部の適切な運営方法など、各種対策別の災害図上訓練等を実施する。

##### 2 総合訓練

市民、市及び防災関係機関等の合同により、前記の各種訓練を総合して行う訓練とする。

実施時期	名 称	実 施 内 容
水防月間(5月1日～31日)、土砂災害防止月間(6月1日～30日)、防災週間(8月30日～9月5日)中	総合水防訓練	多摩川・鶴見川の破堤、急傾斜地のがけ崩れ等の災害を想定し、地域住民と防災関係機関等が連携を図り、総合的な訓練を実施する。

### 3 まちかど防災訓練（随時実施）

災害時の地域コミュニティの確立と緊密な連携体制を構築することを目的とし、区及び自主防災組織、事業所などが中心となって、各種個別の訓練を実際の街並みを利用して実施する。

## 第3節 訓練の検証【各局室区】

市及び防災関係機関等は、各種訓練の実施結果を踏まえて、地域防災計画や各機関等で作成する個別防災計画及び各種マニュアル等を検証するとともに、必要に応じて体制等を改善し、防災力の向上を図るものとする。

## 第14章 災害ボランティアとの連携

【市民文化局、健康福祉局、危機管理本部、消防局】

### 第1節 ボランティアの活動分野【市民文化局、健康福祉局、危機管理本部、消防局】

災害時のボランティアは、自発的な参加により、被災者支援に係る社会福祉活動を行う者で、浸水家屋等の土砂の除去や家財運び出し、避難所での炊き出し、物資の配送などを行う「一般ボランティア」と、医療、消防、通訳などそれぞれの専門的な知識、資格、技能などを要する「専門ボランティア」に区分される。

#### 1 一般ボランティア

専門的技能を必要としない、自己完結による支援を基本とする一般のボランティアで、川崎市災害ボランティアセンター、区、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）及び公益財団法人かわさき市民活動センター（以下「市民活動センター」という。）等を通じて全般的な活動を地域において行う。

#### 2 専門ボランティア

##### (1) 医療ボランティア

医師、看護師等の医療従事者をはじめとするボランティアで、被災住民に対して医療活動を行う。

##### (2) 消防ボランティア

消防活動等に関する知識と経験を有するボランティアで、消防署を通じて、平時の防災啓発のほか、災害時の消防活動の支援等を行う。

##### (3) 外国語ボランティア

外国語の翻訳や通訳能力を有するボランティアで、公益財団法人川崎市国際交流協会を通じて、被災した外国人等への被災地域に関する広報・広聴活動、避難所・コミュニティFM（かわさきFM）等での翻訳・通訳活動を行う。

##### (4) 介護ボランティア

様々な原因により介護・介助が必要となる災害時要援護者等に対する支援が行えるボランティアで、介護等の支援活動を行う。

##### (5) 動物救援ボランティア

獣医師やかわさき犬・猫愛護ボランティア等をはじめとする動物救援ボランティアで、健康福祉部及び動物救援本部等と連携して被災動物の救援活動を行う。

##### (6) その他専門ボランティア

一定の知識や経験、資格等を有するボランティアで、被災地のニーズに応じて、市関係局、社会福祉協議会等を通じて被災地及び被災住民の支援活動を行う。

## 第2節 災害ボランティアの活動支援のための環境整備【市民文化局、健康福祉局、

**危機管理本部、消防局】**

市及び防災関係機関等は、それぞれの災害対応業務に係るボランティアの育成に努め、活動環境を整備し、各ボランティア相互の連携体制の構築に努める。

### 1 一般ボランティア

災害時における一般ボランティア活動支援の環境整備を図るため、市は、次の取組みを行う。

- (1) 社会福祉協議会、市民活動センターと連携を図り、災害時に活動可能なボランティアの事前登録、教育、研修・訓練等総合的な推進を図る。
- (2) 社会福祉協議会、市民活動センターと連携を図り、災害時に対応できるボランティアコーディネーター等の人材育成に努める。
- (3) 社会福祉協議会、市民活動センター及び企業や地域の市民団体等と連携しながら、ボランティアネットワークづくりに取り組む。
- (4) 社会福祉協議会及び市民活動センターと災害時における情報連絡体制を構築するため、MCA無線の活用を図る。
- (5) 川崎市災害ボランティアセンター（支援センター及び地域センター）を速やかに設置・運営するため、全国にネットワークを有し、各区に連携拠点を持つ社会福祉協議会を核とした体制整備を行う。併せて、社会福祉協議会、市民活動センター等と連携を図り、災害ボランティアセンターの運営等に関するマニュアル等の整備を進める。

### 2 専門ボランティア

- (1) 所管局は、専門ボランティアの事前登録、教育、研修・訓練等を実施する他、ボランティアコーディネーターを育成し、地域、関係団体との連携体制を整備する。
- (2) 所管局は、専門ボランティア本部を速やかに設置・運営するため、マニュアル等の整備を進める。

## 第3節 被災者援護協力団体の登録制度の活用

市は、避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等を国が事前に登録する被災者援護協力団体登録制度について、災害活動を支援する団体へ制度を周知し、当該制度への地域の団体の登録を促進するとともに、国の管理する団体情報（団体名、活動内容、活動エリア等）のデータベースを活用し、登録団体と平時から顔の見える関係性を構築し、発災時の被災者支援体制の充実を図る。

## 第15章 災害救助法に基づく救助の実施に係る連携体制の構築等

【危機管理本部】

### 第1節 神奈川県等との連携体制の構築

市は、災害救助法第2条の2第1項の救助実施市（平成31年4月1日指定）として、その権限と責任を踏まえ、円滑かつ迅速な救助の実施に向けて、平時から、国、神奈川県、他の救助実施市及び関係団体等との積極的な情報共有、意見交換等を進め、連携体制の構築を図る。

### 第2節 救助の実施体制の整備

市は、迅速かつ的確な救助を実施できるよう、必要なマニュアル等の整備や訓練等を実施するとともに、災害救助法の目的や制度の理解等の人材育成の取組を推進し、救助の実施体制の整備を図る。

## 第16章 業務継続計画（BCP）【危機管理本部、各局室区】

大規模な風水害発生時には、公共団体の行政機能の低下が懸念されるが、一方で人命救助や避難者対策、ライフラインの維持など、行政機能を維持することが求められる。

業務継続計画は、あらかじめ発災時に優先して実施する業務を選定し、限られた人員や資機材といった資源を効率的に投入することで、行政機能の継続と早期復旧を図ることを目的とした計画である。

市は業務継続計画に基づき、災害発生時における業務の早期立ち上げの実現や業務レベルの向上を図るものとする。

また、各局室区長は、被災の状況等からBCPの発動に至らない場合であっても、通常業務と災害時優先業務との均衡を図りながら適切に対応する。

### 第1節 発動条件

災害対策本部長は、本市が次のいずれかにあたる場合にBCPを発動する。また、本部長による発動が困難な場合には、職務代理者が発動する。

- ・市内の複数の観測点で震度6弱以上の震度が観測されたとき。
- ・市内で地震又は風水害等による相当程度の被害が確認されたとき。
- ・本部長が必要と認めたとき。

### 第2節 発動期間

災害対策本部会議により、発動開始期間及び解除予定日時を定める。

以後、被災の状況に応じ、本部長の判断により延長する。

### 第3節 BCPの発動及び解除の周知

BCPの発動は市民生活への影響が大きいため、BCPを発動又は解除する際には、各メディア（市HP、市政だより、メールニュースかわさき、報道機関等）を通じて市民に広く周知し、理解と協力を求めるものとする。

## 第3部 初動対策計画

## 第1章 初動体制の確立【危機管理本部】

台風や集中豪雨等による風水害や大雪による雪害、富士山噴火による降灰被害等は、災害の発生する危険性をおおむね予想することができることから、被害の発生や拡大を防止するための体制を予め整え、警戒に当たることが重要である。したがって、気象状況に応じた迅速な対策が実施できるよう、状況に応じた段階的配備体制を確立し、市及び防災関係機関等の連絡体制や活動体制の整備を図るとともに、適切な人員配備を行い、迅速かつ適切な応急対策活動を実施するものとする。

### 第1節 体制の概要【危機管理本部】

#### 1 情報の収集・分析

**危機管理本部**は、24時間体制（休日・夜間等の勤務時間外の体制については、当直職員）で、予警報等の気象情報及び市内外の被害情報の収集と分析を行い異常現象、災害の予兆等の発見に努める。

また、各局区においても、台風の接近や予警報により災害の発生のおそれがある場合は、気象情報及び災害の予兆現象等の収集に努め、資機材の準備、所管施設等の風水害対策を図るものとする。

#### 2 情報の伝達・報告

**危機管理本部**は、気象予警報等を**危機管理本部**員及び各局**本部**（室）区連絡員等に伝達し、災害発生に対する注意を喚起し、職員は、災害の予兆現象、発生を**危機管理本部**に報告するものとする。

#### 3 体制の確立及び動員

危機管理監は、把握した気象状況及び対策方針について市長等に報告及び具申し、対策及び動員を決定し、動員の指示を伝達の上、災害対策の体制を確立する。

名 称	設 置 基 準	動 員
災害警戒体制	警戒本部を設置するに至らない状況下で、大雨、洪水、大雪等の気象注意報・警報の1以上が発表され、災害が発生するおそれ大きいとき その他市長が設置の必要を認めるとき	1号配備 又は 2号配備
災害警戒本部	大雨、洪水、大雪等の気象注意報・警報の1以上が発表され、台風又は集中豪雨等により、災害が発生し、又は災害が発生するおそれ大きいとき その他市長が設置の必要を認めるとき	3号配備 以 上
災害対策本部	大雨、暴風、大雪等の特別警報が発表されるなど、大規模な災害の発生が予測又は発生し、その対策を要すると認められるとき その他市長が設置の必要を認めるとき	4号配備 以 上

※富士山噴火による降灰被害の対応については、「噴火警戒レベル」や「降灰予報」などを総合的に判断し、必要な体制を整えるものとする。

（参考）注意報、警報等一覧

注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷、着雪
-----	--

警報	大雨（浸水害）、大雨（土砂災害）、大雨（浸水害、土砂災害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
特別警報	大雨、（浸水害）、大雨（土砂災害）、大雨（浸水害、土砂災害）、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、大津波警報、噴火警報（居住地域）、緊急 <u>地震震度速報（震度6弱以上</u> <u>または</u> <u>長周期地震動階級4の揺れが予想される場合）</u>
その他	土砂災害警戒情報、 <u>指定河川洪水予報</u> 、記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報

※気象庁の注意報、警報等の発表基準は、第3部第6章第3節による。

#### 4 洪水に対する防災行動計画

台風の接近・上陸に伴い、多摩川または鶴見川の氾濫が想定される場合には、本市及び関係機関は、「台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした避難情報の発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）」に基づき対策を実施するものとする。

（資料編 台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした避難情報の発令等に着目したタイムライン）

### 第2節 市施設の閉鎖などの市民サービスの停止等【関係局】

#### 1 市民サービスの縮小又は停止

市長は、大規模な風水害等の発生が予測される場合において、住民の生命・身体の安全を確保するとともに、災害対応に必要な体制の確保のため、市民生活への影響などを考慮しながら、必要な範囲において、市施設の閉鎖や窓口の閉鎖等、市民サービスの縮小又は停止を実施するものとする。

なお、各局室区長は、緊急に市民サービスの縮小又は停止を行う必要があると認めるときは、速やかに市民サービスの縮小又は停止を実施するとともに、市長に報告するものとする。

また、各局室区長は、所管する市民サービスの対象者、内容等を踏まえ、縮小又は停止の判断基準等の策定に努めるものとする。

#### 2 市民等への周知

各局室区長は、市民サービスの縮小又は停止を実施するときは、市ホームページ等の様々な広報手段を通じて市民等への周知を行う。

### 第3節 川崎市災害警戒体制【危機管理本部】

台風や集中豪雨等による風水害や大雪による雪害、富士山噴火による降灰被害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害警戒本部を設置するに至らない場合は、危機管理本部の通常体制を強化した災害警戒体制を確立する。また、各局室区は、必要に応じて警戒体制を確立する。

#### 1 体制及び業務

危機管理本部は、次の主な業務に従事するものとする。

- (1) 風水害に関する気象情報の収集及び伝達
- (2) 川崎市災害対策本部又は川崎市災害警戒本部の設置準備
- (3) 関係職員への情報伝達
- (4) 電子メール、ホームページ等による災害情報・気象情報の広報
- (5) 防災関係機関、報道機関への連絡・情報提供
- (6) その他災害対策上必要な項目

#### 2 初動対応

(1) 勤務時間内の対応

危機管理本部は、気象予警報等の情報収集を行い、市民、市及び防災関係機関等に対し、情報伝達・広報等の業務を行うとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市長等に報告し、災害の発生を防止・警戒するための対策の方針等の指示を受け、必要な対応措置をとるものとする。

(2) 休日・夜間等の対応

危機管理本部当直職員は、横浜地方気象台等からの気象情報と、市内の降雨、浸水等の状況を把握するとともに、消防機関等による情報もあわせ、危機管理監に報告する。

## 第2章 川崎市災害警戒本部【危機管理本部、区】

市長は、台風や集中豪雨等による風水害や大雪による雪害、富士山噴火による降灰被害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、水防活動その他応急対策活動の円滑化を図るため、「川崎市災害警戒本部設置要綱」に基づき市災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置し、市警戒本部長は、区本部を設置するものとする。

### 第1節 市警戒本部【危機管理本部】

市警戒本部の設置又は廃止並びに運営等については、原則として次に掲げるところによる。

#### 1 設置場所等

危機管理担当副市長を市警戒本部長、危機管理監を市警戒副本部長とし、本庁舎6階に市警戒本部を設置する。

なお、市警戒本部長は、市警戒本部を設置したときは、直ちにその旨を市長、その他の副市長及び病院事業管理者に報告するとともに、各局・区及び防災関係機関、報道機関等に通知する。

#### 2 構成

市警戒本部の構成局は、原則として総務企画局、市民文化局、環境局、健康福祉局、こども未来局、まちづくり局、建設緑政局、港湾局、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局とする。

ただし、市警戒本部長は、気象状況や被害の状況に応じて、構成局を追加をすることができる。

市警戒本部には事務局を置き、危機管理本部がその任にあたる。

#### 3 主な所掌事務

- (1) 災害に関する初期情報の収集に関すること。
- (2) 市域における被害情報の収集・報告に関すること。
- (3) 気象情報、水防等に関する情報の収集伝達に関すること。
- (4) 職員の配備状況の把握に関すること。
- (5) その他応急対策を実施するうえで必要な対応に関すること。

#### 4 廃止基準

- (1) 市災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- (3) 被害の発生するおそれが解消したとき。

### 第2節 区本部【区】

区本部の設置又は廃止並びに運営等については、次に掲げるところによる。

#### 1 設置場所等

区長を区本部長、副区長及び区本部長の任命した職員を区副本部長とし、区役所に区本部を設置する。

なお、区本部長は、区本部を設置したときは、直ちにその旨を警察署等の防災関係機関に通知する。

#### 2 構成

区本部の構成は、原則として各班とする。

区本部には事務局を設置する。

なお、消防署及び各班は、情報連絡担当者を設置し、区本部事務局に派遣するものとする。

### 3 主な所掌事務

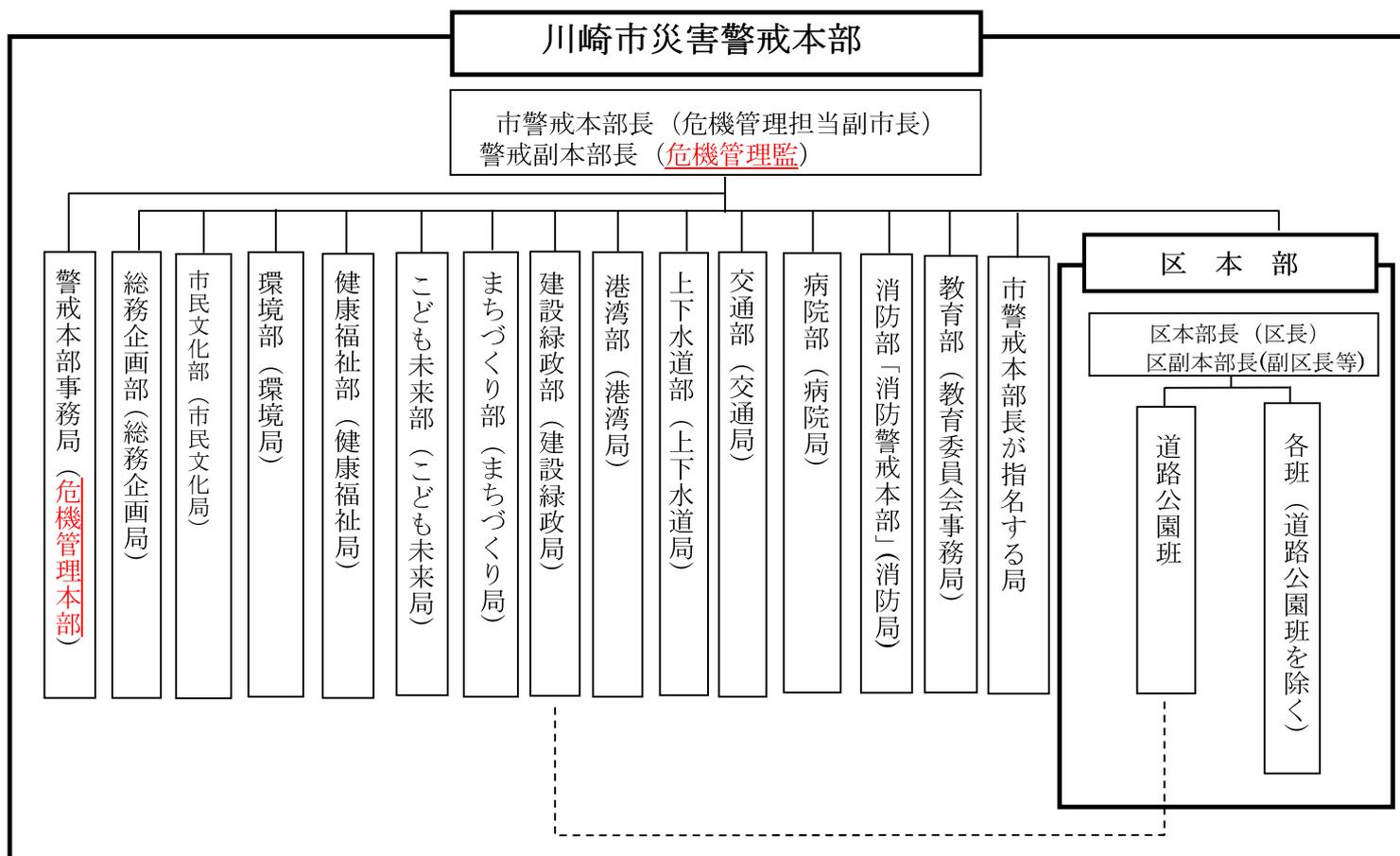
- (1) 災害に関する初期情報の収集に関すること。
- (2) 区域における被害情報の収集・報告に関すること。
- (3) 構成する班に対する気象情報、水防等に関する情報の収集伝達に関すること。
- (4) 職員の配備状況の把握に関すること。
- (5) 警戒巡視・広報活動に関すること。
- (6) その他応急対策を実施するうえで必要な対応に関すること。

### 4 廃止基準

- (1) 市災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- (3) 被害の発生するおそれが解消したとき。

(資料編 川崎市災害警戒本部設置要綱)

### 市警戒本部の構成



### 第3章 川崎市災害対策本部【危機管理本部、各局室区】

市長は、市域において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、災害対策基本法第23条の2の規定により、市災害対策本部（以下「市本部」という。）及び区本部を設置する。

#### 第1節 市本部の設置及び廃止【危機管理本部】

##### 1 設置の伝達

市本部が設置された場合、川崎市災害対策本部長（以下「市本部長」という。）は次によりその旨を伝達する。

- (1) 県知事及び防災関係機関へ伝達する。
- (2) 市庁舎・区庁舎等の入口に災害対策本部を設置した旨の掲示を行う。
- (3) 各報道機関へ公表するとともに、各種伝達手段を用いて市民に対し発表する。

##### 2 廃止の基準

市本部長は、次にあたる場合、市本部を廃止する。

- (1) 市の地域において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき。
- (2) 市の地域において、災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき。

##### 3 廃止の伝達

市本部を廃止した場合、次によりその旨を伝達する。

- (1) 県知事及び防災関係機関へ伝達する。
- (2) 市庁舎・区庁舎等の入口の掲示物を撤去する。
- (3) 各報道機関へ発表するとともに、各種伝達手段を用いて市民に対し発表する。

#### 第2節 市本部の組織及び運営【危機管理本部】

市本部の組織及び運営は、災害対策基本法、川崎市災害対策本部条例（昭和38年条例第14号）及び川崎市災害対策本部規程に定めるところにより、次のとおりとする。

##### 1 組織

市本部及び区本部の組織は、原則として図1に掲げるとおりとする。

##### (1) 市本部長・市副本部長及び参与

ア 市本部長は市長をもって充て、市副本部長は副市長をもって充てる。

イ 市本部長は、市本部の事務を統轄し、市本部の職員を指揮監督するとともに、応急対策実施上の重要事項について基本方針を決定する。

ウ 市副本部長は、市本部長を補佐し、市本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

エ 市副本部長が市本部長の職務を代理する順序は、川崎市長の職務代理順序に関する規則（平成15年規則第17号）に定めるところによる。

オ 参与は本部員の中から危機管理監、病院事業管理者及び教育長をもって充て、市本部長及び市副本部長を補佐する。

##### (2) 本部員

本部員は各局室長等及び危機管理監並びに本部長が必要と認める者をもって充て、市本部長、市副本部長及び参与とともに本部会議を構成し、応急対策実施上の重要な基本方針について協議する。

なお、不在のとき等はあらかじめ定められた職員がその職務を代理するものとする。

(3) 各部、区本部等の構成と事務分掌

(資料編 川崎市災害対策本部規程)

(4) 防災計画の策定

各部及び区本部の長は、その所管業務の実施について必要な防災計画を定めるものとする。

2 市本部の運営及び活動体制

(1) 市本部

ア 市本部長は、市本部の事務を総合的かつ有機的に推進するため本庁舎6階に市本部を設置する。

イ 市本部は、本部会議と市本部事務局との連携によって運営するものとし、庶務は市本部事務局が行う。

(2) 本部会議

ア 市本部長は、災害対策の基本方針を決定するため、本部会議を開催する。

イ 市副本部長及び各部長は、各部の配備体制及び緊急に措置した事項等を市本部長に報告する。

ウ 市本部長は、必要に応じて、本部会議に自衛隊、神奈川県警察（川崎市警察部）、横浜海上保安部（川崎海上保安署）、ライフライン事業者等関係機関の出席を求める。

(3) 市本部事務局

市本部の活動を迅速かつ的確に行うため、事務処理機関として、市本部に事務局を設置する。

ア 構成

(ア) 事務局長は危機管理監をもって充て、事務局次長は危機管理本部危機管理部長及び危機管理本部危機対策部長をもって充てる。

(イ) 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、事務局長の職務を代理する。

(ウ) 市本部事務局に各部に属する職員のうちから事務局長が指名する者を事務局員として、また、各部長が指名する者を本部調整員として置く。

イ 所掌事務

(ア) 各種情報の収集・報告

市本部事務局は、応急対策上必要な各種の情報を収集し、市本部長又は本部会議に報告する。なお、市本部事務局が収集すべき情報は、おおむね次表のとおりとする。

情 報 の 種 類	1	気象情報等
	2	被害情報
	3	住民避難状況
	4	車両、資機材等調達状況
	5	職員の動員配備状況
	6	自衛隊派遣要請等に関する情報
	7	応急対策実施状況
	8	住民広報の実施状況
	9	その他

(イ) 本部指令（市本部長の指示及び本部会議の決定事項）の伝達等

市本部事務局は、応急対策上重要な事項に関する本部指令を関係部・区本部に伝達する。

この場合、必要に応じて、その実施に関する具体的方策を指示することができる。

(ウ) 各部・区本部間の活動の連絡調整

(エ) 防災行政無線の統制に関すること

(オ) その他市本部事務局が必要と認める事項の協議

ウ 市本部事務局の設置場所は、本庁舎6階災害対策本部事務局室とする。

### 3 部（班・隊）

(1) 各部長は、災害の状況等に応じて、応急対策活動に必要な各班を編成し、活動体制を確立する。

(2) 各部長は、被害の発生状況及び本部会議の決定事項等に基づき、応急対策活動計画を策定し、応急対策を実施する。

### 4 区本部

(1) 市本部長は、災害の規模及び被害の程度等により総合的な応急対策が必要と認める区に区本部を置く。区本部を置くこととされた区の区長は、遅滞なく災害対策本部規程に定める各班を編成し、活動体制を確立する。

(2) 区本部に区本部長及び区副本部長を置き、班に班長を置く。区本部長には、区長を充て、区副本部長には、副区長及び区本部長の任命した職員を充てる。なお、各班の分担任務については、災害対策本部規程に定め、その他必要な事項は、区地域防災計画において定める。

(3) 区副本部長は、区本部長を補佐し、区本部長に事故があるとき、又は区本部長が欠けたときはその職務を代理する。

(4) 区本部に事務局を設置する。なお、消防署、市税事務所及び各班は情報連絡担当者を設置し、区本部事務局に派遣するものとする。

(5) 区本部の名称は、当該区の区名を冠するものとする。

#### (6) 区本部会議

区本部員間の連携を密にし、区の区域内の応急対策活動を効率的に推進するため、区本部会議を開催する。

ア 区本部会議の構成は、区本部長、区副本部長、各班の長及びその他区本部長が必要と認める者を充てる。

イ 区本部会議は、区本部長が必要に応じて招集する。

ウ 区本部長は、協議の結果、区内の応急対策について緊急を要すると認めた場合は、その処置につき必要な限度において、各班長に指示をすることができる。

## 第3節 各部・区本部間の相互応援【各局室区】

### 1 目的

災害時における災害の状況及び応急措置の推移、また各部・区本部の業務の実態に応じて、応援可能な部・区本部にあつては、所属する職員を、応援を必要とする部・区本部に応援させ、災害応急対策を総合的に実施する。

### 2 応援の要請

各部・区本部の長は、所掌事務を処理するにあたり、所属職員を動員してもなお不足するときは、職員の応援について、災害対策本部に要請する。

### 3 応援の決定

(1) 市本部長は、職員の参集・配備状況を勘案のうえ、職員を派遣する。

なお、区役所通常業務の支援が必要とされる場合には、他の区役所に勤務する職員を優先として派遣するものとする。

(2) 市本部事務局は、本部会議の決定に基づき応援に必要な措置を関係部・区本部と調整する。

### 4 応援職員の活動

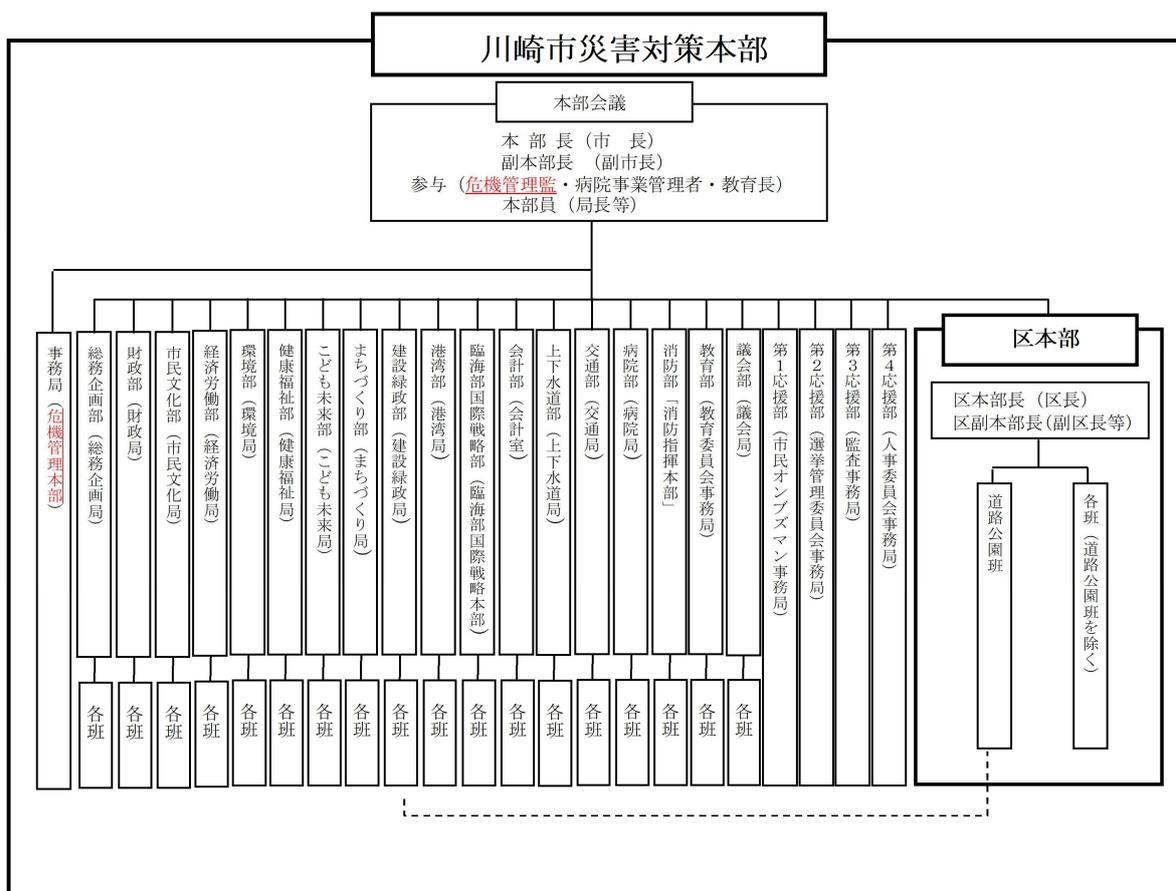
応援職員は、応援要請を行った部・区本部の長の指揮を受けて活動する。

(資料編 川崎市災害対策本部条例)

(資料編 川崎市災害対策本部規程)

(資料編 川崎市災害対策本部実施要綱)

図1 川崎市災害対策本部の構成



※区本部は、災害に対する応急活動等を実施する。その指揮・指示については、消防署は消防部その他は区本部が行うものとする。

ただし、災害の種類、被害の程度により全市的・統一的な対応が必要な場合、関係する部が区本部との連携のもとに指揮・指示する。

## 第4章 災害対策要員の動員・配備【危機管理本部、各局室区】

台風・集中豪雨等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市警戒体制、市警戒本部・区本部又は市本部・区本部が配備或いは設置されたときは、本章あるいは関係機関で別に定める動員計画に基づき災害対策の要員を配備し、警戒又は応急活動を実施する。

なお、富士山噴火による降灰被害の対応については、「噴火警戒レベル」や「降灰予報」などを総合的に判断し、必要な体制を整えるものとする。

### 第1節 市職員の動員体制【危機管理本部、各局室区】

#### 1 動員の指示

##### (1) 警戒体制

ア **危機管理本部**は、**危機管理本部員**を警戒体制に従事させ、関係局区に警戒体制にあることを周知し、関係局区は、それぞれ警戒体制を確立する。また、**危機管理本部**は、市長等に逐一報告・具申し、災害応急対策活動の実施に備え必要となる人員を、原則として「動員対象の考え方」に定める1号動員または2号動員の動員体制をとるよう指示を伝達する。

##### (2) 市警戒本部

ア 市警戒本部長は、災害の状況に応じて関係局区に対し動員体制を発令し、災害応急対策活動の実施に必要な人員を、原則として「動員対象の考え方」に定める3号動員以上の動員体制をとるよう指示する。

また、区本部長は、災害の状況に応じて所属の職員に対して動員体制を発令し、災害応急対策活動の実施に必要な人員を動員する。

イ 動員の指令を受けた関係局長及び区本部長は、原則として「動員対象の考え方」に定める3号動員以上の動員体制をとるものとする。また、災害が発生するおそれ、災害の規模、被害の程度等に応じて人員を増強又は縮小できるものとする。なお、動員状況については、市警戒本部長に逐一報告するものとする。

##### (3) 災害対策本部

ア 市本部長は、市本部を設置したときは、災害の状況に応じて関係局長及び区長に対し動員体制を発令し、災害応急対策活動の実施に必要な人員を動員するよう指示する。

イ 動員の指令を受けた関係局長及び区長は、原則として「動員対象の考え方」に定める4号動員又は5号動員により動員体制をとるものとする。また、災害が発生するおそれ、災害の規模、被害の程度等に応じて人員を増強又は縮小できるものとする。なお、動員状況については、市本部長に逐一報告するものとする。

#### 2 動員の対象者

市職員（本市以外の関係機関・団体等への出向職員を除く）を動員対象者とする。ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 病中・病後等で応急対策活動を実施することが困難であると所属長が認めた場合
- (2) その他市本部長又は区本部長あるいは市警戒本部長又は区本部長が認める場合

#### 3 動員対象の考え方

職員の動員発令の目安は、次の「大雨に関する動員対象の考え方」及び「大雪に関する動員対象の考え方」のとおりとする。なお、発令にあたっては、実際の降雨や被害状況等を鑑み、状況

に応じた動員発令を行うものとする。

(1) 大雨に関する動員対象の考え方

配備	体制	動員発令の目安	対応内容	動員対象
1号動員 (浸水対応 動員)	警戒体制	・大雨警報(浸水 害)、洪水警報が 発表、又は横浜地 方気象台が発表 を見込んでいる 場合 ・水防警報が発表	浸水、河川の増 水、溢水への警 戒、巡視、応急 活動の実施 防災気象情報等 の提供	<b>危機管理本部</b> まちづくり局(調整員) 建設緑政局(調整員、応急活動要員) 港湾局(調整員、必要に応じて応急活動要 員) 区役所(調整員、道路公園班) 上下水道局(調整員、必要に応じて応急活 動要員) 消防局(特別警防体制)
2号動員 (土砂災害 警戒対応 動員)	警戒体制	・大雨警報(土砂 災害)が発表、又 は横浜地方気象 台が発表を見込 んでいる場合 ・台風接近時は大 雨注意報が発表	浸水、河川の増 水、溢水、土砂 災害への警戒、 巡視、応急活動 の実施 防災気象情報等 の提供	上記の増強(増強のタイミングは各局・区 の判断による)に加え、 健康福祉局(調整員) こども未来局(調整員) まちづくり局(応急活動要員) 教育委員会事務局(調整員、区教育担当) 交通局(調整員)
3号動員 (土砂災害・洪水に よる避難 所開設レ ベル動員)	警戒本部 各部 区本部	・高齢者等避難、 又は避難指示を 発令した場合、又 は自主避難を呼 びかける場合	上記応急活動等 のほか、 避難所開設運営 高齢者等避難の 発令 避難指示の発令 防災気象情報、 避難所開設状況 等の提供 施設の安全確認 利用者安全確保 利用者への情報 提供 駅前滞留対応 報道対応	上記の増強(増強のタイミングは各局・区 の判断による)に加え、 区役所(避難所管理要員(土砂災害による 避難所開設の場合は川崎区を除く)) 各局(上記の局を含む)(避難所運営支援要 員(夜間・休日に避難所の運営を支援する こととなった場合、及び交代要員として各 局の職員が支援することとなった場合))
4号動員 (災害対策 本部設置 準備動員)	警戒本部 又は災害 対策本部 各部 区本部	・台風又は集中豪 雨等により、複数 の区に渡って甚 大な被害が発生 し、又は発生す るおそれ大きい 場合	上記の対応のほ か、災害防御及 び救助体制を強 化し、応急対策 活動ができる体 制を築き、関係 局区で横断的に 対応	上記の増強(増強のタイミングは各局・区 の判断による)に加え、 ■警戒本部設置時 総務企画局長、市民文化局長、環境局長、 健康福祉局長、こども未来局長、まちづく り局長、建設緑政局長、港湾局長、上下水 道局事業管理者、交通局長、病院局長、消 防局長、教育次長、 その他警戒本部長が指名する局の長 総務企画局(調整員、対応要員)、市民文化 局(調整員)、環境局(調整員)、病院局(調 整員)、その他警戒本部長が指名する局(調 整員)、区役所(区長、副区長、区本部会議 構成員) ■災害対策本部設置時 上記の警戒本部設置時に加え、 財政局長、経済労働局長、臨海部国際戦略 本部長、会計室長、市民オンブズマン事務 局長、選挙管理委員会事務局長、監査事務 局長、人事委員会事務局長、議会局長、財 政局(調整員)、経済労働局(調整員)、臨 海部国際戦略本部(調整員)、会計室(調整 員)、市民オンブズマン事務局(調整員)、 選挙管理委員会事務局(調整員)、監査事務 局(調整員)、人事委員会事務局(調整員)、 議会局(調整員)

5号動員 (総動員)	災害対策 本部	市内全域に被害 が発生している 場合	市の総力をあげ た対応	全職員（本部から局を通じて動員された職員）
---------------	------------	--------------------------	----------------	-----------------------

動員数の増減については、職員の活動従事状況や安全衛生等に配慮した交代要員等の確保も含め、各局・区の判断による。平日昼間：休日を除く月～金曜日の朝8時30分から夜17時15分まで。夜間・休日はそれ以外とする。  
【動員の縮小又は解除】各号について、気象警報等の解除、災害応急対策がおおむね完了した場合、又は被害の発生するおそれが解消した場合縮小、又は解除する。なお、2号動員のうち、港湾局、川崎区及び上下水道局の解除については、警報の解除に限らず、状況に応じて特に配慮する。

(2) 大雨による災害警戒体制・災害警戒本部設置時の各局区における応急活動内容例

	災害警戒体制（1号配備・2号配備） 浸水害、洪水対応（1号）、土砂災害対応（2号）	災害警戒本部（3号配備） 避難情報の発令による住民の安全確保、応急対策
<b>危機管理本部</b>	警戒体制の班（指揮、立案、情報発信、情報収集等）	警戒体制の班（指揮、立案、情報発信、情報収集等）
健康福祉局	調整員（2号配備）（ <b>危機管理本部</b> 、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）
こども未来局	調整員（2号配備）（ <b>危機管理本部</b> 、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）
まちづくり局	調整員（ <b>危機管理本部</b> 、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（2号配備）（危険箇所巡回、崖崩れ対応、被災宅地の危険度判定等）	調整員（本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（危険箇所巡回、崖崩れ対応、被災宅地の危険度判定等）
建設緑政局	調整員（ <b>危機管理本部</b> 、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（道路及び橋梁、河川等の所管施設の対応、区等との調整等）	調整員（本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（道路及び橋梁、河川等の所管施設の対応、区等との調整等）
港湾局	連絡員（ <b>危機管理本部</b> 、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（港湾施設等の被害確認、防潮扉の開閉、船舶への退避の通報等）	連絡員（本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（港湾施設等の被害確認、防潮扉の開閉、船舶への退避の通報等）
上下水道局	調整員（ <b>危機管理本部</b> 、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（施設の応急対策及び復旧、施設被害状況把握、災害状況の報告等）	調整員（本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（施設の応急対策及び復旧、施設被害状況把握、災害状況の報告等）
交通局	調整員（2号配備）（ <b>危機管理本部</b> 、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供）	調整員（本部、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供） 応急活動要員（バス路線の道路状況把握・確認、利用者への対応等）
消防局	特別警防体制	特別警防体制
教育委員会 事務局	調整員等（ <b>危機管理本部</b> 、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関すること、通学路の被災状況の確認等）	調整員等（本部、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関すること、通学路の被災状況の確認等）
区役所	調整員（ <b>危機管理本部</b> 、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 道路公園班（道路・橋梁・河川等の被害状況の把握、警戒、監視、応急対策及び復旧、道路啓開、崖崩れ応急対策、道路・公園施設利用者の安全確保等）	区本部設置体制 （区本部事務局、庶務班、情報広報班、地域支援班、保健衛生・福祉班、被災者支援班、道路公園班、ほか必要な班）

各局(上記の局を含む) (避難所運営要員として避難所へ参集する職員が属する局)		避難所運営支援要員(夜間・休日に避難所の開設を支援することとなった場合、及び交代要員として各局の職員が支援することとなった場合に避難所の運営を支援)
--	--	--

(3) 大雨による災害警戒本部・災害対策本部設置時の各局区における応急活動内容例

	災害警戒本部・災害対策本部(4号配備) 本部会議による災害対策の基本方針決定	災害対策本部(5号配備) 全庁をあげた災害対策の実施
<u>危機管理本部</u>	災害対策本部事務局(総務班、受援班、運用班、被災者支援班、広報班、ライフライン班、 <u>分析班</u> )	災害対策本部事務局(総務班、受援班、運用班、被災者支援班、広報班、ライフライン班、 <u>分析班</u> )、本部事務局員、本部調整員、区初動対応支援職員(必要に応じて)の事務局参集
総務企画局	調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整等) 対応要員:庁舎の被害確認、輸送(公用車)対応、施設利用者の安全確保、本部長・副本部長の秘書、報道対応、システム保全	川崎市災害対策本部規程に定める事務分掌による
財政局	調整員(本部等との連絡調整)	
市民文化局	調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、避難所保管施設の管理運営調整等)	
経済労働局	調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等、農作物・経済被害状況の把握と対応)	
環境局	調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、ごみ収集情報の提供等)	
健康福祉局	調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、災害時要援護者の避難、入所者・避難者の援護等)	
こども未来局	調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、入所者・避難者の援護等)	
まちづくり局	調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整) 応急活動要員(危険箇所巡回、崖崩れ対応、被災宅地の危険度判定等)	
建設緑政局	調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整) 応急活動要員(道路及び橋梁、河川等の所管施設の対応、区等との調整等)	

港湾局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整） 応急活動要員（港湾施設等の被害確認、防潮扉の開閉、船舶への退避の通報等）	川崎市災害対策本部規程に定める事務分掌による
臨海部国際戦略本部	調整員（本部等との連絡調整）	
会計室	調整員（本部との連絡調整）	
上下水道局	調整員（本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（施設の応急対策及び復旧、施設被害状況把握、災害状況の報告等）	
交通局	調整員（本部、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供） 応急活動要員（バス路線の道路状況把握・確認、利用者への対応等）	
病院局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）	
消防局	特別警防体制	
教育委員会事務局	調整員（本部、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関すること、通学路の被災状況の確認等）	
市民オンブズマン事務局	調整員（本部との連絡調整）	
選挙管理委員会事務局	調整員（本部との連絡調整）	
監査事務局	調整員（本部との連絡調整）	
人事委員会事務局	調整員（本部との連絡調整）	
議会局	調整員（本部との連絡調整、議員への情報提供）	
区役所	区本部設置体制 （区本部事務局、庶務班、情報広報班、地域支援班、保健衛生・福祉班、被災者支援班、道路公園班、ほか必要な班）	

(4) 大雪に関する動員対象の考え方

配備	体制	動員発令の目安	対応方針	動員対象
1号動員 (注意報レベル対応)	警戒体制	・大雪注意報が発表、かつ横浜地方気象台で3cm程度の積雪深を観測した場合、又は夜遅くから朝にかけて神奈川県東部で5cm以上の積雪が見込まれる場合	道路除雪対策計画に基づく除雪対応、市バス対応	<u>危機管理本部</u> 建設緑政局（調整員、応急活動要員） 交通局（調整員、応急活動要員） 区役所（調整員、道路公園班） 消防局（特別警防体制）

2号動員 (警報レベル 対応)	警戒体制	・大雪警報が発表され、夜遅くから朝にかけて降雪のピークが見込まれる場合	道路除雪対策計画に基づく除雪対応、市バス対応のほか、交通事業者等の関係者と連携した対応	上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、関係する局区(帰宅困難者用一時滞在施設を開設する場合につき、当該施設の管理運営要員)
3号動員 (相当数の被害発生時の対応)	警戒本部 各部 区本部	・複数の区で相当数の被害が発生した場合又は被害の発生するおそれが非常に大きい場合	上記応急活動等のほか、利用者安全確保利用者への情報提供 報道対応	上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、健康福祉局(調整員) こども未来局(調整員) 港湾局(調整員、応急活動要員) 教育委員会事務局(調整員、区教育担当)
4号動員 (災害対策本部設置準備動員)	警戒本部 又は災害 対策本部	・複数の区に渡って甚大な被害が発生し、又は発生するおそれが大きい場合	上記の対応のほか、災害防御及び救助体制を強化し、応急対策活動ができる体制を築き、関係局区で横断的に対応	上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、 ■警戒本部設置時 総務企画局長、市民文化局長、環境局長、健康福祉局長、こども未来局長、まちづくり局長、建設緑政局長、港湾局長、上下水道局事業管理者、交通局長、病院局長、消防局長、教育次長、 その他警戒本部長が指名する局の長 総務企画局(調整員)、市民文化局(調整員)、環境局(調整員)、まちづくり局(調整員)、上下水道局(調整員)、病院局(調整員)、その他警戒本部長が指名する局(調整員)、区役所(区長、副区長、区本部会議構成員) ■災害対策本部設置時 上記の警戒本部設置時に加え、 財政局長、経済労働局長、臨海部国際戦略本部長、会計室長、市民オンブズマン事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、議会局長、財政局(調整員)、経済労働局(調整員)、臨海部国際戦略本部(調整員)、会計室(調整員)、市民オンブズマン事務局(調整員)、選挙管理委員会事務局(調整員)、監査事務局(調整員)、人事委員会事務局(調整員)、議会局(調整員)
5号動員 (総動員)	災害対策 本部	市内全域に被害が発生している場合	市の総力をあげた対応	全職員(本部から局を通じて動員された職員)

(5) 大雪による災害警戒体制・災害警戒本部設置時の各局区における応急活動内容例

	災害警戒体制(1号配備・2号配備) 大雪注意報・警報レベル対応	災害警戒本部(3号配備) 相当数の被害発生時の対応
<b>危機管理本部</b>	警戒体制の班(指揮、立案、情報発信、情報収集等)	警戒体制の班(指揮、立案、情報発信、情報収集等)
健康福祉局		調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等)
こども未来局		調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等)

建設緑政局	調整員（ <b>危機管理本部</b> 、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（道路除雪対策計画に基づく除雪活動）	調整員（本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（道路除雪対策計画に基づく除雪活動）
港湾局		調整員（本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（臨港道路等港湾施設の管理保全、施設利用者の安全確保）
交通局	調整員（ <b>危機管理本部</b> 、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供） 応急活動要員（バス路線の道路状況把握・確認、利用者への対応等）	調整員（ <b>危機管理本部</b> 、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供） 応急活動要員（バス路線の道路状況把握・確認、利用者への対応等）
消防局	特別警防体制	特別警防体制
教育委員会事務局		調整員（本部、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関すること、通学路の被災状況の確認等）
区役所	調整員（ <b>危機管理本部</b> 、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 道路公園班（道路除雪対策計画に基づく除雪活動、道路・橋梁・河川等の被害状況の把握、警戒、監視、応急対策及び復旧、道路啓開等）	区本部設置体制 （区本部事務局、庶務班、情報広報班、地域支援班、保健衛生・福祉班、被災者支援班、道路公園班ほか必要な班）
その他の局	施設の管理運営要員（2号動員）（一時滞在施設を開設することとなった場合）	管理運営要員（一時滞在施設を開設することとなった場合）

(6) 大雪による災害警戒本部・災害対策本部設置時の各局区における応急活動内容例

	災害警戒本部・災害対策本部（4号配備） 本部会議による災害対策の基本方針決定	災害対策本部（5号配備） 全庁をあげた災害対策の実施
<b>危機管理本部</b>	災害対策本部事務局（総務班、受援班、運用班、被災者支援班、広報班、ライフライン班、 <b>分析班</b> ）	災害対策本部事務局（総務班、受援班、運用班、被災者支援班、広報班、ライフライン班、 <b>分析班</b> ）、本部事務局員、本部調整員、区初動対応支援職員（必要に応じて）の事務局参集
総務企画局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整等） 対応要員：庁舎の被害確認、輸送（公用車）対応、施設利用者の安全確保、本部長・副本部長の秘書、報道対応、システム保全	川崎市災害対策本部規程に定める事務分掌による
財政局	調整員（本部等との連絡調整）	
市民文化局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、避難所保管施設の管理運営調整等）	
経済労働局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等、農作物・経済被害状況の把握と対応）	
環境局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利	

	用者の安全確保、ごみ収集情報の提供等)	
健康福祉局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、災害時要援護者の避難、入所者・避難者の援護等）	
こども未来局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、入所者・避難者の援護等）	
まちづくり局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整） 応急活動要員（危険箇所巡回、崖崩れ対応、被災宅地の危険度判定等）	
建設緑政局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整） 応急活動要員（道路及び橋梁、河川等の所管施設の対応、区等との調整等）	
港湾局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整） 応急活動要員（港湾施設等の被害確認、防潮扉の開閉、船舶への退避の通報等）	
臨海部国際戦略本部	調整員（本部等との連絡調整）	
会計室	調整員（本部との連絡調整）	
上下水道局	調整員（本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（施設の応急対策及び復旧、施設被害状況把握、災害状況の報告等）	川崎市災害対策本部規程に定める事務分掌による
交通局	調整員（本部、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供） 応急活動要員（バス路線の道路状況把握・確認、利用者への対応等）	
病院局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）	
消防局	特別警防体制	
教育委員会事務局	調整員（本部、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関すること、通学路の被災状況の確認等）	
市民オンブズマン事務局	調整員（本部との連絡調整）	
選挙管理委員会事務局	調整員（本部との連絡調整）	
監査事務局	調整員（本部との連絡調整）	
人事委員会事務局	調整員（本部との連絡調整）	
議会局	調整員（本部との連絡調整、議員への情報提供）	
区役所	区本部設置体制 （区本部事務局、庶務班、情報広報班、地域支援班、保健衛生・福祉班、被災者支援班、道路公園班、ほか必要な班）	

#### 4 参集場所

- (1) 「動員対象の考え方」により動員を指示された職員は、原則として、所属参集とする。
- (2) ただし、各局の職員のうち地震時の動員区分が「避難所運営要員」の職員及び財政局市税事務所職員は、必要に応じて、各避難所に参集する。また、地震時の動員区分が「本部事務局員」及び「本部調整員」の職員は、必要に応じて、市警戒本部事務局又は市本部事務局に参集する。
- (3) その他、別に指定された職員は、その指定場所に参集する。

#### 5 動員計画及び職員への周知

各局、室及び区長は、職員の適正配置と円滑な動員を行うため、体制区分、動員基準の考え方及び災害対策本部規程に基づく各部及び各区本部の編成に応じて、動員計画を策定するとともに、平常時から所属職員に周知徹底を図らなければならない。また、動員計画の策定にあたっては、交代要員の確保等について考慮するものとする。

### 第2節 動員の方法【危機管理本部】

#### 1 伝達の方法

- (1) 勤務時間内の場合  
電話、電子メール等にて伝達する。
- (2) 勤務時間外の場合  
電話、電子メール又は各局・本部・室・区で事前に定めた連絡方法による。

#### 2 参集の手段

参集する職員は、できる限り有効かつ安全な手段を用いて、直ちに参集するように努めなければならない。

#### 3 動員の報告

各局、室及び区長は、動員体制の発令に基づく動員を実施したときは、その状況を市本部長又は市警戒本部長に報告する。

#### 4 参集時の留意事項

職員は、勤務時間外における参集について、次の要領により、自発的かつ速やかに行動を開始する。

- (1) 安全確保等  
自らの安全を確保し、家族、家屋等家庭及び近隣の安全を確認する。
- (2) 参集者の服装及び携行品  
気象状況に応じた服装の上、必要に応じて着替え、飲料水、食料、懐中電灯、ラジオ等の用具を携行する。
- (3) 参集途上の措置  
参集途上において、事故等に遭遇したときは、警察及び消防機関へ通報するとともに、人命救助への協力など適切な措置を行う。
- (4) 被害状況等の報告  
参集途上知り得た被害状況等は、適時、総合防災情報システム等により所属の上司及び関係局・区へ報告するものとする。

## 第5章 消防の警防体制【消防局】

台風、集中豪雨等の災害時において、被害の発生及び拡大を防止し、市民の生命、財産を安全に守るため、消防における警防体制を次により定める。

### 第1節 消防の組織【消防局】

#### 1 指揮本部等の組織

##### (1) 消防警戒本部及び方面警戒本部

川崎市災害警戒本部が設置されたとき、又は消防長が必要と認めるときは、消防局に消防警戒本部（以下「警戒本部」という。）を、各消防署に方面警戒本部を開設する。

##### (2) 消防指揮本部及び方面指揮本部

川崎市災害対策本部が設置されたとき、又は消防長が必要と認めるときは、消防局に消防指揮本部（以下「指揮本部」という。）を、各消防署に方面指揮本部を開設する。

#### 2 事務分掌等

##### (1) 警戒本部及び方面警戒本部

警戒本部及び方面警戒本部の編成・規模は、消防長が事象に応じて指定する。

##### (2) 指揮本部及び方面指揮本部の事務分掌

（資料編 川崎市災害対策本部規程）

#### 3 消防隊等の編成

(1) 消防隊の編成は、必要により非直職員の動員等によって補充し、さらに非常用消防自動車、特殊車両等で消防隊等を増強する。

(2) 消防団は、1隊当り原則として指揮者以下6人以上をもって編成する。

### 第2節 特別警防体制【消防局】

大規模災害等に対応するため、職（団）員の動員・召集及び消防隊等の増強編成を行い、警防体制を強化して消防活動を実施する。

#### 1 消防署の特別警防体制

##### (1) 特別警防体制1号（以下「1号体制」という。）

災害の状況把握及び広報活動を主体に強化する体制

##### (2) 特別警防体制2号（以下「2号体制」という。）

1号体制に加えて消防隊等を増強する体制

##### (3) 特別警防体制3号（以下「3号体制」という。）

全消防力を持って対処する体制

#### 2 消防局の特別警防体制

##### (1) 局特別警防体制1号（以下「局1号体制」という。）

災害の状況把握、情報収集及び情報分析を主体に強化する体制

##### (2) 局特別警防体制2号（以下「局2号体制」という。）

全職員をもって対処する体制

### 第3節 動員・召集等【消防局】

次の動員・召集により特別警防体制を確立するものとする。

#### 1 職員の動員

- (1) 動員1号・局動員1号  
1号体制・局1号体制を確保する所要要員
- (2) 動員2号・局動員2号  
2号体制・局2号体制を確保する所要要員
- (3) 動員3号  
全非直職員等

#### 2 団員の召集

消防署長と消防団長の事前協議に基づき、召集するものとする。

#### 3 参集場所

- (1) 職員は、各所属又は指定された場所に参集する。
- (2) 団員は、所属の器具置場又は指定された場所とする。

#### 4 伝達方法

- (1) 勤務時間外の局職員については、指令センターからの加入電話等により伝達し、消防署の非直職員等については、所属署からの加入電話等により伝達する。
- (2) 団員には、管轄する署において分団長以上の幹部に連絡する。

### 第4節 活動対策【消防局】

消防機関は、災害の覚知及び防除機関として、第一次的活動体制を有していることから、風水害発生意想地域の把握と災害活動を行うため、次により活動対策を計画する。

#### 1 災害危険地域及び防災対策の把握

- (1) 河川の氾濫、堤防の決壊、溢水、低地の浸水、崖崩れ等風水害発生地域の実態
- (2) 災害発生危険区域及び被害予想地域とその周辺地域における過去の被害事例、消防対象物の現況等並びに地形地質その他危険要因の実態
- (3) 避難・救護対策

#### 2 情報連絡員の指定

- (1) 風水害時においては、災害危険地域内の迅速的確な情報収集が重要事項となるので、当該地域内又はその近隣に居住する消防団員を情報連絡員に指名しておく。
- (2) 情報連絡員は、召集されたときでも器具置場又は指定された場所に参集することなく、別命あるまで引き続き当該地域を巡回して、方面指揮本部等に情報を連絡する。
- (3) 被害調査担当区域の指定

被害状況を迅速的確に調査するために、署所受持区域内を細分化して調査担当区域（2～3管区あて）に指定し、調査担当者を定めて常に災害危険区域内の情勢に精通させておく。

#### 3 情報収集及び広報

- (1) 河川の溢水、堤防損壊及びがけ崩れ等の危険が予想されるときは、速やかに情報収集を開始する。
- (2) 災害発生のおそれがあるときは、[水防活動用資器材](#)の点検整備を行うとともに、広報車等により当該地域を重点的に巡回し警戒広報を行う。

